

盛岡市  
高齢者保健福祉計画・  
第4期介護保険事業計画

(平成21年度～平成23年度)

平成21年3月

盛 岡 市

## は じ め に

わが国の65歳以上の高齢者人口は、昭和45（1970）年に総人口の7%を、平成6（1994）年には14%を、さらに平成19（2007）年には21%を超えて、「超高齢社会」となり、高齢化が急速に進行しています。

高齢者人口は平成32（2020）年まで急速に増加しますが、その後はおおむね安定的に推移すると見込まれています。一方で、総人口が減少に転じていることから、高齢化率は上昇を続け、平成27（2015）年には高齢化率が26%、平成62（2050）年には40%に達し、国民の3人に1人以上が高齢者という極めて高齢化の進んだ社会の到来が見込まれています。

こうした社会状況を踏まえ、国では平成18年度に、介護保険制度を将来にわたり安定したものとするために「制度の持続可能性」、「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「社会保障の総合化」の基本的視点から、予防重視型システムへの転換や新たなサービス体系の確立などを内容とした大幅な制度改正を行い、平成21年度から始まる第4期においても、その考え方を持続することとしているところです。

本市はこれまで、まちづくりの指針となる総合計画の施策の柱である「いきいきとして安心できる暮らし」を実現するため、各種施策に取り組んできたところです。

人口構造の急速な高齢化と人口減少が同時に進行する中で、高齢者を地域全体で支える新たな仕組みづくりや、高齢者が健康で生きがいを持って、生き生きとした生活を送るためには、自らが健康づくりに努めながら、社会活動や生涯学習活動等の生きがいづくりを推進することが不可欠となっています。

このようなことから、これまでの計画を見直し、平成27年の高齢者の状況を想定しながら、平成21年度から23年度までを計画期間とする「盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定したところです。

今後、介護保険制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本とし、制度の持続可能性を高めていくため、地域支援事業における介護予防事業や地域密着型サービス事業などを通じ、保健福祉施策の一層の推進に努めてまいります。

結びに、貴重な御意見や御提言をいただきました社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会委員、介護保険運営協議会委員をはじめ、意向調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様、御指導をいただきました関係機関、団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

盛岡市長 谷藤 裕明

# 目 次

## 第1章 総論

1	基本理念	1
2	基本方針	1
	施策の体系図	2
3	性 格	3
	(1) 法的位置付け	3
	(2) 「盛岡市総合計画」と 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との関係	3
4	策定の方法	4
	(1) 計画策定の基本姿勢	4
	(2) 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会 及び盛岡市介護保険運営協議会による計画づくり	4
5	期 間	4
6	日常生活圏域	5
	日常生活圏域図	6
7	地域包括支援センター	7

## 第2章 高齢化の進展と高齢者等の現状

1	人口推移	9
	(1) 総人口の推移と推計	9
	(2) 人口構成	10
	(3) 自然動態	10
	(4) 社会動態	11
2	高齢者の推移，高齢者等世帯及び就労状況	11
	(1) 前期高齢者数及び後期高齢者数の推移	11
	(2) 高齢者世帯構成	12
	(3) 要介護認定者の世帯構成	13
	(4) 要介護認定者の状況	13
	(5) 産業別就業状況	14
3	高齢者の健康の状況	15
	(1) 高齢者の主要疾病分類	15
	(2) 病院，診療所に入院中の高齢者	15
	(3) 男女別平均寿命	16
	(4) 主な死因	16

## 第3章 施策・事業の推進

1	健康で安心な生活の実現	17
	(1) 健康づくりの推進	18
	ア 健康教育	18
	イ 健康相談	19

ウ	健康診査	20
エ	訪問指導	21
(2)	介護予防の推進	22
ア	特定高齢者把握評価事業	22
イ	特定高齢者通所型介護予防事業	23
ウ	特定高齢者訪問型介護予防事業	24
エ	介護予防普及啓発事業	25
オ	介護予防教室運営事業	25
カ	元気はなまる教室	26
キ	生活管理指導短期宿泊事業	27
2	生きがいをもって過ごせる生活の実現	28
(1)	生きがいづくりの推進	29
ア	社会参加活動団体への支援	29
(ア)	老人クラブ	29
(イ)	その他の高齢者団体	30
(ウ)	敬老バス運行事業	31
イ	学習機会の充実	31
(ア)	もりおか老人大学	31
ウ	健康増進の推進	32
(ア)	健康増進教室事業	32
(イ)	マッサージ等指導教室	33
エ	文化・趣味・スポーツ活動の推進	33
(ア)	老人芸能大会	34
(イ)	老人作品展	34
(ウ)	老人スポーツ祭典	34
(エ)	ニュースポーツ講習会	34
(オ)	地区老人スポーツ大会	34
オ	生きがいづくりの環境整備	35
(ア)	生きがいづくり関連施設の整備	35
(イ)	児童館・児童センターの世代間交流事業	35
カ	敬老事業等の実施	36
(ア)	敬老金品支給事業	36
(イ)	金婚慶祝会	36
(ウ)	高齢者無料入浴事業	36
(エ)	在日外国人高齢者福祉給付金支給事業	36
(2)	社会参加の推進	37
ア	高齢者の就労推進	37
(ア)	盛岡市シルバー人材センター	37
(イ)	高齢者就労相談事業	37
イ	高齢者ボランティアの育成及び高齢者団体の社会活動推進	38
(ア)	高齢者ボランティアの育成	38
3	安心して心のかよいあう生活の実現	39
(1)	包括的支援事業の推進	42
ア	地域包括支援センター運営事業	42
イ	地域ケア体制	42
(2)	任意事業の推進	44
ア	介護給付等費用適正化事業	44

イ	家族介護者リフレッシュ事業	44
ウ	家族介護慰労金支給事業	45
エ	成年後見制度利用支援事業	46
オ	寝たきり老人紙おむつ支給事業	46
カ	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）事業	47
キ	住宅改修理由書作成費助成事業	47
ク	生活管理指導員派遣事業	48
ケ	「食」の自立支援事業	49
(3)	在宅福祉事業の推進	50
ア	生きがい活動支援通所事業	50
イ	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	50
ウ	緊急通報システム設置事業	51
エ	福祉電話設置事業	52
オ	火災警報器等給付事業	52
カ	要介護高齢者等住宅改造費補助事業	53
キ	高齢者住宅整備資金の貸付事業	53
ク	認知症支援ネットワーク事業	54
ケ	相談窓口	55
	（ア） 地域包括支援センター	55
	（イ） 介護支援センター	55
	（ウ） 市の窓口等	55
コ	老人福祉施設等事業	55
	（ア） 養護老人ホーム	55
	（イ） 軽費老人ホーム	56
	（ウ） 有料老人ホーム	57
(4)	介護予防サービス事業の推進	58
ア	要介護（要支援）の認定	58
イ	要介護（要支援）者の状況	58
ウ	介護予防サービス実績及び見込み	59
	（ア） 介護予防訪問介護	59
	（イ） 介護予防訪問入浴介護	60
	（ウ） 介護予防訪問看護	60
	（エ） 介護予防訪問リハビリテーション	61
	（オ） 介護予防通所介護	62
	（カ） 介護予防通所リハビリテーション	63
	（キ） 介護予防福祉用具貸与	63
	（ク） 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護	64
	（ケ） 介護予防特定施設入居者生活介護	64
	（コ） 介護予防居宅療養管理指導	65
	（サ） 特定介護予防福祉用具販売	66
	（シ） 介護予防住宅改修	66
	（ス） 介護予防支援（介護予防サービス計画）	67
エ	地域密着型介護予防サービス見込み	67
	（ア） 介護予防認知症対応型通所介護	67
	（イ） 介護予防小規模多機能型居宅介護	68
	（ウ） 介護予防認知症対応型共同生活介護	69

(5) 介護サービス事業の推進	69
ア 介護サービス実績及び見込み	69
(ア) 訪問介護	69
(イ) 訪問入浴介護	70
(ウ) 訪問看護	71
(エ) 訪問リハビリテーション	72
(オ) 居宅療養管理指導	73
(カ) 通所介護	73
(キ) 通所リハビリテーション	74
(ク) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護	74
(ケ) 特定施設入居者生活介護	75
(コ) 福祉用具貸与	76
(サ) 居宅介護支援	77
(シ) 特定福祉用具販売	77
(ス) 住宅改修	78
イ 地域密着型サービス見込み	79
(ア) 夜間対応型訪問介護	79
(イ) 認知症対応型通所介護	79
(ウ) 小規模多機能型居宅介護	80
(エ) 認知症対応型共同生活介護	80
(オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	81
(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	81
ウ 施設サービス実績及び見込み	82
(ア) 介護老人福祉施設	82
(イ) 介護老人保健施設	83
(ウ) 介護療養型医療施設	84
(エ) 特定入所者介護サービス費	85
エ 介護老人福祉施設等及び地域密着型サービス施設の整備目標	85
(ア) 介護老人福祉施設等	85
(イ) 地域密着型サービス施設	86
(ウ) 混合型特定施設入居者等生活介護施設	86
(エ) 療養病床再編成施設	86
(6) 支え合い活動の推進	86
ア 災害時要援護者対策の推進	87
イ 一人暮らし高齢者等対策推進事業	87
(ア) シルバーメイト事業	87
(イ) 介護教室・医療保健講座事業	88
(ウ) ふれあいシルバーサロン事業	89
(エ) 友愛訪問推進事業	90
ウ 認知症高齢者サポーター養成事業	90
エ 地域福祉ボランティア	90

## 第4章 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

1 介護保険料の算出方法	91
--------------	----

2	介護保険サービスの事業費用	92
(1)	介護費用の負担区分	92
(2)	地域支援事業費用の負担区分	92
ア	地域支援事業費における負担割合	92
(3)	介護サービスの総費用額	93
3	第1号被保険者の介護保険料	94
(1)	標準給付費見込額	94
(2)	地域支援事業費見込額	95
(3)	第1号被保険者保険料の算出	95

## 第5章 計画の推進と評価

1	計画の点検・評価体制	99
(1)	盛岡市行政評価システム	99
(2)	盛岡市介護保険運営協議会	99
(3)	社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会	99
(4)	地域包括支援センター運営協議会	100
(5)	地域密着型サービス運営委員会	100

## 資料編

1	介護保険サービスの事業費用と第1号被保険者保険料の算出根拠	101
(1)	介護保険サービス等の算出根拠	101
(2)	介護保険料の求め方	110
ア	標準給付費見込額	110
イ	地域支援事業費見込額	110
ウ	後期高齢者補正係数	110
エ	所得段階別補正係数	111
オ	調整交付金見込交付割合及び第1号被保険者負担割合	111
カ	財政安定化基金拠出金	112
キ	予定保険料収納率	112
ク	所得段階別加入割合補正後被保険者数	112
ケ	介護給付費準備基金	113
コ	保険料収納必要額	113
サ	保険料賦課総額	113
シ	第1号被保険者の保険料の算出	114
2	保健福祉・介護サービス利用意向調査の結果（抜粋）	115
3	盛岡市介護保険運営協議会	125
4	盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会	126
5	盛岡市地域包括支援センター運営協議会	128
6	盛岡市地域密着型サービス運営委員会	129

---

# 第1章 総論

---

# 第1章 総論

## 1 基本理念

地域の人々がお互いに協力しあいながら  
高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことのできる  
心のかよいあう高齢社会を目指して

この「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「前例のない高齢社会」を、優れた自然と住みよい環境の中で、高齢者が地域社会の一員として尊重された暮らしを営むために、「市民、民間団体、行政機関などが、それぞれの役割を果たしながら一体となった取り組み」や、「保健・医療と福祉の連携による健康づくり」と併せ、「高齢者の豊富な経験と知識などを生かした社会参加」により、生涯を通じて健やかで生きがいをもって安心して暮らすことのできる心のかよいあう連帯の精神に満ちた高齢社会を目指すものです。

## 2 基本方針

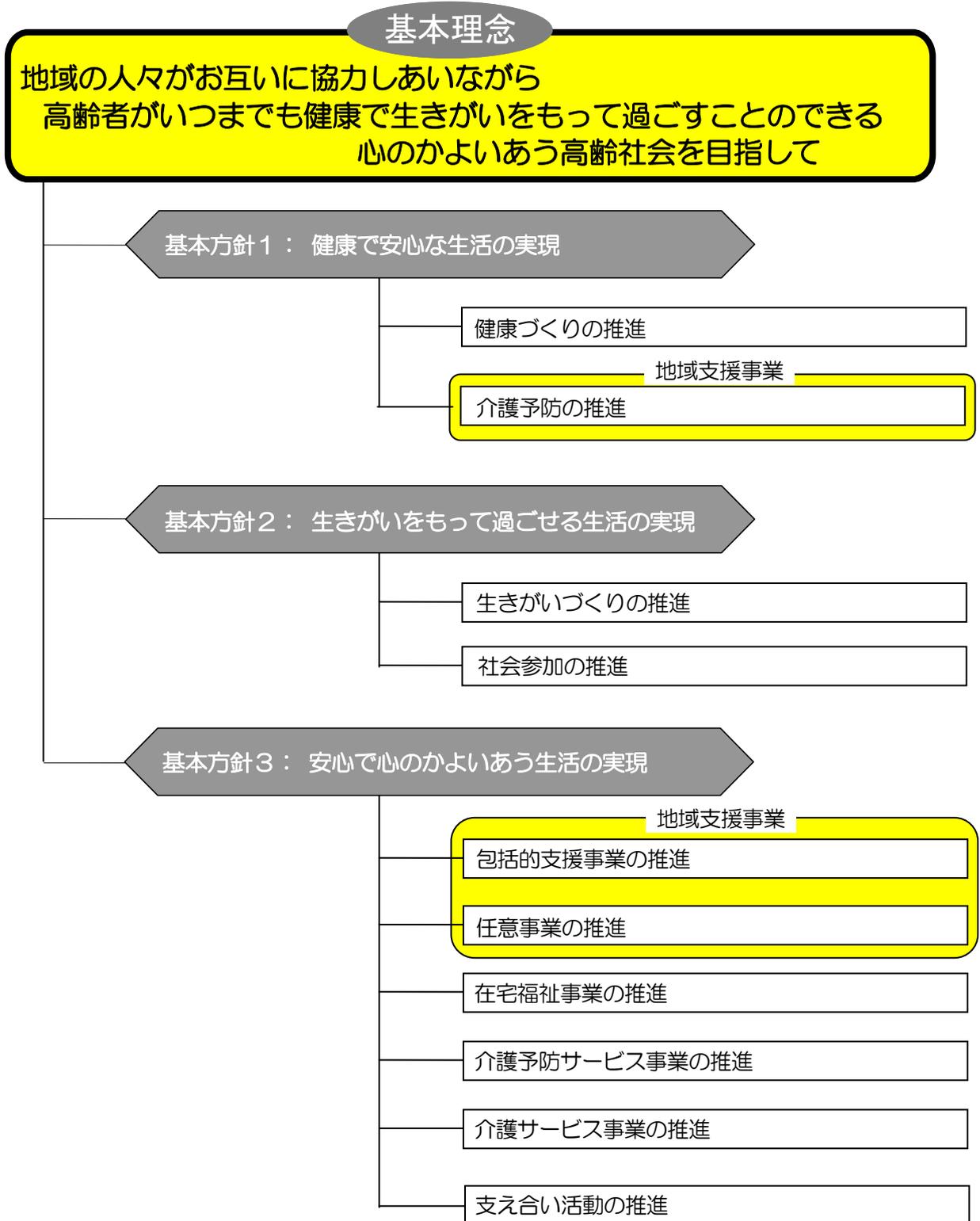
- 基本方針1 : 健康で安心な生活の実現
- 基本方針2 : 生きがいをもって過ごせる生活の実現
- 基本方針3 : 安心で心のかよいあう生活の実現

国が定める第4期介護保険事業における基本指針は、第3期計画で設定した平成26年度の目標に至る中間段階と位置付け、介護保険施設等の適正な整備目標と、制度の持続可能性を高めていくための介護予防を推進し、軽度者に対する予防給付や要支援・要介護状態に陥るおそれのある方を対象とした、「地域支援事業」などを基本的に継続することとしています。

盛岡市は、総合計画の施策の柱である「いきいきとして安心できる暮らし」の実現を目指し、高齢者の保健福祉・介護施策を推進していますが、少子高齢化の進展により高齢化率は上昇を続け、平成20年6月には20%に迫り、ひとり暮らし高齢者の世帯が約8,100世帯へと増加することにより、家庭における「介護力」や、地域の間人関係による「見守り」も低下している状況となっており、高齢者を地域全体で支えるケア体制の整備が求められています。

このことから、高齢者が生涯を通じて健康で生きがいをもって、いきいきとした生活を安心して送るためには、介護を必要とする状態にならないための介護予防、地域での暮らしを継続するための生活支援、サービスを選択するうえでの情報の提供などを行うことが重要と考え、盛岡市では三つの基本方針を定め、別途策定されている「盛岡市地域福祉計画」と連携しながら、高齢者の保健福祉・介護施策を推進します。

## 施策の体系図



### 3 性 格

#### (1) 法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人保健法に基づく「市町村老人保健計画」と老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」で構成しておりましたが、平成20年4月に健康増進法に基づく事業に移行したため、別に策定する「健康増進計画」と調和した計画とするよう改められましたが、本市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、保健・福祉分野の連携が必要と考え、従前どおり「高齢者保健福祉計画」として策定することとしました。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法に定める「市町村介護保険事業計画」に当たります。さらに、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、社会福祉法に定める「地域福祉計画」の、「高齢者を対象とする個別計画」に相当するものでもあります。

#### (2) 「盛岡市総合計画」と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との関係

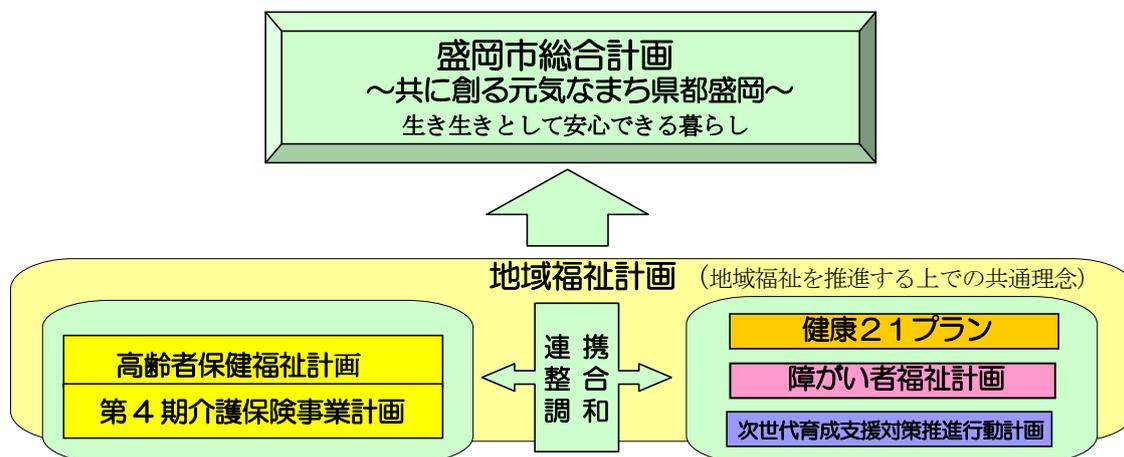
「盛岡市総合計画」と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、平成26年度を目標年次とした、まちづくりの目指す将来像を実現するために展開される施策を踏まえたものです。

「高齢者保健福祉計画」は、「地域福祉計画」の個別計画として策定され、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという重要な課題に対して、本市が目指すべき基本理念を定め、その実現に向かって取り組む施策を具体的に示すものです。

一方、介護保険事業計画は、介護や支援を必要とする高齢者等に関する計画を策定するものです。

このため、「高齢者保健福祉計画」は、すべての高齢者を視野に入れており、「疾病の予防及び早期発見」・「健康づくり及び生活の安定」など、介護保険の給付対象とならない高齢者保健福祉サービスや健康相談、生きがい対策などの関連施策も計画の対象としています。

したがって、「高齢者保健福祉計画」は、「介護保険事業計画」を包含し、基本理念や施策の考え方を両計画が共有するものとし、両計画を一体的に策定するものです。



## 4 策定の方法

### (1) 計画策定の基本姿勢

この計画の策定に当たり、高齢者の実態を十分に把握するため、「意向調査」を実施し、併せて、介護サービス事業者の実態等についても把握に努め、計画に反映させました。

また、市民の意見を広く計画策定に反映させるため、パブリックコメントや住民説明会などにより意見・要望の把握に努めました。

### (2) 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会及び盛岡市介護保険運営協議会

この計画の策定に際しては、公募委員や学識経験者、医療関係者、福祉関係者、地域団体関係者で構成する「盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会」及び「盛岡市介護保険運営協議会」において計画への意見・提言を聴きました。

## 5 期間

第2期計画までは、5ヵ年を一期として3年ごとに計画を策定していましたが、第3期計画からは、社会情勢の変化、整備目標の達成状況及び保険料の財政的均衡を考慮し、2014年（平成26年度）の高齢者介護の姿を念頭に置いて、そこに至る中間段階の位置付けとし、3年を一期としています。第4期計画は、平成21年度から平成23年度までの3ヵ年を計画期間としています。

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3次盛岡市総合計画 平成7年度～平成16年度					盛岡市総合計画基本構想 (平成17年度～平成26年度) 実施計画3ヵ年毎									
					地域福祉計画 (平成17年度～平成26年度) 中間年度:平成21年度									
高齢者保健福祉計画・ 第1期介護保険事業計画 (平成12年度～平成16年度)														
					高齢者保健福祉計画・ 第2期介護保険事業計画 (平成15年度～平成19年度)									
								高齢者保健福祉計画・ 第3期介護保険事業計画 (平成18年度～平成20年度)						
										高齢者保健福祉計画・ 第4期介護保険事業計画 (平成21年度～平成23年度)				
													高齢者保健福祉計画・ 第5期介護保険事業計画 (平成24年度～平成26年度)	

## 6 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、平成18年4月から、市内に日常生活圏域を設定しています。

圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件（旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位）、介護給付サービス施設の整備状況などを総合的に勘案して定めています。

一圏域おおむね4万人から5万人の人口エリアと玉山区とで構成し、それぞれ、地区福祉推進会の活動エリアを基本としながら、地域の相談窓口である地域包括支援センターや介護給付等対象サービス施設の活動範囲も含め、7圏域となっています。

また、圏域ごとに地域密着型サービス施設の整備等を行うため、「地域密着型サービス運営委員会」を設置しています。

### 日常生活圏域

圏域名	福祉推進会	主 な 町 名
河北1	仁王・上田 桜城・西厨川	内丸・中央通・大通・菜園・大沢川原・開運橋通・本町通・長田町・材木町・梨木町・名須川町・北山・上田・上田字の一部・西下台町・館向町・高松の一部・上田堤・三ツ割・三ツ割字の一部・盛岡駅前通・盛岡駅前北通・盛岡駅西通・中川町・新田町・城西町・境田町・天昌寺町・中屋敷町・大新町・北天昌寺町・稲荷町・大館町
河北2	緑が丘・松園 山岸・米内	愛宕町・愛宕下・山岸・山岸字・紅葉が丘・岩清水・高松の一部・箱清水・上田字の一部・緑が丘・東緑が丘・岩脇町・黒石野・東黒石野・松園・東松園・西松園・北松園・小鳥沢・下米内・下米内字・上米内字・桜台・浅岸・浅岸字・新庄字の一部・加賀野字の一部
河 南	城南・加賀野 杜陵・大慈寺 中野・築川	中ノ橋通・紺屋町・神明町・志家町・若園町・住吉町・上ノ橋町・天神町・加賀野・肴町・下ノ橋町・馬場町・清水町・南大通・八幡町・松尾町・大慈寺町・鉦屋町・神子田町・茶畑・中野・新庄町・高崩・東中野下道・山王町・東中野町・東中野字・小杉山・東新庄・東桜山・つつじが丘・東山・川目町・川目・東安庭・東安庭字・門・門字・新庄字の一部・加賀野字の一部・砂子沢・根田茂・築川
厨 川	東厨川・青山 土淵・北厨川 みたけ	夕顔瀬町・北夕顔瀬町・前九年・安倍館町・青山・上堂・月が丘・西青山・南青山町・長橋町・中堤町・厨川・みたけ・前潟・下厨川字・上厨川字・平賀新田字・土淵字
盛 南	仙北・本宮 太田・つなぎ	仙北・東仙北・南仙北・西仙北・仙北町字・本宮・本宮字・向中野・向中野字・下鹿妻字・上太田・中太田・下太田・猪去・上鹿妻・繫字
都 南	津志田・見前 永井・飯岡 乙部	三本柳・津志田・津志田町・津志田西・津志田中央・津志田南・東見前・西見前・永井・下飯岡・上飯岡・飯岡新田・羽場・湯沢・湯沢東・湯沢西・湯沢南・流通センター北・乙部・大ヶ生・黒川・手代森
玉 山	巻堀／姫神 好摩・渋民 玉山／藪川	【玉山区】芋田・上田・川崎・川又・好摩・渋民・下田・玉山・寺林・永井・馬場・日戸・巻堀・松内・門前寺・藪川

# 日常生活圏域図



## 7 地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の維持，生活の安心，保健，福祉の向上と増進のために必要な援助，支援を行う機関として，市は地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは，地域支援事業として，「介護予防事業」，「総合相談支援・権利擁護事業」，「包括的・継続的マネジメント」及び「任意事業」を担う地域の中核機関です。

国の基準によれば，地域包括支援センターは，最も効果的・効率的に機能が発揮できるよう市町村において弾力的に設置することとしています。本市では，人口規模，人材確保の状況，業務量や運営財源及び日常生活圏域との整合性に配慮し，7施設を設置しています。

その際，すでに地域の相談窓口として必要な援助，支援の実績のあった地域型在宅介護支援センター設置法人の中から，中立・公平性及び人材の確保が可能な法人を選定し，委託設置しています。

この他に，地域包括支援センターとしない地域型在宅介護支援センターを，ランチ型介護支援センターとして11カ所を設置しました。平成20年5月には，旧競馬場跡地にさらに1カ所を新規に設置し，現在12カ所体制で業務を実施しています。

ランチ型介護支援センターは，地域包括支援センターへの相談をつなぐための初期相談窓口業務を行います。

また，各地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていくため，「地域包括支援センター運営協議会」を併せて設置しています。

圏域名	地域包括支援センター (本体型)	介護支援センター (ランチ型)
河北1	盛岡駅西口地域包括支援センター	上田介護支援センター
河北2	山岸和敬荘地域包括支援センター	第二松園ハイツ介護支援センター ケアガーデン高松公園介護支援センター
河 南	五月園地域包括支援センター	ヴィラ加賀野介護支援センター 城南介護支援センター
厨 川	青山和敬荘地域包括支援センター	月が丘介護支援センター おでんせ介護支援センター
盛 南	イーハトーブ地域包括支援センター	千年苑介護支援センター
都 南	地域包括支援センター川久保	飯岡介護支援センター 希望の里介護支援センター 都南あけぼの荘介護支援センター
玉 山	玉山地域包括支援センター	秀峰苑介護支援センター

---

## 第2章 高齢化の進展と高齢者等の現状

---

## 第2章 高齢化の進展と高齢者等の現状

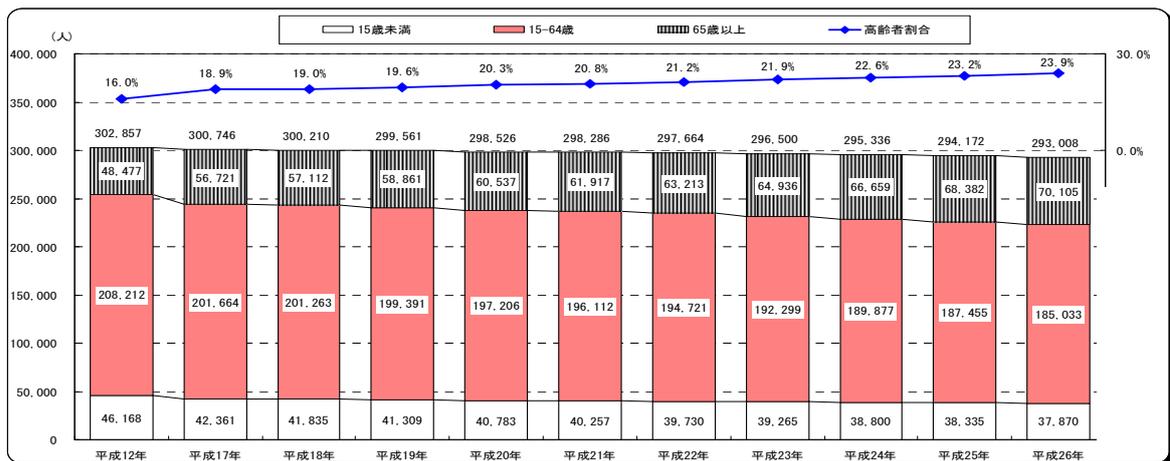
### 1 人口推移

#### (1) 総人口の推移と推計

人口の推移を国勢調査結果及び推計人口で見ると、総人口は減少傾向で推移しており、平成17年から9年間で7,738人減少し、平成26年の総人口は293,008人になると推計されています。

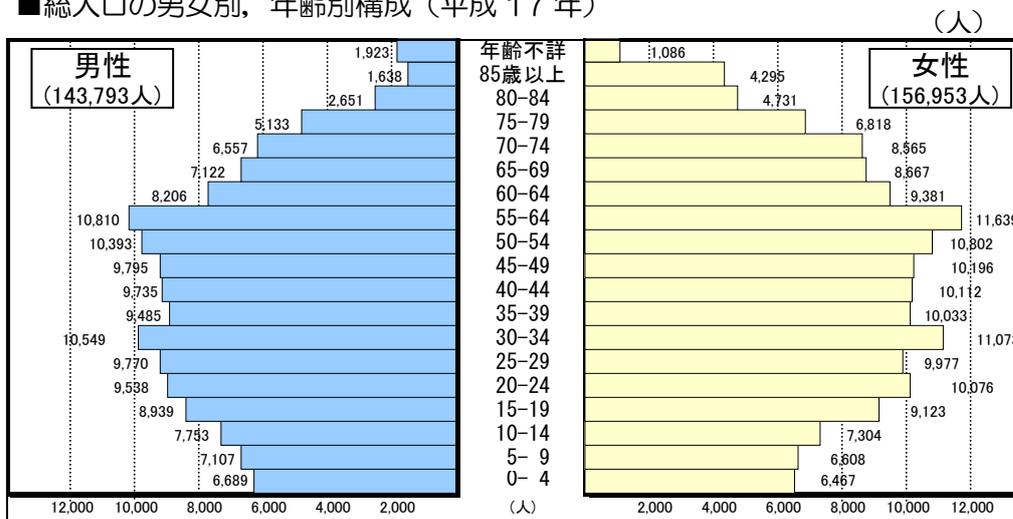
また、平成17年10月現在の人口構成を、人口ピラミッドで見ると、出生数の減少と高齢化が反映された「つぼ型」となっています。また、「団塊の世代」が60歳代の年齢を迎え、今後の高齢者人口のさらなる増加をうかがうことができます。

#### ■年齢三区分別割合の推移



資料：国勢調査／平成18年から平成26年まではコーホート要因法による推計人口

#### ■総人口の男女別、年齢別構成（平成17年）

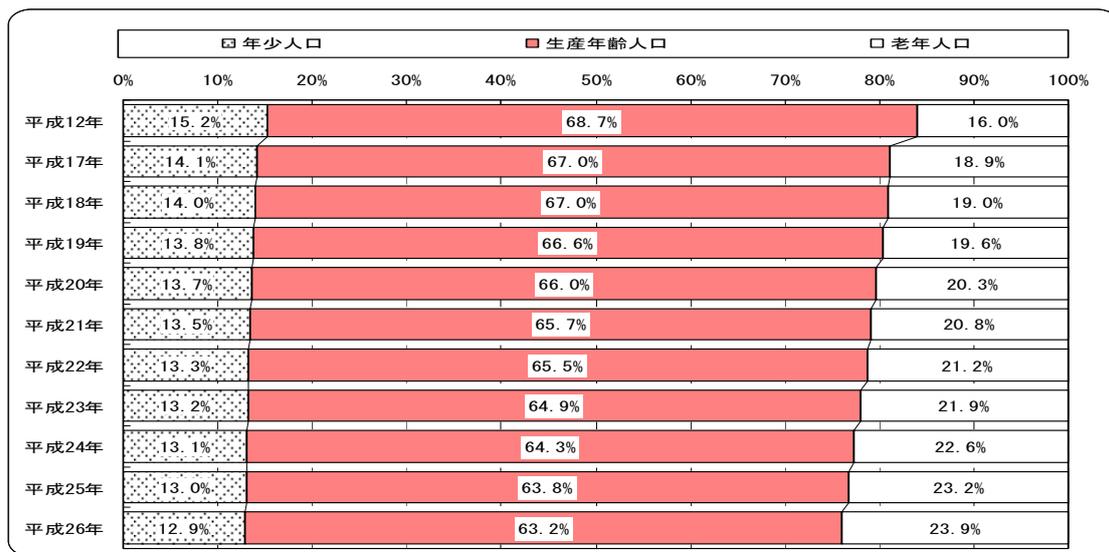


資料：国勢調査

## (2) 人口構成

総人口を年齢三区分別の割合で見ると、平成12年では年少人口が15.2%、老年人口が16.0%、平成17年には年少人口が14.1%、老年人口が18.9%となっており、平成20年の推計人口では、年少人口が13.7%、老年人口が20.3%となっており、今後もさらに老年人口の増加、年少人口の減少が続く、総人口は減少しながら高齢化率は高くなっていくことが予想されます。

### ■年齢三区分別割合の推移



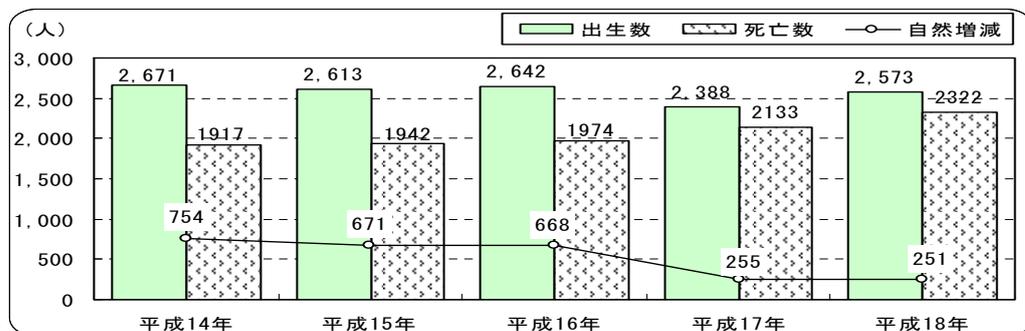
資料：国勢調査／平成18年から平成26年まではコーホート要因法による推計人口  
 年少人口＝15歳未満、生産年齢人口＝15歳以上～65歳未満、老年人口＝65歳以上

## (3) 自然動態

出生数と死亡者数を見ると、出生数が死亡数を上回っていますが、出生数の減少、死亡数の増加により、自然増加数は、平成14年以降、減少傾向となっています。

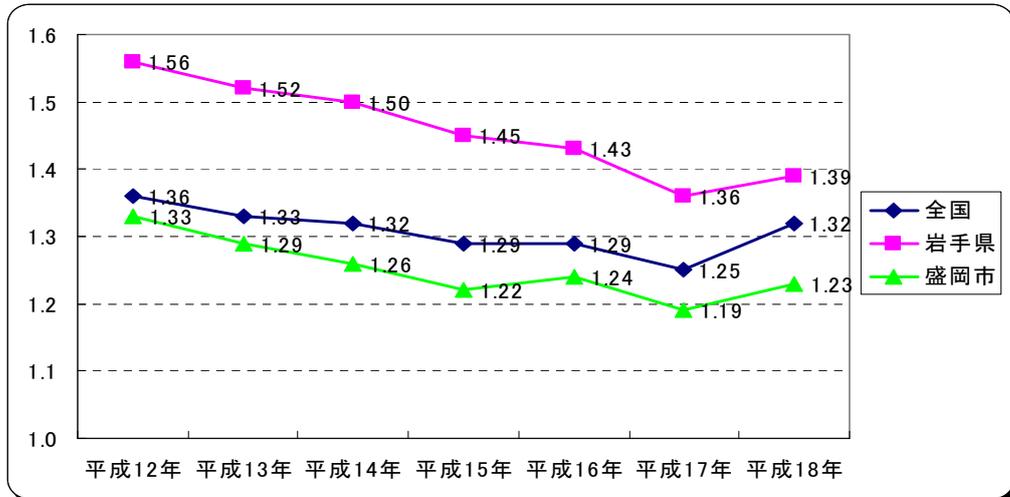
一人の女性が一生に産む子供の数を表す合計特殊出生率は、本市の場合、岩手県の平均を下回り、平成13年から平成17年まで、年々減少傾向となっておりましたが、全国や、岩手県と同様の傾向となり、平成18年にはやや増加し、1.23となっています。

### ■自然動態



資料：盛岡市統計書（平成18年版）

■合計特殊出生率

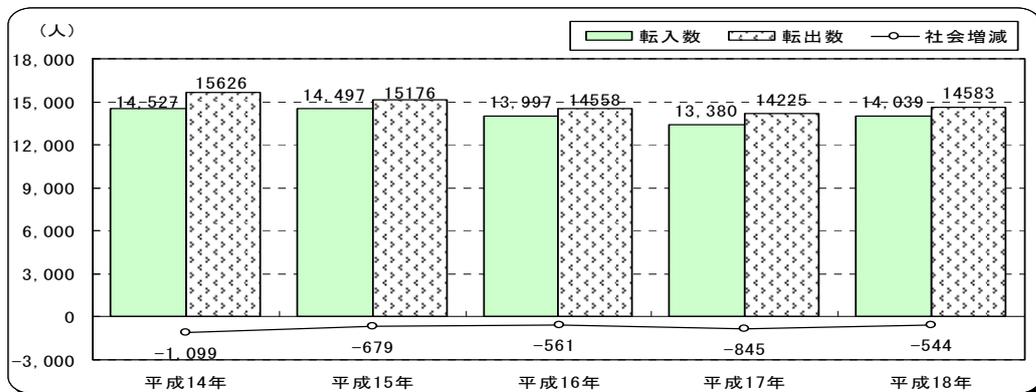


資料：全国、岩手県の値は厚生労働省資料，盛岡市の値は県央保健所資料  
盛岡市の平成12年から平成17年までの数値には，旧玉山村分を含む。

(4) 社会動態

転出，転入による社会動態を見ると，全体として転出者が転入者を上回っており，そのため増減はマイナス値となっています。

■社会動態



資料：盛岡市統計書（平成18年版）

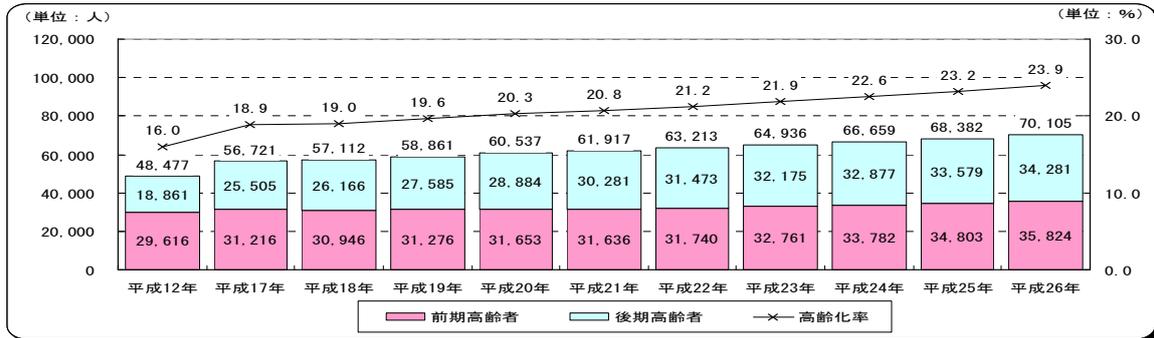
2 高齢者の推移，高齢者等世帯及び就労状況

(1) 前期高齢者数及び後期高齢者数の推移

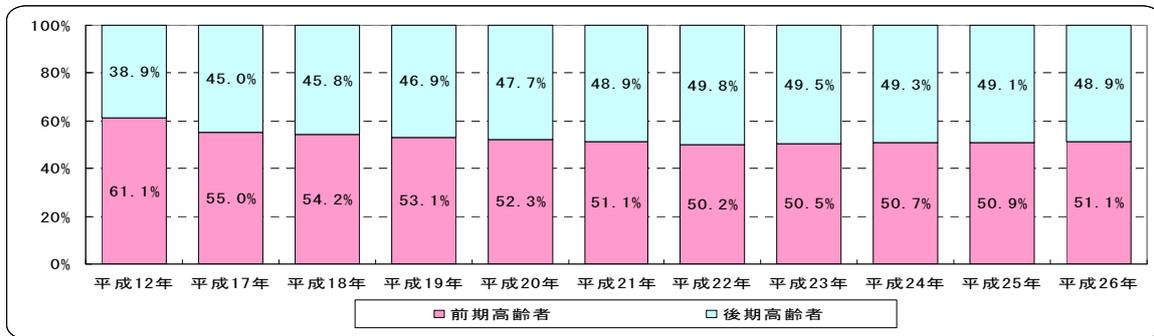
盛岡市における65歳以上の高齢者を，前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて見ると，平成12年では前期高齢者が61.1%，後期高齢者が38.9%，平成17年にはそれぞれ55.0%，45.0%，また平成20年度にはそれぞれ52.3%，47.7%となり後期高齢者の割合が高くなってきています。

また，推計によると，平成26年には高齢化率が，23.9%ととなり，総人口の4人に1人が高齢者という状況になると予測されます。

■前期高齢者、後期高齢者人口の推移と推計 各年10月1日現在 (単位：人)



■前期高齢者、後期高齢者人口の構成割合 各年10月1日現在 (単位：%)



資料：国勢調査/平成21年から平成26年まではコーホート要因法による推計値

## (2) 高齢者世帯構成

国勢調査によると、平成17年10月現在、当市における65歳以上の高齢者がいる世帯数は36,931世帯となっており、一般世帯数の約3割を占めています。

また、高齢者がいる世帯数は平成12年から平成17年の5年間で4,459世帯増加しています。それに伴い、高齢者ひとり暮らしの世帯数・構成比も増加しています。

■高齢者の世帯構成 (単位：世帯，%)

	平成12年		平成17年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯数	119,040世帯		118,989世帯	
高齢者のいる世帯	32,472世帯	27.3%	36,931世帯	31.0%
高齢者単独世帯	6,109世帯	18.8%	7,609世帯	20.6%
高齢者夫婦世帯	7,929世帯	24.4%	9,292世帯	25.2%
その他の高齢者世帯	18,434世帯	56.8%	20,030世帯	54.2%

資料：国勢調査、構成比は「高齢者のいる世帯」については「全世帯数」との比較、その他は「高齢者のいる世帯数」との比較である。

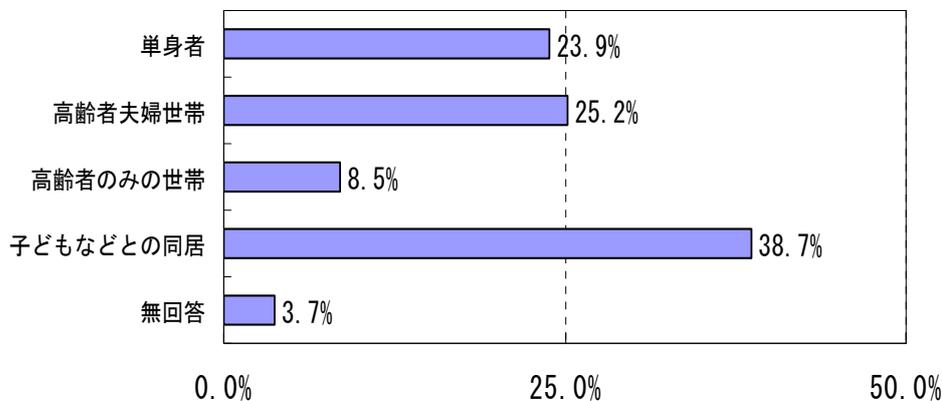
一般世帯：国勢調査の一般世帯区分。具体的には、次のとおり。

1. 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
  2. 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
  3. 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
- ※高齢者のいる世帯とは、一般世帯中、65歳以上の高齢者がいる世帯のこと。  
 ※高齢者単独世帯とは、65歳以上の単身者の世帯のこと。  
 ※高齢者夫婦世帯とは、高齢者とその配偶者のみで構成される世帯のこと。  
 ※その他の高齢者世帯とは、高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯のいずれにも該当しない世帯のこと。

### (3) 要介護認定者の世帯構成

平成20年8月に行った介護保険事業計画策定に係る意識調査の結果から、要介護認定者の世帯構成を見ても、前項の表に見られる高齢者全体と同様の傾向を見せています。一方、子どもなど若い世代と同居しているケースも40%近くあり、介護サービス未利用者の要因の一つを示しています。

#### ■要介護認定者（要支援～要介護5）の世帯構成



(有効回答者数：568人)

資料：介護保険利用意向調査（平成20年）

### (4) 要介護認定者の状況

市内の要介護（要支援）認定を受けている人は10,277人（平成20年10月1日現在）です。このうち、前期高齢者は1,435人（14.0%）、後期高齢者は8,462人（82.3%）、となっています。また、第2号被保険者で要介護（要支援）認定を受けている人も380人（3.7%）となっています。

■要介護（要支援）認定者数 （単位：人）

区 分	第1号被保険者			第2号被保険者	総 数
	全 体	65歳～74歳	75歳以上		
要支援1	407	58	349	3	410
要支援2	1,017	161	856	29	1,046
要介護1	1,961	277	1,684	56	2,017
要介護2	2,177	349	1,828	111	2,288
要介護3	1,742	244	1,498	80	1,822
要介護4	1,372	189	1,183	45	1,417
要介護5	1,221	157	1,064	56	1,277
計	9,897	1,435	8,462	380	10,277

資料：介護高齢福祉課

(5) 産業別就業状況

平成17年の状況を見ると、就労者全体に占める高齢者の割合は7.9%となっています。  
産業別に見ると、第一次産業に従事している高齢者が非常に多くなっています。

■産業別就業状況（平成17年） （単位：件，％）

区 分		全体	うち 65歳以上	高齢者の 占める割合
第1次 産業	農業	5,987	3,015	50.4
	林業	153	30	19.6
	漁業	21	6	0.0
第2次 産業	鉱業	71	10	14.1
	建設業	11,836	747	6.3
	製造業	8,846	431	4.9
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	957	5	0.5
	情報通信業	4,245	50	1.2
	運輸業	6,883	257	3.7
	卸売・小売業	32,056	1,852	5.8
	金融・保険業	5,062	126	2.5
	不動産業	2,023	533	26.3
	飲食店・宿泊業	9,369	623	6.6
	医療・福祉	16,301	699	4.3
	教育・学習支援業	8,601	387	4.5
	複合サービス事業	1,426	46	3.2
	サービス業（他に分類されないもの）	23,471	1,767	7.5
	公務（他に分類されないもの）	7,575	761	10.0
分類不能の産業	1,005	108	10.7	
計		145,888	11,453	7.9

資料：国勢調査

### 3 高齢者の健康の状況

#### (1) 高齢者の主要疾病分類

疾病の状況は、入院・外来とも、75歳以上の後期高齢者では循環器系の疾患が最も多く、また65歳から74歳までの前期高齢者でも、循環器系の疾患は上位に位置しています。外来では筋骨格系及び結合組織の疾患が多く、入院では精神及び行動の障害が上位に位置しています。

##### ■高齢者の主要疾病分類1【入院】

(単位：%)

	65～74歳
精神及び行動の障害	22.8
循環器系の疾患	21.0
新生物	16.9
損傷、中毒及びその他の外因の影響	6.9
神経系の疾患	5.7
その他	26.7

	75歳以上
循環器系の疾患	32.9
精神及び行動の障害	11.6
損傷、中毒及びその他の外因の影響	10.0
新生物	8.7
呼吸器系の疾患	7.5
その他	29.4

##### ■高齢者の主要疾病分類2【外来】

(単位：%)

	65～74歳
筋骨格系及び結合組織の疾患	19.3
循環器系の疾患	18.9
消化器系の疾患	15.3
内分泌、栄養及び代謝疾患	7.8
健康状態の影響を及ぼす要因等	6.9
その他	31.8

	75歳以上
循環器系の疾患	24.9
筋骨格系及び結合組織の疾患	22.9
消化器系の疾患	9.9
眼及び付属器の疾患	6.2
健康状態の影響を及ぼす要因等	5.8
その他	30.4

資料：平成19年我が国の保健統計（厚生労働省）

#### (2) 病院、診療所に入院中の高齢者

高齢者の入院の状況は、年齢とともに入院者が増加する傾向となっています。また、平成12年の調査と比較すると、平成16年では、前期高齢者の入院者数が減少する一方、後期高齢者の入院者数が増加するという現象を見せていますが、平成20年の調査では、いずれの年代でも、再び増加傾向になってきています。

##### ■病院及び診療所に入院中の高齢者数

(単位：人)

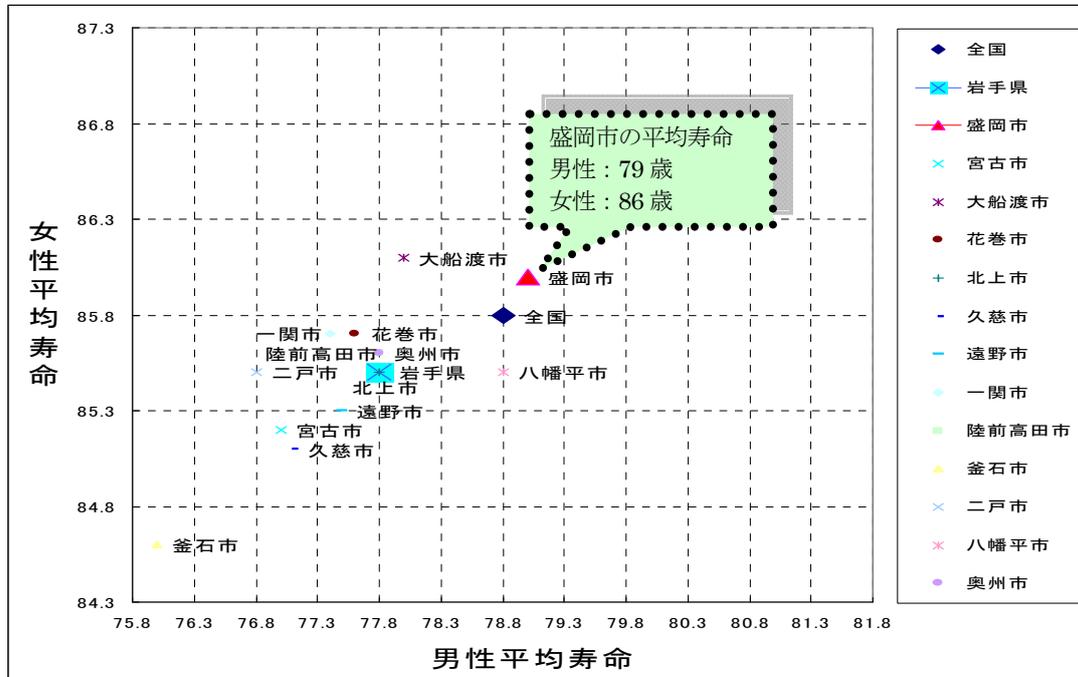
	平成12年度			平成16年度			平成20年度		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
65～69	174	85	89	140	72	68	155	78	77
70～74	213	93	120	211	97	114	260	100	160
75～79	282	89	193	334	127	207	403	149	254
80～84	298	80	218	415	93	322	613	193	420
85歳以上	559	126	433	773	144	629	1,122	208	918
計	1,526	473	1,053	1,873	533	1,340	2,553	728	1,825

資料：高齢者名簿集計表（地域福祉課）

### (3) 男女別平均寿命

当市における男性の平均寿命は 79 歳、女性は 86 歳となっており、男性・女性共に全国平均及び県平均を上回っています。

#### ■男女別平均寿命

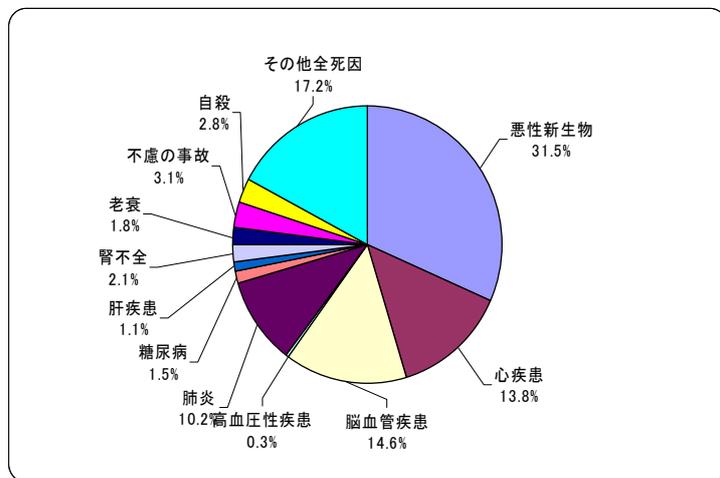


資料：平成 18 年簡易生命表

### (4) 主な死因

当市における主な死因は、悪性新生物であり、全体の約 3 割を占めています。次いで「脳血管疾患」、「心疾患」の順になっており、これらの三大生活習慣病による死亡は、全体の約 6 割を占めています。

#### ■主な死因



資料：平成 18 年簡易生命表

---

## 第3章 施策・事業の推進

---

## 第3章 施策・事業の推進

### 1 健康で安心な生活の実現

施策の方向性	事業名
(1) 健康づくりの推進	ア 健康教育 イ 健康相談 ウ 健康診査 エ 訪問指導
(2) 介護予防の推進	ア 特定高齢者把握評価事業 イ 特定高齢者通所型介護予防事業 ウ 特定高齢者訪問型介護予防事業 エ 介護予防普及啓発事業 オ 介護予防教室運営事業 カ 元気はなまる教室 キ 生活管理指導短期宿泊事業

## (1) 健康づくりの推進

### ア 健康教育

#### 現状と評価

生活習慣病の予防や健康増進を図るために、老人保健法に基づき、個別健康教育、集団健康教育として、また平成18年からは介護保険法に基づく地域支援事業として、一般高齢者の介護予防に関する健康教育も合わせて支援しています。

個別健康教育では糖尿病の領域を中心に、生活習慣の改善を継続支援（4ヵ月）することにより、効果が得られております。また平成18年からは禁煙支援を実施し、希望者は徐々に増えてきており、その約3割が禁煙を達成しています。

集団健康教育は、実施回数・実施延べ数ともに計画値を下回っていますが、主に保健師・栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士等が、保健センター〔現保健所〕や地区の公民館・活動センターで保健推進員や食生活改善推進員と連携し、身近な地域での実施を心掛けています。

#### ■健康教育の実施状況

(単位：人、回)

		第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個別健康教育	禁煙	50	50	50	12	31	50
	糖尿病	40	40	45	45	31	—
	年間実人数	90	90	95	57	62	50
集団健康教育	開催回数	440	450	460	530	418	350
	延人数	11,600	12,600	13,800	12,533	10,062	8,200
	65歳以下の延人数	5,800	6,300	6,800	4,799	2,831	2,469

#### 今後の方策

平成20年から健康増進法に基づき、生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康教育と地域支援事業の介護予防の健康教育と併せて実施するとともに、「特定健診・特定保健指導」等の、より予防に重点を置いた健康診査の実施により、健診後の効率的・効果的な保健指導が求められます。要指導者はもちろん、市民に幅広く支援することによりその効果が期待できます。

住民ニーズを取り入れ、保健推進員等の「健康づくりサポーター」と広く連携しながら、市民が参加しやすい体制作りに努めます。

#### ■健康教育の目標

(単位：人、回)

		第4期(計画値)		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
個別健康教育	実人数	100	100	100
集団健康教育	開催回数	400	400	400
	延べ人数	10,000	10,000	10,000
	(健康増進事業目標値)	3,120	3,120	3,120

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
		特定保健指導	開催回数	53
実人数	1,575		1,951	2,353

## イ 健康相談

### 現状と評価

重点健康相談は、老人保健法に基づき、6項目（病態別・高血圧・脂質異常・糖尿病・歯周疾患・骨粗しょう症）についての相談・助言を行ってきました。開催回数は参加人数とも計画値を下回っています。

総合健康相談は、定例日あるいは定例月に同じ場所で行う所内相談と、各町内に出向いて行う地区健康相談で実施しています。町内毎に開催していたものを地域の公民館や地区活動センターを中心として拠点化を図ったこともあり、回数及び参加人数については、減少傾向にありますが、町内会行事と合わせて開催するなど、参加者が利用しやすい体制づくりが必要です。

### ■健康相談の実施状況

(単位：人、回)

		第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
重点健康相談	開催回数	125	135	145	101	60	55
	延人数	2,200	2,400	2,600	1,930	1,997	650
総合健康相談	開催回数	385	375	365	361	324	200
	延人数	5,500	5,400	5,300	3,794	3,192	2,000

### 今後の方策

各年代層が気軽に相談できるために、相談機関も増えてきておりますので、関係機関と連携し、町内で開催される行事と合わせるなど、地域に密着した健康相談を実施します。

地域支援事業の一般高齢者の相談も合わせて行い、相談時に虚弱高齢者と判断される方については、基本チェックリストを活用しながら、健診以外でも特定高齢者候補者の把握ができるよう検討します。

### ■健康相談の目標

(単位：人、回)

		第4期(計画値)		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
重点健康相談	開催回数	70	70	70
	延人数	2,100	2,100	2,100
総合健康相談	開催回数	350	350	350
	延人数	3,500	3,500	3,500

## ウ 健康診査

### 現状と評価

当市では、基本健康診査のほか、各種がん検診や骨粗しょう症予防検診及び成人歯科検診を行っています。市民が受けやすい検診を目指し、検診の内容の改善及び検診会場の増設や検診場所の検討などを行いましたが、受診率は計画値を下回っている状況です。また、検診の事後指導は主に健診実施機関で行っていますが、精密健診の勧奨や健康度評価事業として生活習慣病予防教室の開催などを、医療機関と連携し実施してきました。

### ■健康診査の実施状況 (受診率)

(単位：%)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
基本健康診査	54.60	56.20	58.00	48.87	49.17	-
胃がん検診	19.40	20.30	21.30	18.22	16.46	15.34
子宮がん検診	17.10	18.90	20.80	15.14	16.05	13.54
肺がん検診	40.60	41.60	42.50	35.31	36.07	37.49
乳がん検診	19.00	20.00	21.00	13.23	13.87	12.33
大腸がん検診	20.30	21.30	22.20	16.71	17.45	17.10
前立腺がん検診	13.00	15.00	17.00	14.27	14.37	28.33
骨粗しょう症予防検診	0.70	0.80	0.90	0.19	0.38	0.27
成人歯科検診	14.00	14.50	15.00	4.12	4.77	4.72

### 今後の方策

地域ぐるみで「自分の健康は自分でつくる」という気運を高めながら、生活習慣病予防や健康づくりに取り組み、「健康診査受診率の向上に取り組みます。特にがん検診については、国も「がん対策基本法」を定め、平成23年度までに検診受診率の目標を、50%以上としたことから、市としても段階的な受診率の向上を目指して、関係機関や「健康づくりサポーター」と連携して取り組みます。

### ■健康診査の目標 (受診率)

(単位：%)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
胃がん検診	20.0	21.0	22.0
子宮がん検診	18.0	19.0	20.0
肺がん検診	38.0	39.5	41.0
乳がん検診	16.0	17.0	18.0
大腸がん検診	19.0	20.0	21.0
前立腺がん検診	20.0	21.0	22.0
骨粗しょう症予防検診	0.5	0.6	0.7
成人歯科検診	5.0	5.3	5.6

## 工 訪問指導

### 現状と評価

訪問指導は、健診の要指導者や介護予防の観点から、支援が必要な方及び介護家族を対象としています。生活習慣病予防・介護予防・保健サービスと医療福祉等、他のサービスとの調整を図ることを目的に実施しています。

健診の要指導者には、糖尿病・高血圧症・脂質異常症の予備群が多いことから、生活習慣を見直す機会とするために訪問して、発病の予防と健康づくりの支援をしています。

また、要介護状態を引き起こす大きな要因となる閉じこもりや転倒骨折及び認知症を予防するため、ひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者等に訪問しています。特に平成18年からは、健康診査時に行う生活機能評価により把握された特定高齢者候補者には、介護予防事業への参加を促しています。

地域の民生委員等からの訪問依頼も増えてきており、介護予防の観点から在宅での生活を支援するために、主治医・民生委員・地域包括支援センター・介護支援センター等の関係機関との連携がますます重要となります。

### ■訪問指導の実施状況

(単位：回、人)

		第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
健診の要指導者	訪問実人数	800	900	1,000	395	308	289
	訪問延べ人数	800	900	1,000	396	323	289
介護予防の観点から訪問指導を要する者	訪問実人数	5,100	5,200	5,300	2,837	2,644	3,448
	訪問延べ人数	5,100	5,200	5,300	3,479	3,250	3,634
計	訪問実人数	5,900	6,100	6,300	3,571	3,666	3,737
	訪問延べ人数	5,900	6,100	6,300	4,388	4,418	3,923

※ 訪問指導の実績(計)においては、介護家族等の実績も含む。

### 今後の方策

平成20年からの「特定保健指導等」の実施により、糖尿病・高血圧・脂質異常症予防に重点を置き、医療機関等との連携を図りながら、健康づくりや生活習慣病予防のために訪問指導を行います。

地域支援事業の対象となる65歳以上には、生活機能評価から選定された特定高齢者に介護予防事業の趣旨説明や参加勧奨をしながら、本人や家族の意思確認のための訪問指導を実施し、介護予防事業への参加を促します。

■訪問指導の目標

(単位：人)

		第4期(計画値)		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
健診の要指導者	訪問実人数	500	600	700
介護予防の観点から訪問指導を要する者	訪問実人数	3,000	3,100	3,200
年間訪問実人数(計)		3,500	3,700	3,900

## (2) 介護予防の推進

### ア 特定高齢者把握評価事業

#### 現状と評価

高齢者が要介護状態となることを予防するために実施する、介護予防事業の対象者(特定高齢者)を把握するため、日常生活機能の低下について、平成18年度及び平成19年度は基本健康診査と同時に、また平成20年度からは各医療保険者が実施する特定健診等と同時に生活機能評価を実施しました。第3期実績では、特定高齢者の候補者数が平成18、19年度と平成20年度の見込値で大きな差異があるのは、候補者の選別方法の違いによるものです。特定高齢者の決定数についても、平成18年度と平成19年度では、特定高齢者決定方法の基準の変更によって大きな差異があります。平成20年度の見込値は、生活機能評価の実施数のうち、生活機能検査を実施した人数からの見込としています。

■特定高齢者把握事業の状況

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
高齢者人口 A	56,410	57,619	58,865	58,020	59,319	60,618
特定高齢者候補者数 B	6,769	6,914	7,063	1,285	11,191	2,571
特定高齢者決定数 C	2,821	2,881	2,944	858	8,954	1,433
特定高齢者出現率 C/A	5.0%	5.0%	5.0%	1.5%	15.1%	2.4%

#### 今後の方策

健診実施機関による個別健診を進め、多くの対象者が生活機能評価を受診できるように、体制を整備します。また、生活機能評価の結果をデータ化し、特定高齢者を決定し、すみやかに要支援・要介護状態となることを予防する事業に参加するように働きかけます。また、これらの特定高齢者が介護予防事業に参加した結果をもとに、事後のアセスメントを実施し、事業の成果を評価します。

#### ■特定高齢者把握事業の目標

(単位：人)

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高齢者人口 A	61,917	63,213	64,936
特定高齢者候補者見込人数 B	3,000	3,100	3,200
特定高齢者見込人数 C	1,687	1,743	1,800
特定高齢者出現率 C/A	2.7%	2.8%	2.8%

### イ 特定高齢者通所型介護予防事業

#### 現状と評価

特定高齢者把握事業により、特定高齢者と決定された者のうち、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選択に基づき、個々の介護予防ケアプランに基づき実施される通所型の事業であり、集団的なプログラムにより実施しました。

実施内容は「運動器の機能向上」「栄養改善指導」「口腔機能の向上」です。

平成18年度から地域支援事業として始められたものですが、特定高齢者決定者数に比較して実際の事業に参加する対象者が少ない状態が続いています。

#### ■特定高齢者通所型介護予防事業の実施状況（単位：人）

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	950	950	950	62	232	250
年間利用延べ人数	10,000	10,000	10,000	537	2,347	2,200

#### 今後の方策

特定高齢者把握事業により、特定高齢者と決定された者が、要支援・要介護状態にならないように、特定高齢者通所型事業への積極的な参加を呼びかけ、集団的なプログラムによって、主に「運動器の機能向上」「栄養改善指導」「口腔機能の向上」の3つのプログラムを実施します。

#### ■特定高齢者通所型介護予防事業の目標

(単位：人)

	第4期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	250	260	280
年間利用延べ人数	2,631	2,736	2,947

## ウ 特定高齢者訪問型介護予防事業

### 現状と評価

特定高齢者把握事業により特定高齢者と判定され、通所が困難な対象者に、運動・栄養・口腔・認知症予防・閉じこもり予防等のプログラムにより、訪問指導を実施しております。個別のプログラムにより、要介護状態となることを予防し、自立期間の延伸を図るように実施しています。

ほとんどの参加者に機能の改善や維持が見られています。

### ■特定高齢者訪問型介護予防事業の実施状況

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	254	254	254	12	78	80
年間利用延べ人数	1,050	1,050	1,050	50	321	330

### 今後の方策

把握した特定高齢者が、円滑に介護予防事業への参加が得られるように、今後も事業所と包括支援センター間の連携がスムーズに行くように調整等をし、実施していきます。また、通所が困難な特定高齢者の介護予防のためにサービスの維持・向上に努めます。

### ■特定高齢者訪問型介護予防事業の目標

(単位：人)

	第4期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	80	90	100
年間利用延べ人数	480	540	600

## エ 介護予防普及啓発事業

### 現状と評価

高齢者が自宅で安心して暮らしていくための在宅福祉サービス及び生きがいのある充実した生活を送るための生きがい活動事業を、より効果的に展開し、高齢者の寝たきりを予防するために、各種制度を紹介したパンフレットを作成・配布し、地域の高齢者やその家族等への普及啓発を図っています。平成18年度からは、地域支援事業になったため、地域包括支援センター紹介パンフレットや、介護予防事業にかかるパンフレットの作成を行い、広く周知を図り、介護予防の普及・啓発を行いました。

#### ■パンフレット印刷・配布の状況

(単位：部)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
印刷部数	6,500	6,500	6,500	27,000	19,000	19,000

### 今後の方策

今後もパンフレットの作成・配布により、地域の高齢者やその家族及び関係機関に対し、事業の周知に努め、寝たきり予防の一層の推進及び介護予防事業の普及啓発を図ります。

#### ■パンフレット作成・配布の状況

(単位：部)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
印刷部数	20,000	20,000	20,000

## オ 介護予防教室運営事業

### 現状と評価

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するために、「運動器の機能向上」「栄養改善指導」「口腔機能の向上」「認知症予防」「うつ予防」「閉じこもり予防」を目的に、地域包括支援センター、介護支援センターが中心となって、地域内で予防教室を実施しました。

#### ■介護予防教室運営事業の目標

(単位：回，人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	160回	160回	160回	172回	203回	160回
参加者数	3,200人	3,200人	3,200人	4,541人	4,801人	3,200人

**今後の方策**

特定高齢者の介護予防事業への参加が少ないことから、地区の身近な場所で開催する地域包括支援センター・介護支援センター主催の介護予防教室では、気兼ねなく参加できるように、地区の関係団体等との連携を図りながら介護予防教室を継続し、要支援状態、要介護状態とならないように普及啓発を図ります。

■介護予防教室運営事業の状況 (単位：回，人)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	128	128	128
参加者数	2,560	2,560	2,560

**カ 元気はなまる教室**

**現状と評価**

一般高齢者に、介護予防についての普及啓発を図りながら、潜在している特定高齢者の掘り起しをし、早期に介護予防につなげています。また、特定高齢者と判定された対象には、教室への参加勧奨をしながら、介護予防事業への動機付けを図っています。この教室に参加することで、介護予防の必要性を理解したり、介護予防事業への利用につながりました。この事業は、第3期の当初計画になかったものですが、特定高齢者の予防事業への動機付けが必要であることから、平成19年度から実施したものです。

■介護はなまる教室の状況 (単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	-	-	-	-	14	34
参加者数	-	-	-	-	284	680

**今後の方策**

多くの高齢者が参加するように、より身近な会場で開催し、介護予防に対する意識啓発を図り、早期に介護予防事業への参加へつなげていきます。

■元気はなまる教室の目標 (単位：人)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数 A	34	34	34
参加者数 B	680	680	680

## キ 生活管理指導短期宿泊事業

## 現状と評価

高齢者の日常生活を支える家族の方が、入院などの事由で不在となり、高齢者の生活習慣が不規則になるおそれがある場合や生活習慣の維持が不能となる場合などに、指定された施設に短期宿泊できるサービスを実施しています。利用実績がほとんどない状況となっていますが、要介護の認定を受けていない方が対象であるために需要が少ないと考えられます。

## ■生活管理指導短期宿泊事業の実施状況

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	1	1	1	0	1	2
年間利用延べ人数	7	7	7	0	14	22

## 今後の方策

今後も地域包括支援センターや介護支援センターでの相談の際に周知を図る一方、ベッド数を確保しながら、サービス提供の体制を維持します。

## ■生活管理指導短期宿泊事業の目標

(単位：人、日)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	4	4	4
年間利用延べ人数	28	28	28

2 生きがいをもって過ごせる生活の実現

施策の方向性	施策内容	事業名等
(1) 生きがいづくりの推進	ア 社会参加活動団体への支援	(ア) 老人クラブ (イ) その他の高齢者団体 (ウ) 敬老バス運行事業
	イ 学習機会の充実	(ア) もりおか老人大学
	ウ 健康増進事業の推進	(ア) 健康増進教室事業 (イ) マッサージ等指導教室
	エ 文化・趣味・スポーツ活動の推進	(ア) 老人芸能大会 (イ) 老人作品展 (ウ) 老人スポーツ祭典 (エ) ニューススポーツ講習会 (オ) 地区老人スポーツ大会
	オ 生きがいづくりの環境整備	(ア) 生きがいづくり関連施設の整備 (イ) 児童館・児童センターの世代間交流事業
	カ 敬老事業等の実施	(ア) 敬老金品支給事業 (イ) 金婚慶祝会 (ウ) 高齢者無料入浴事業 (エ) 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業
(2) 社会参加の推進	ア 高齢者の就労推進	(ア) 盛岡市シルバー人材センター (イ) 高齢者就労相談事業
	イ 高齢者ボランティアの育成及び高齢者団体の社会活動推進	(ア) 高齢者ボランティアの育成

## (1) 生きがいづくりの推進

### ア 社会参加活動団体への支援

社会参加には、団体・サークルの存在が重要であり、それらを活性化することは社会参加の促進につながります。当市においては地域を基盤とした老人クラブ活動が活発に行われていますが、これから高齢期を迎える団塊世代は、価値観が今までよりも多様化しており、また行動範囲も広いこと等から、他の自主団体・サークル活動への参加を望む人が増えていくことが予想されます。

市では、新たに高齢者となる方の生きがい探しをサポートする受け皿づくりなど、高齢者のニーズに応じた団体活動の活性化を推進していきます。

#### (ア) 老人クラブ

老人クラブは、60歳以上の高齢者のおよそ5分の1が加入している全国的な組織であり（平成19年3月末：約780万人）、市内各地域においても組織されています。老人クラブでは、生きがいを高めるための活動や健康づくりのための活動、社会奉仕活動、高齢者相互支援活動等を行っています。また、各老人クラブの連合組織である盛岡市老人クラブ連合会は、老人クラブ活動への助言・指導、会員の研修、催事の企画、統一活動の連絡調整などを行っています。

#### 現状と評価

近年、価値観の多様化と会員の高齢化、後継者不足などにより、老人クラブは会員数・クラブ数ともに平成18年度をピークに平成19年度から徐々に減少しています。

しかし、老人クラブは、市内のどの地域にもある近隣単位の組織であることから、市では、身近な社会参加の場と意義付け、高齢者の知識や経験は地域福祉の推進に欠かすことのできないものであるとして、助成金等によりクラブ活動の活性化を支援しています。

また、盛岡市老人クラブ連合会と連携して、リーダー育成事業や魅力的なクラブづくりに向けた運営指導事業を行うなど、クラブ数の減少に歯止めを掛けるための取組みを進めています。

#### ■老人クラブの状況

(単位：人、クラブ)

	第3期に予定した計画値			第3期実績（20年度は見込値）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
会員数	17,613	18,094	18,569	16,910	16,370	15,918
クラブ数	278	285	292	269	262	256

**今後の方策**

市では、老人クラブに対して、健康づくりや介護予防、高齢者の孤立防止や防災など、広い範囲において、社会貢献の担い手としての活動を期待しており、引き続き、活動を支援します。

また、老人クラブに多くの高齢者が参加できるよう、団体の周知や活動内容の充実に向けて、市老人クラブ連合会と連携しながら、クラブ紹介の地域回覧の充実、魅力ある活動メニューの研究・開発など、若手会員の加入に向けた取組みを進め、クラブ活動の活性化を促進します。

■老人クラブの目標 (単位：人、クラブ)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会員数	16,000	16,400	16,800
クラブ数	256	256	256

見込値の求め方	会員数	20年度の会員数をベースに、65歳以上の推計人口の伸びを勘案した
	クラブ数	20年度のクラブ数を維持

(イ) その他の高齢者団体

**現状と評価**

価値観の多様化や、老人クラブなどの地域密着型の団体への参加を敬遠する傾向がある一方で、比較的気軽に参加できて、多様な選択肢がある趣味、学習、健康、スポーツの同好会やボランティア団体などで、生きがい活動や社会貢献活動を行う高齢者が近年増加傾向にあります。

また、生きがい活動や社会貢献活動への意欲が芽生えても、どこに相談に行けば適切なアドバイスを受けられるか、また、地域コミュニティーとどう関わっていけばよいか分からずに行動を起こしていない人が少なくありません。

■老人福祉福祉センターを主な活動拠点としているサークル等の活動者状況 (単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
活動者数	5,577	5,717	5,851	7,027	6,953	7,579

### 今後の方策

高齢者の多様なニーズに応えることや本人の趣向に合致する活動を見つけられる環境があることが、社会参加活動の促進につながることから、関係機関と連携して高齢者のニーズや活動団体の情報収集を図り、活動内容や活動場所などの情報を発信するホームページの開設、地域活動に参加するきっかけとなる講座の開催、講師の紹介など、団塊世代を含め、高齢者が各種高齢者団体の活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

#### ■老人福祉センターを主な活動拠点としているサークル等の活動者見込み（単位：人）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
活動者数	7,760	7,938	8,160

事業名	項目	見込値の考え方
その他の高齢者団体	活動者数	老人福祉センターを主な活動拠点とするサークル等の実態を基に高齢者人口伸び率を勘案した

#### （ウ）敬老バス運行事業

地域の老人クラブ等の高齢者団体に対して、大型バス3台を無料で貸し出し、活動範囲を拡大することにより、一層の社会参加活動を促進することを目的として実施しています。

## イ 学習機会の充実

### （ア）もりおか老人大学

#### 現状と評価

もりおか老人大学は、高齢者個人の趣味や教養を高めるための教養講座にとどまるだけでなく、高齢者がそれぞれの知識経験を生かしながら、それぞれの地域において社会参加活動を行うことで生きがいのある生活を送れるように、広範に学習できる場として設置しています。

毎年6～7月に開校し、学習期間は約8ヵ月で、本校と22分校1分室で構成しています。全員が集まる本校講座は、さまざまな分野の第一線で活躍している地元にゆかりのある方を講師に招き、講演会中心の講座としています。また、地区毎の分校は、老人福祉センター等を会場とし、学習テーマを指導者と受講者が自主的に決めて運営しています。

近年、趣味的なサークル・クラブ活動を中心とする体験、主体的参加・交流、時間の共有化のあるものに多くの参加があることから、これからの高齢者のニーズや地域でのあり方を見据えた老人大学の方向性についての検討が求められています。

■もりおか老人大学入学者数の状況

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
入学者数	907	927	947	901	796	835

今後の方策

今後も高齢者の地域貢献や学生同士の交流，学習内容の広がりが期待されることから，一層の充実を図るとともに，運営方法や対象者を含めた中長期的な大学のあり方を検討していきます。

また，民間と連携，協働して，団塊世代等を対象とする地域貢献活動へのきっかけづくりを目指す講座を新設するなど，新しい内容を盛り込みながら，地域で活動するための学習の場としての充実に取り組みます。

■もりおか老人大学入学者数の見込み

(単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入学者数	840	880	920

見込値の求め方	入学者数	平成19年度と20年度の伸び率を勘案した
---------	------	----------------------

ウ 健康増進の推進

(ア) 健康増進教室事業

現状と評価

介護予防や自立支援の一環として，平成15年度から平成18年度まで「いきいき健康回復教室」として高齢者筋力向上トレーニング事業を実施しましたが，介護保険法の改正に伴い，高齢者の健康増進施策は，介護予防事業として特定高齢者を対象とするものと，高齢者の社会参加促進を目的とした一般高齢者を対象とするものの二つに区分されることになりました。

一般高齢者には継続的な健康づくりの機会を提供することが重要となることから，軽体操やレクリエーション等，気軽に参加できる種目に取り組むこととして，平成19年度からはモデル的に太極拳教室を，身近で通いやすい老人福祉センター等で実施しています。

※「特定高齢者」…虚弱高齢者，「一般高齢者」…元気な高齢者

## ■健康増進教室事業の実施状況

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間参加実人数	60	80	120	18	86	50
年間利用延べ人数	1,560	2,080	2,640	468	140	210

※第3期の計画値は、筋力トレーニング教室を想定。筋力トレーニング教室は平成18年度のみ実施。

**今後の方策**

一般高齢者を対象とした健康づくりとして、だれもが参加できて、運動の楽しさや体力づくりの効果を実感できるような、開放的で継続的な教室とするために、関係団体、地域包括支援センター等の高齢者支援機関及び地域団体や保健推進員等、地域住民との連携を強化し、地域の健康教室が老人福祉センター等において継続的に運営されていく仕組みづくりを進めます。

また、介護予防機能を付加した「市立津志田老人福祉センター」が、平成21年4月に開設することから、当該施設においてモデル事業を実施するなどして、健康増進教室を拡充していきます。

## ■健康増進教室事業の目標

(単位：人)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間参加実人数	360	480	600
年間利用延べ人数	720	960	1,200

## (イ) マッサージ等指導等教室

A型老人福祉センター4カ所で、日常生活において必要な身体ケアに関して、気軽に取り組めるマッサージ治療やあん摩治療、指圧治療について、基礎的な技術や知識等を指導しています。高齢者が家庭において、自身や家族で継続的な健康づくりができるよう支援していきます。

## エ 文化・趣味・スポーツ活動の推進

従来行っている各種事業を引き続き実施しながら、現在参加している高齢者のニーズの把握に加え、特に若い世代の高齢者が積極的に参加し、活発に事業展開ができるよう、事業の名称や内容の改善を図ります。

### (ア) 老人芸能大会

日常の趣味・文化活動の発表の場として、岩手県民会館大ホールを会場に年1回開催しています。高齢者が一同に会し、民謡や合唱などを披露することで、団体交流や向上意欲が生まれるため、生きがいつくりの一層の推進が図られます。今後も、市や盛岡市社会福祉協議会、盛岡市老人クラブ連合会との共催により、団塊世代や一般のサークル団体も参加しやすい大会運営を行っていきます。

### (イ) 老人作品展

書道や絵画、写真、木工等の作品を一同に集め、日常の創作活動の発表の場として、年1回開催しています。近年は、一般の高齢者以外にも介護福祉施設の利用者からの出品も増えており、今後も、市や盛岡市社会福祉協議会、盛岡市老人クラブ連合会との共催により、多種多様な作品形態の募集を一般の高齢者のみならず各種施設等にも広く働きかけていきます。また、より多くの人に来場していただくよう会場設定等の改善を図ります。

### (ウ) 老人スポーツ祭典

高齢者の生活を健康で生きがいのあるものにするため、市や盛岡市社会福祉協議会、盛岡市老人クラブ連合会との共催により開催しています。県大会の予選も兼ね、徒競走やリレーの個人で参加できる種目のほか、ボール送りやゲートボールリレーなど、仲間とのチームプレーによる楽しさを体感できる大会となっています。今後、団体参加だけでなく、個人でも気軽に参加できる種目設定等、より多くの方が参加できる大会運営を図ります。

### (エ) ニュースポーツ講習会

高齢者だれもが気軽に取り組めるスポーツとして、ニュースポーツの普及に努めています。年1回、7カ所の老人福祉センター等を会場に、ユニカールやシャフルボードなどのニュースポーツのルールや技術向上の指導を行っています。今後も、市と盛岡市老人クラブ連合会との共催により、ニュースポーツに対するニーズを把握しながら、より多くの方が身近にニュースポーツを楽しめるよう内容の充実を図ります。

### (オ) 地区老人スポーツ大会

25地区ある老人クラブ地区協議会が各地域で開催するスポーツ大会は、健康増進のほかに地域の世代間交流等ふれあいの機会としての役割を担っています。今後も、より多くの参加者が集い、多種多様なスポーツ種目の大会になるよう、市老人クラブ連合会と連携しながら同スポーツ大会の支援、助成を行っていきます。

## オ 生きがいづくりの環境整備

### (ア) 生きがいづくりの関連施設の整備

高齢者の生きがい活動等の中核となる施設として、老人福祉センター25館、老人憩いの家4館、世代交流センター1館が地区福祉推進会ごとに整備され、高齢者に趣味やスポーツ、レクリエーション等の場を提供しています。今後、老人福祉センター未整備地区の解消に努めていきます。

また、建設年度の古い老人福祉センターでは、建物等の老朽化が進んでいます。高齢者等の利用に支障を来さないよう、計画的に施設の維持管理を行うとともに、サービス向上など、利用しやすい施設運営を図ります。

#### ■老人福祉センター等の利用者数の状況

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
老人福祉センターA型(4カ所)	127,699	127,889	128,270	112,685	112,406	112,440
老人福祉センターB型(21カ所)	114,736	115,872	117,008	109,448	110,551	110,600
老人憩いの家(4カ所)	28,200	28,764	29,046	32,446	34,458	34,500
世代交流センター(1カ所)	8,686	8,772	8,858	8,644	9,703	9,700

#### ■老人福祉センター等の利用者数の見込み

(単位：人)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
老人福祉センターA型(4カ所)	112,440	112,440	112,440
老人福祉センターB型(21カ所)	116,200	116,200	116,200
老人憩いの家(4カ所)	34,500	34,500	34,500
世代交流センター(1カ所)	9,700	9,700	9,700

※老人福祉センターB型 21年度より22カ所

事業名	項目	見込値の考え方
老人福祉センター等	A型	利用者は減少傾向だが、現状維持に努める。
	B型	1館平均約5,600人、津志田の開館で5,600人の増を想定。
	老人憩いの家	利用は安定期、現状維持に努める。
	世代交流センター	利用者数は上下しているが、単館なので安定化に努める。

### (イ) 児童館・児童センターの世代間交流事業

児童館・児童センターは老人福祉センターと併設された複合施設が多く、日常活動の中で交流できることから、今後も伝統行事の伝承活動やスポーツ交流など、地域の特性を生かしながら、世代間交流事業の実施・拡充を図ります。

## カ 敬老事業等の実施

### (ア) 敬老金品支給事業

高齢者の健康と長寿を祝い、敬老金品支給事業を行っています。敬老金の支給は、100歳になられた方を対象に今後も継続します。

#### ■敬老金支給事業の状況

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
100歳	40	71	85	22	27	38

#### ■敬老金支給事業の見込み

(単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
100歳	51	57	129

見込値の求め方	100歳の人	平成20年度現在の該当年度100歳見込み数
---------	--------	-----------------------

### (イ) 金婚慶祝会

市と盛岡市老人クラブ連合会との共催で、結婚50周年を迎える夫婦の健康と長寿を祝うため、金婚慶祝会を今後も継続することとしています。

### (ウ) 高齢者無料入浴事業

65歳以上の高齢者を対象に毎月1回、市内の公衆浴場を無料で開放するもので、心身の健康の保持や、世代間交流を図ることを目的に実施しています。今後、介護予防や高齢者の交流サロンの内容を付加した事業として見直しを検討することとしています。

### (エ) 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業

国籍要件により、国民年金に加入できなかった市内在住外国人高齢者の所得支援として実施しているもので、大正15年4月1日以前に生まれた方へ福祉給付金を支給しており、今後も継続することとしています。

## (2) 社会参加の推進

### ア 高齢者の就労推進

少子高齢社会により、生産年齢人口の減少が見込まれるため、働き続けたいという高齢者の希望を満たすだけでなく、高齢者の経験と能力を活用することが、社会の活力を維持するためにも不可欠です。

高齢者の就労については、経済的な理由だけではなく、健康や生きがいのために希望する方が増えています。

就労形態も、フルタイムで働くだけではなく、生きがい、健康、趣味、社会貢献を兼ねて、臨時的、短期的な働き方を希望する人が多くなってきています。

このような多様な形態による就業ニーズと就労の場を結びつけるため、シルバー人材センターや高齢者就労相談事業の活用など、高齢者の就労促進を支援します。

#### (ア) 盛岡市シルバー人材センター

おおむね60歳以上で就職が難しい方、一般の就職は望まないが、長年培ってきた知識・技術や経験を生かして社会に役立ちたいと望む方が集まり、希望・経験・能力に応じて、日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事に従事する会員制の団体です。センターと会員とは雇用関係になく、仕事の内容や実績に応じて報酬を支払うものです。登録者数は、平成20年3月末現在で672人です。

臨時的かつ短期的な雇用による就労を希望する高齢者のために、無料の職業紹介も行っています。

市に、就労を希望する高齢者の相談があった場合には、シルバー人材センターへの登録や就労相談業務について説明するなど、センターの活動に協力し、高齢者の就労の機会の拡大を支援します。

#### (イ) 高齢者就労相談事業

働く能力と希望のある高齢の方に職業を紹介し、社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいの場の確保のために、盛岡市社会福祉協議会が実施している高齢者就労相談事業を支援しています。高齢者の社会参加の促進を図るとともに、この事業を通じて、収入を得ることよりも生きがいを目的とした高齢者にふさわしい就労システムの研究に取り組んでいきます。

また、地域活動の新たな担い手であるNPOなどの地域福祉サービス提供団体を支援し、高齢者の働く場として活用を図ることにより、就労の機会の創出を支援します。

## イ 高齢者ボランティアの育成及び高齢者団体の社会活動推進

### (ア) 高齢者ボランティアの育成

高齢者の中には意欲や能力のある方が相当数おり、特に「団塊の世代」で高齢期に入った方は、まだまだ、「支えられる人」とは言えない方々です。意欲と能力のある高齢者は、高齢社会を支える貴重な人材です。しかし、これまで職場での活動が中心であったため、退職後、地域活動に参加しようと思っても、「地域デビュー」が実現できず、関心や興味があるにもかかわらず、きっかけや機会がないため、不本意に地域から遠ざかっている高齢者も少なくはありません。「団塊の世代」など、比較的若い高齢者を対象とし、地域の福祉活動に目を向けてもらうため、もりおか老人大学に人材養成講座を設けることや盛岡市社会福祉協議会の実施するボランティアスクールなどによる、高齢者ボランティアの育成に努めるとともに、NPOやボランティア団体と退職を機に社会参加活動を希望する高齢者を繋げる仕組みづくりの研究に取り組んでいきます。

また、地域の老人クラブ等の高齢者団体による社会貢献活動等の支援を行うなどし、高齢者が高齢者を支える地域づくりに取り組んでいきます。

3 安心して心のかよいう生活の実現

<p>(1) 包括的支援事業の推進</p>	<p>ア 地域包括支援センター運営事業 イ 地域ケア体制</p>
<p>(2) 任意事業の推進</p>	<p>ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護者リフレッシュ事業 ウ 家族介護慰労金支給事業 エ 成年後見制度利用支援事業 オ 寝たきり老人紙おむつ支給事業 カ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）事業 キ 住宅改修理由書作成費助成事業 ク 生活管理指導員派遣事業 ケ 「食」の自立支援事業</p>
<p>(3) 在宅福祉事業の推進</p>	<p>ア 生きがい活動支援通所事業 イ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ウ 緊急通報システム設置事業 エ 福祉電話設置事業 オ 火災警報機等給付事業 カ 要援護高齢者等住宅改造費補助事業 キ 高齢者住宅整備資金の貸付事業 ク 認知症支援ネットワーク事業 ケ 相談窓口 （ア） 地域包括支援センター （イ） 介護支援センター （ウ） 市の窓口等 コ 老人福祉施設等事業 （ア） 養護老人ホーム （イ） 軽費老人ホーム （ウ） 有料老人ホーム</p>

<p>(4) 介護予防サービス事業の推進</p>	<p>ア 要介護（要支援）の認定  イ 要介護（要支援）者の状況  ウ 介護予防サービス実績及び見込み  （ア） 介護予防訪問介護  （イ） 介護予防訪問入浴介護  （ウ） 介護予防訪問看護  （エ） 介護予防訪問リハビリテーション  （オ） 介護予防通所介護  （カ） 介護予防通所リハビリテーション  （キ） 介護予防福祉用具貸与  （ク） 介護予防短期入所生活介護及び介護          予防短期入所療養介護  （ケ） 介護予防特定施設入居者生活介護  （コ） 介護予防居宅療養管理指導  （サ） 特定介護予防福祉用具販売  （シ） 介護予防住宅改修  （ス） 介護予防支援（介護予防サービス計          画）  ウ 地域密着型介護予防サービス見込み  （ア） 介護予防認知症対応型通所介護  （イ） 介護予防小規模多機能型居宅介護  （ウ） 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>
<p>(5) 介護サービス事業の推進</p>	<p>ア 介護サービス実績及び見込み  （ア） 訪問介護  （イ） 訪問入浴介護  （ウ） 訪問看護  （エ） 訪問リハビリテーション  （オ） 居宅療養管理指導  （カ） 通所介護  （キ） 通所リハビリテーション  （ク） 短期入所生活介護及び短期入所療養          介護  （ケ） 特定施設入居者生活介護  （コ） 福祉用具貸与  （サ） 居宅介護支援</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(シ) 特定福祉用具販売</li> <li>(ス) 住宅改修</li> <li>イ 地域密着型サービス見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 夜間対応型訪問介護</li> <li>(イ) 認知症対応型通所介護</li> <li>(ウ) 小規模多機能型居宅介護</li> <li>(エ) 認知症対応型共同生活介護</li> <li>(オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul> </li> <li>ウ 施設サービス実績及び見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 介護老人福祉施設</li> <li>(イ) 介護老人保健施設</li> <li>(ウ) 介護療養型医療施設</li> <li>(エ) 特定入所者介護サービス費</li> </ul> </li> <li>エ 介護老人福祉施設等及び地域密着型サービス施設の整備目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 介護老人福祉施設等</li> <li>(イ) 地域密着型サービス施設</li> <li>(ウ) 混合型特定施設入居者等生活介護施設</li> <li>(エ) 療養病床再編成施設</li> </ul> </li> </ul>
<p>(6) 支え合い活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害時要援護者対策の推進</li> <li>イ 一人暮らし高齢者等対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) シルバーメイト事業</li> <li>(イ) 介護教室・医療保健講座事業</li> <li>(ウ) ふれあいシルバーサロン事業</li> <li>(エ) 友愛訪問推進事業</li> </ul> </li> <li>ウ 認知症高齢者サポーター養成事業</li> <li>エ 地域福祉ボランティア</li> </ul>

## (1) 包括的支援事業の推進

### ア 地域包括支援センター運営事業

#### 現状と評価

平成 18 年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターを設置することとなり、当市では日常圏域ごとに各 1 ヲ所、合計 7 ヲ所を設置し、社会福祉法人等へ運営を委託しています。各地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各 1 名ずつ配置し、特定高齢者介護予防支援事業、総合相談・支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を実施することにより、地域の高齢者の総合的な支援を行っています。

また、地域包括支援センターのブランチとして介護支援センター12 ヲ所を設置し、地域包括支援センターと連携しながら地域の高齢者の初期相談窓口として活動しています。

圏域名	地域包括支援センター	介護支援センター
河北1	盛岡駅西口地域包括支援センター	上田介護支援センター
河北2	山岸和敬荘地域包括支援センター	第二松園ハイツ介護支援センター ケアガーデン高松公園介護支援センター
河南	五月園地域包括支援センター	ヴィラ加賀野介護支援センター 城南介護支援センター
厨川	青山和敬荘地域包括支援センター	月が丘介護支援センター おでんせ介護支援センター
盛南	イーハトープ地域包括支援センター	千年苑介護支援センター
都南	地域包括支援センター川久保	飯岡介護支援センター 希望の里介護支援センター 都南あけぼの荘介護支援センター
玉山	玉山地域包括支援センター	秀峰苑介護支援センター

#### 今後の方策

平成 21 年度からは、現状の設置 ヲ所数を維持しながら、体制の整備に努め、それぞれの地域包括支援センター職員の資質向上を図り、地域に信頼されるようにしていきます。

### イ 地域ケア体制

#### 現状と評価

市は平成 12 年度に地域ケア会議を設置し、介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者を対象に、効果的な予防サービスや地域ケアの総合調整、介護保険法に基づく保険給付の対象となるサービスを行う事業者に対する情報の提供、指導を実施してきました。

しかし、介護保険法が改正された平成 18 年以降は、地域資源との連携を取るネットワーク化が必要とされてきております。そうしたことを受け、従来の地域型在宅介護支援センターが

主催してきた「担当地域ケア会議」についても、地域包括支援センター及び介護支援センターにおいて継続し、その参加者を地域の民生委員や地区福祉推進会等に広げ、地域の介護サービス事業所とも情報交換するなど、連携を強化してきています。

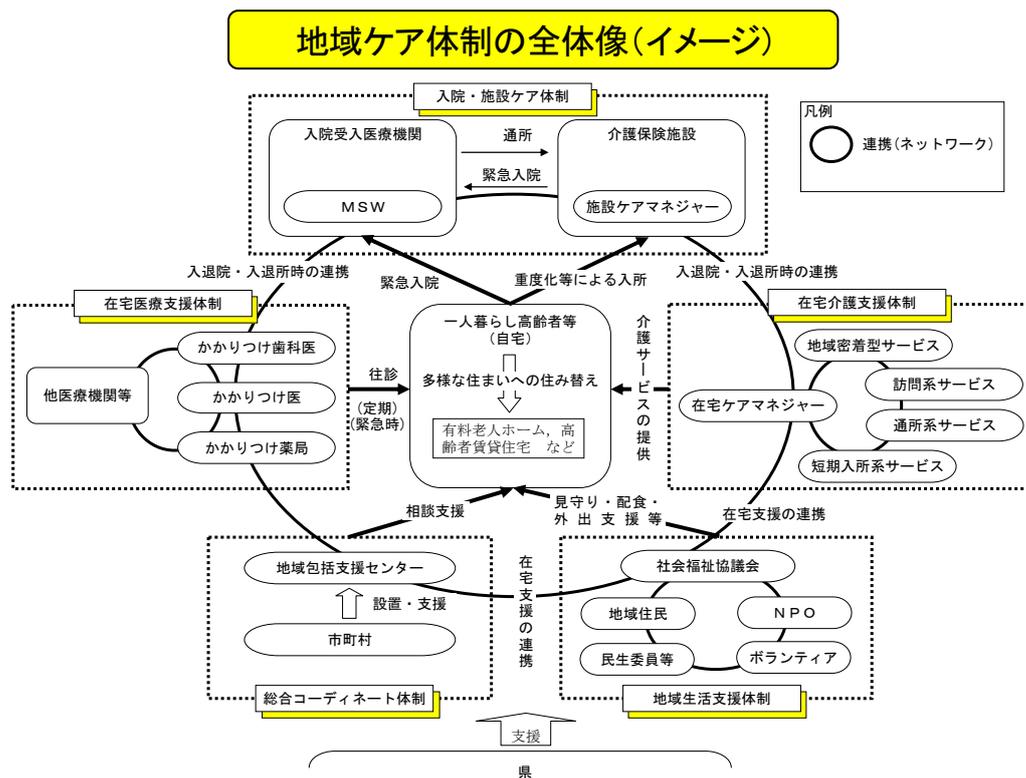
### 今後の方策

高齢者が住みなれた地域で生き生きとした生活を送ることができるようにするためには、活動的状態にある高齢者から要介護状態にある高齢者に至るまで、連続的かつ総合的な事業展開を地域と一体となって実施していくことが重要です。介護予防を推進するためには、それぞれの地域の実情にあった自主的な介護予防活動が実施され、高齢者が積極的に活動に参加していくこと、また、要介護状態の方に対しても、医療・保健・福祉や介護サービス事業者などが本人・家族・地域と連携しながら支援していく体制が必要となります。

このようなことから、地域包括支援センターや介護支援センターにおいて「担当地域ケア会議」を今後も継続し、地域住民との話し合いにより、地域の特性を生かした介護予防の取り組みを検討し、具体的な事業の展開を図るとともに、様々な問題を抱えている高齢者を地域で支えていくために、関係機関とのネットワークを構築していく必要があります。

また、要介護状態になる前からの介護予防や、医療ニーズの高い重度の要介護者の在宅ケア、地域における医療と介護の連携は、今後一層重要性を増していきます。

このためには、在宅、医療機関、施設といった場所の変化により医療と介護の連続性が失われることのないよう、地域における包括的継続的なマネジメント体制を確立し、主治医とケアマネジャーをはじめとする医療と介護の多職種連携を地域ケア体制のなかで確立することも目指していきます。



## (2) 任意事業の推進

### ア 介護給付等費用適正化事業

#### 現状と評価

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保するため、制度の趣旨、良質な事業を展開するうえで必要な各種情報の提供や利用者への介護給付費通知書の送付、ケアマネジャー対象の研修会の開催等を実施しています。

#### ■介護給付等費用適正化事業の実績

(単位：通)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者への介護給付費通知	28,000	30,000	31,000	28,649	30,350	31,559

#### 今後の方策

ケアマネジャーに対する研修会の開催や介護給付費通知書の送付を継続するとともに、住宅改修訪問調査やケアプランチェック等を実施することにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、給付の適正化を図ります。

#### ■介護給付等費用適正化事業の見込み

(単位：通)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者への介護給付費通知	32,000	33,000	34,000

### イ 家族介護者リフレッシュ事業

#### 現状と評価

介護の必要な方を在宅で介護している家族の方には、経済面・精神面ともに様々な負担がかかります。そうした家族の方同士の交流の場を提供し、リフレッシュしてもらうことで家族介護を支援しています。1泊2日と日帰りの両方を開催し、家庭状況に応じて参加していただけるよう工夫しながら実施しています。

## ■家族介護者リフレッシュ事業の開催状況

(単位：回，人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	6	6	6	3	3	3
参加者数	80	80	80	37	46	50

## 今後の方策

今後も多くの方が参加し、情報交換やリフレッシュできるよう内容を工夫していきます。

## ■家族介護者リフレッシュ事業の開催目標 (単位：回，人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	3	3	3
参加者数	50	50	50

## ウ 家族介護慰労金支給事業

## 現状と評価

介護の必要な方を在宅で介護している家族の方には、経済面・精神面ともに様々な負担がかかります。そうした負担を少しでも軽減するために慰労金を支給しています。支給には幾つかの条件があることから、今後も同程度の支給人数で推移するものと見込まれます。

## ■家族介護慰労事業の状況

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数	8	8	8	7	5	8

## 今後の方策

在宅介護は今後とも増加が見込まれることから、介護保険サービスの適正利用の周知を図りながら、事業を継続していくこととします。

## ■家族介護慰労事業の目標 (単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	8	8	8

## 工 成年後見制度利用支援事業

### 現状と評価

認知症高齢者等、判断能力が不十分な人が、預貯金の管理(財産管理)や、日常生活での医療・介護など様々な契約(身上監護)を行う際の支援や、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る制度の啓発をしています。

また、身寄りの無い高齢者などに代わり市長が後見開始の審判の申立てを家庭裁判所に行うことで、制度の利用を進めています。

#### ■成年後見制度支援事業の状況

(単位：件)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
申立件数	4	6	8	0	1	2

### 今後の方策

今後も本制度の重要性とともに需要が高まっていくことが見込まれることから、関係機関と連携しながら、制度の周知・啓発を図ります。また、身寄りの無い高齢者などに代わり市長が後見開始の審判の申し立てを行う支援事業を継続していきます。

#### ■成年後見制度支援事業の目標

(単位：件)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申立件数	4	6	8

## オ 寝たきり老人紙おむつ支給事業

### 現状と評価

紙おむつを常時使用している要介護者の場合、購入費が高額となるため経済的負担が大きくなりがちです。紙おむつ購入による介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、市県民税が非課税世帯である寝たきりの高齢者に対して紙おむつを支給していますが、減少傾向にあった支給対象者は、平成18年度から再び増加傾向に転じてきました。平成14年度から要介護4及び要介護5の方への支給枚数を増やしてきましたが、支給できる紙おむつの種類を増やして欲しいとの要望に応え、平成20年度からは支給できる紙おむつを2種類から4種類へ増やしています。

## ■紙おむつ支給状況の状況

(単位：人、枚)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	223	223	223	133	153	199
年間利用延べ人数	1,100	1,100	1,100	1,021	1,139	1,299
年間支給枚数	143,860	143,860	143,860	152,274	156,487	169,180

## 今後の方策

利用者は大幅に増加しないと見込まれますが、今後は介護者の高齢化等といった実態に即した受取り方法についても検証し、随時必要に応じた見直しを進めていきます。

## ■紙おむつ支給状況の目標

(単位：人、枚)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	202	199	196
年間利用延べ人数	1,412	1,409	1,406
年間支給枚数	181,760	181,400	181,040

## カ 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)事業

## 現状と評価

高齢者が自立して安全かつ快適に生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的として、緊急通報装置を備えた高齢者向け仕様の住宅を市営月が丘アパートに30戸整備しています。入居している高齢者に、緊急通報の対応のほか、生活援助員による生活相談や安否確認などのサービスを行っています。

## 今後の方策

今後も入居している高齢者に、緊急通報の対応のほか、生活援助員による生活相談や安否確認などのサービスを行っています。

## キ 住宅改修理由書作成費助成事業

## 現状と評価

介護保険の住宅改修費支給の申請に必要な理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した場合、作成に関する事務に要する経費を助成しています。居宅介護支援事業所のケアマネジャー等が作成する例が多く、平成18年度、平成19年度には該当事例はありません。

■住宅改修理由書作成費助成事業の実施状況

(単位：件)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助件数	10	10	10	0	0	1

今後の方策

該当事例は少ないが、住宅改造の需用は多く、住宅設計の専門家として福祉住環境コーディネーターの果す役割は大きいと考えています。これらの方が積極的に住宅改修理由書を作成することができるように、制度の周知と継続を図っていきます。

■住宅改修理由書作成費助成事業の目標 (単位：件)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補助件数	10	10	10

ク 生活管理指導員派遣事業

現状と評価

要介護認定で自立と判定された方や認定審査を受けていない方で、体力の低下や病気の後遺症、怪我などにより社会適応が困難な高齢者に対し、居宅への訪問によって日常生活及び家事に対する支援・指導等を行っています。指導者の派遣は、週1回、市が法人のヘルパーステーションに委託するなどして派遣しています。

■生活管理指導員派遣事業の実施状況

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	70	70	70	65	60	61
年間利用延べ人数	2,100	2,100	2,100	2,255	2,014	2,200

今後の方策

高齢者人口の伸びとともに利用者数の増加も見込まれるため、需要に応じた供給ができるよう努めていくこととしています。また、要介護状態に陥ることを防止するためにサービスの維持、向上に努めます。

■生活管理指導員派遣事業の目標 (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	63	65	67
年間利用延べ人数	2,331	2,405	2,479

## ケ 「食」の自立支援事業

### 現状と評価

加齢に伴う心身の衰えや障がい、傷病などの理由で、食事の調理が困難な方に対し、市と事業者の業務委託契約によって、栄養のバランスと健康状態に配慮した食事を定期的に居宅に届けるとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常がみられるときには、関係機関等への連絡を行うこととしています。対象はおおむね65歳以上のひとり暮らしの方で、昼食か夕食のどちらかを1週4回まで利用できます。

■「食」の自立支援事業の実施状況 (単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	410	410	410	436	452	470
年間利用延配食数	33,135	33,135	33,135	35,902	36,903	41,000

### 今後の方策

玉山区で実施していたボランティア配食サービス事業を当事業へ移行し、同地区も含め、供給体制の整備に努め、今後もサービス供給量の確保を図ります。

■「食」の自立支援事業の目標 (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	480	490	500
年間利用延配食数	50,000	51,000	52,000

### (3) 在宅福祉事業の推進

#### ア 生きがい活動支援通所事業

##### 現状と評価

要介護認定で自立と判定された方など、比較的元気であっても、家に閉じこもりがちなおおむね65歳以上の高齢者を対象として、デイサービスセンターへ2週間に1回通所していただきながら、入浴介助や食事提供などのサービスを提供しています。

##### ■生きがい活動支援通所事業の実施状況 (単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	118	106	95	111	78	80
年間利用延べ人数	1,793	1,614	1,453	1,784	1,319	1,350

##### 今後の方策

比較的元気な高齢者が閉じこもり等で常時介護が必要な状況になることを予防するため、今後も利用者の身体機能低下等の早期把握とサービス内容の充実に努めます。

##### ■生きがい活動支援通所事業の実施目標 (単位：人)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	80	80	80
年間利用延べ人数	1,350	1,350	1,350

#### イ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

##### 現状と評価

寝たきりの方などの寝具の衛生管理のため、洗濯と乾燥消毒サービスを行っています。高齢者や障害者世帯では、寝具を家庭で洗濯したり、クリーニング店まで持参することが困難な場合が多く、定期的な洗濯・乾燥消毒サービスへの需要は高くなっています。今後も利用希望者を適確に把握しながら、事業を進める必要があります。

##### ■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施状況 (単位：人、点、回)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用延べ人数	431	431	431	377	151	150
年間利用点数	1,697	1,697	1,697	1,541	643	600
年間実施回数	3	3	3	3	3	3

**今後の方策**

今後も高齢者等の居住環境の衛生管理のため、事業の周知を図りながら、適切な利用希望者の把握とサービス内容の充実に努めます。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施目標（単位：人、点、回）

	第4期(目標値)		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年間利用延べ人数	150	160	170
年間利用点数	600	640	680
年間実施回数	3	3	3

**ウ 緊急通報システム設置事業**

**現状と評価**

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に特定の受信センター、地域包括支援センター及び介護支援センターに通報できるようにすることで、日常生活の不安の解消を図ります。

■緊急通報システム設置事業の実施状況（単位：人、件）

	第3期に予定した計画値			第3期実績（20年度は見込値）		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間設置人数	160	160	160	127	121	56
年度末での設置人数	1,097	1,177	1,257	891	850	783
年間通報件数	700	750	800	1,978	3,194	2,200

**今後の方策**

今後は、緊急時の対応だけでなく、利用者一人一人の状態の把握や見守りも重要である。また、利用者の増加が見込まれることから、緊急時の受信体制や利用者の状態把握のあり方、機器の保守管理の徹底などに努め、需要に応じた体制を整備していきます。

■緊急通報システム設置事業の実施目標（単位：人）

	第4期（計画値）		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年間設置人数	60	60	60
年度末での設置人数	723	663	603

## 工 福祉電話設置事業

### 現状と評価

電話の無いひとり暮らしの高齢者に電話を貸与し、基本料金を助成しています。

#### ■福祉電話設置事業の実施状況

(単位：台)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新設台数	14	14	14	6	6	9
設置総数	143	143	143	115	101	93
返還台数	10	10	10	12	20	15

### 今後の方策

新設が返還を下回っている状況であり、今後は設置総数の減少が見込まれますが、今後も利用を必要とする方の状況を把握しながら、事業を継続します。

#### ■福祉電話設置事業の実施目標

(単位：台)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新設台数	7	7	7
設置総数	100	92	84
返還台数	15	15	15

## 才 火災警報器等給付事業

### 現状と評価

火気の取り扱いが不安な高齢者に、火災警報器、自動消火器及び電磁調理器の給付を行い、在宅生活の安全を図っています。

#### ■火災警報器等給付事業の実施状況

(単位：件)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付件数	48	48	48	42	50	60

### 今後の方策

火災警報器の設置義務付けにより、平成21年度までは給付件数の増加が見込まれます。自動消火器及び電磁調理器に関しては、今後も利用を必要とする方の状況を把握しながら、事業を継続していきます。

#### ■火災警報器等給付事業の実施目標（単位：件）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付件数	70	70	40

### 力 要援護高齢者等住宅改造費補助事業

#### 現状と評価

要介護認定者が居住する住宅を改造する場合、それに要する費用の一部を補助する制度です。「高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業」として実施しています。また、対象となる経費の一部に介護保険が適用されますので、この補助制度と組み合わせて利用することができます。

高齢者の在宅生活の維持と介護者の負担軽減を支援しています。

#### ■要援護高齢者等住宅改造費補助事業の状況（単位：件）

	第3期に予定した計画値			第3期実績（20年度は見込値）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助件数	20	20	20	11	13	12

#### 今後の方策

高齢社会の進行に伴い、需要はますます増加すると見込まれます。できるだけ在宅での生活を維持したい方への支援策として、利用者の拡大につながるように制度のあり方を見直しながら、財源の確保に努めます。

#### ■要援護高齢者等住宅改造費補助事業の目標（単位：件）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補助件数	15	15	15

### キ 高齢者住宅整備資金の貸付事業

#### 現状と評価

高齢者及び障がい者と同居する親族が、居住する住宅を増改築する場合に、その建築資金を貸し付けする制度です。在宅の要援護高齢者及び在宅重度障がい者の自立を支援することを目的としています。60歳以上の高齢者と同居するなど、一定の条件があります。

■高齢者住宅整備資金の貸付事業の実施状況

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数	2	2	2	1	0	1

今後の方策

高齢者向けの住宅の整備は、介護のためだけではなく、高齢者や障がい者自身にとって自立した生活を続けるうえで必要なことであり、今後も事業の周知等を図りながら、継続していきます。

■高齢者住宅整備資金の貸付事業の実施目標

(単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	2	2	2

ク 認知症支援ネットワーク事業

現状と評価

急激に進む高齢化の中で、今後ますます認知症高齢者が増加していくことが予想されます。認知症がもとで介護が必要になったり、悪徳業者の被害にあったりしているケースも多く見られます。認知症の高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らしていけるようにするためには、地域住民が認知症について正しく理解し、地域で支援していくネットワークを構築していくことが大切です。また、認知症予防に努める一方、できるだけ早い段階で発見し、早期治療など、迅速に対処していくことが重要です。これらの啓発活動は、地域ケア会議や、介護予防教室など、さまざまな機会を捉えて実施しています。

また、盛岡市医師会の行う、「もの忘れ検診」についても、実施体制の充実と実施の継続について、引き続き働きかけていきます。

今後の方策

認知症の高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らしていけるようにするため、「認知症支援ネットワーク事業」を実施します。運営委員会を設置し、ネットワーク活動の具体的な検討や体制づくりなどについて話し合います。

活動は、認知症の早期発見につながる地域住民への啓発活動が主となります。これらの啓発は地域包括支援センターや介護支援センターが行う、認知症予防教室を中心に行うほか、消費生活センターが実施する悪徳商法防止のための啓発事業などとも連携して実施します。

また、「もの忘れ検診」については、検診体制が変わったことから、特定検診以外にも受診できるように、盛岡市医師会の協力を得て引き続き実施します。

## ケ 相談窓口

### (ア) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、7つの日常生活圏域に各1カ所、合計7カ所が設置されています。地域包括支援センターは、介護予防支援事業、総合相談支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業・包括的継続的支援事業の4つの事業を一体的に実施する施設であり、高齢者の総合相談窓口となります。これらの事業を通じて、在宅の高齢者を支援し、また支援するための地域の社会資源のネットワークを構築しています。

### (イ) 介護支援センター

地域包括支援センターの機能のうち、高齢者の初期相談窓口を担うセンターとして、介護支援センターを市内に12カ所設置しています。介護支援センターは、地区内の高齢者の様々な相談を受けて、地域包括支援センターへつなぐ大切な役割を持ちます。身近な地域に設置されていることで、相談しやすいセンターとして機能します。

### (ウ) 市の窓口等

地域包括支援センター・介護支援センターの統括としての役割を担うとともに、介護サービス、在宅福祉サービス及び地域支援事業など、高齢者福祉の全般的な相談窓口となります。

## コ 老人福祉施設等事業

### (ア) 養護老人ホーム

#### 現状と評価

生活環境上の理由や経済的な理由など、多様な事情により自宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。対象は、おおむね65歳以上、生計中心者の市民税が均等割以下の方などの条件があります。

現在、市内には2施設あり、定員100人に対して市民は72人が入所しています。入所者が自立した生活が維持できるように生活指導を行うとともに、心身の健康保持が図られています。

#### ■養護老人ホーム入所者の状況

(単位：施設、人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設・定員	2(100)	2(100)	2(100)	2(100)	2(100)	2(100)

**今後の方策**

入所者数は安定的に推移しておりますが、生活環境上や経済的な理由から入所を希望する高齢者が今後も見込まれることから、受入態勢の整備に努めるとともに、養護が必要な高齢者が安心して入所できるよう支援していきます。

なお、「清和荘」については、認可設置後50年以上を経過し老朽化が著しいことから、施設の建て替え等の対応により、高齢者の入所施設としての機能を継続することでサービス提供の確保に努めます。

■養護老人ホームの定員数（単位：施設、人）

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設・定員	2(100)	2(100)	2(100)

(イ) 軽費老人ホーム

**現状と評価**

ある程度収入があっても身寄りのない方や家族がいても一緒に暮らせない事情のある方が対象のA型と、自炊することが条件であるB型、身体機能の低下や独立して生活するのに不安がある方が対象のケアハウスの3種類があります。

現在、市内には6施設あり、家庭環境や住宅事情などの理由から入所しておりますが、在宅において生活が困難な高齢者に対して必要なサービスを提供し、健康で明るい生活が送れるように支援しています。

■軽費老人ホームの施設数(定員) (単位：施設、人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
軽費老人ホームA型	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)
軽費老人ホームB型	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)
ケアハウス	3(139)	3(139)	4(199)	3(139)	3(139)	4(199)

**今後の方策**

今後は高齢者人口の増加に伴い、入所者の増加が見込まれます。保険給付対象施設としての特設施設入居者生活介護やケアハウスへの統合が検討されていることから、安定的な入居需要に対応できるよう施設整備のあり方や促進に努めます。

■軽費老人ホームの施設数（定員） （単位：施設，人）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
軽費老人ホームA型	1(50)	1(50)	1(50)
軽費老人ホームB型	1(50)	1(50)	1(50)
ケアハウス	4(199)	4(199)	4(199)

(ウ) 有料老人ホーム

現状と評価

これまで有料老人ホームの定義は、①高齢者を10人以上入居させていること、②食事の提供をしていること、の2つが要件でしたが、平成18年4月の改正により、入居人数にかかわらず、食事の提供、介護の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理のうち、いずれかのサービスの提供をしている施設は有料老人ホームに該当することになりました。

今後の方策

有料老人ホームの定義が拡大したことで、届け出る有料老人ホームの数が急速に増えたり、大型施設の整備が進められていることから、事業所の届出を受ける岩手県との連携を図りながら、施設整備の促進に努めます。

## (4) 介護予防サービス事業の推進

### ア 要介護（要支援）の認定

介護（予防）サービスを受けようとする方は、要介護（要支援）認定申請を行う必要があります。市は、申請を受理した後、認定調査員をサービスを受けようとする方の自宅等へ派遣し、本人・家族等から聞き取りで調査を行います。あわせて、かかりつけの医師に対し、主治医意見書の記載を依頼します。認定調査票と主治医意見書等の準備が整った後、認定審査会において要介護状態区分等（介護度）を審査・判定します。

認定審査会の委員の総数は75名で、15の合議体を形成しています。1合議体は5名体制で、保健・医療・福祉の各分野からの学識経験者でバランスを配慮した構成としています。

認定の審査は、合議体単位で行います。また審査が偏らないように、合議体は半年毎に編成替えを行っています。

審査会は基本的には2週間に15の審査会を開催し、各委員には半年先までの審査会開催日程を通知し、委員の出席の確保に努めています。

### イ 要介護（要支援）者の状況

被保険者数は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者で構成されており、第1号被保険者は年々増加しています。

それに対し、第2号被保険者は横ばい傾向となっており、高齢化率は総人口の減少の影響もあり、年々高まっていく状況にあります。

認定者数は年々増加し、要介護度別では総数で要介護2の認定を受けている方が最も多く、平成19年と20年の比較でも要介護2は高い伸び率を示しています。

平成18年4月施行の制度改正により、介護状態の悪化を防ぐ、また要支援・要介護状態になることを未然に防ぐ、介護予防の考え方が大々的に取り入れられました。これに伴い、それまでの要介護1は介護状態の悪化を防ぐ介護予防給付を中心とする要支援2とこれまでと同じ介護給付を受ける要介護1に区分されることになり、被保険者個々人の状態に則した、より目的が明確化されたサービスの提供が開始されています。

また、介護認定を受ける前の段階の被保険者に対しては、高齢者人口の5%（平成18年度は3%、19年度は4%）を目途に、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援・任意事業）を通じ、要支援・要介護状態にならないための啓発を継続して行っています。

当市では、今後も高齢化の進行が見込まれる状況下で、高齢者の健やかな地域社会生活に資するため、また、安定した制度運用のもとでのサービス提供を継続するために、地域支援事業及び介護予防給付により、要介護認定者数増加をより適正なものとするとともに要介護度の重度化の防止に努めることとしています。

## ■被保険者数

(各年度10月1日時点)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
第1号被保険者数	57,112	58,861	60,537	61,917	63,213	64,936	70,105
65～74歳 (前期高齢者)	30,946	31,276	31,653	31,636	31,740	32,761	35,824
75歳以上 (後期高齢者)	26,166	27,585	28,884	30,281	31,473	32,175	34,281
第2号被保険者	100,933	100,974	101,016	101,059	101,098	100,617	99,176
計	158,045	159,835	161,553	162,976	164,311	165,553	169,281

資料：介護高齢福祉課

## ■要介護（要支援）認定者数

(各年度10月1日時点)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
要介護（要支援）認定者数	9,810	9,941	10,277	10,602	11,001	11,384	12,529
要支援1	649	424	410	515	534	550	598
要支援2	667	946	1,046	900	934	963	1,049
要介護1	2,809	2,142	2,017	2,232	2,269	2,298	2,518
要介護2	1,689	2,133	2,288	2,285	2,415	2,543	2,793
要介護3	1,441	1,651	1,822	1,791	1,858	1,926	2,127
要介護4	1,355	1,371	1,417	1,491	1,550	1,610	1,790
要介護5	1,200	1,274	1,277	1,388	1,441	1,494	1,654

資料：介護高齢福祉課 ※要支援1には経過的要介護者を含む（平成18年度のみ）

## ウ 介護予防サービス実績及び見込み

## (ア) 介護予防訪問介護

## 現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用人数は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

## ■介護予防訪問介護の実績

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績（20年度は見込値）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	619	649	662	280	320	317

## 今後の方策

介護予防の理念に従い、利用者の自立を支援するサービスを目指します。利用者のニーズと介護予防給付の範囲の判断が難しい場合が想定されることから、利用者に十分説明し、適正なサービス提供を行うように、地域ケア会議等の機会を利用しながら事業者に指導していきます。

■介護予防訪問介護の見込み (単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	321	333	343

(イ) 介護予防訪問入浴介護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況です。

■介護予防訪問入浴介護の実績 (単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	2	3	3	0	1	0
年間利用延べ人数 B	73	114	115	0	1	0
一人当たりの 年間利用日数 B/A	36.5	38.0	38.3	0	1	0

今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

■介護予防訪問入浴介護の見込み (単位：人、日)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	2	2	2
年間利用延べ人数 B	12	12	12
一人当たりの 年間利用日数 B/A	6.0	6.0	6.0

(ウ) 介護予防訪問看護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況です。

## ■介護予防訪問看護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	66	70	71	19	24	26
年間利用延べ人数 B	4,033	4,342	4,519	938	1,101	1,158
一人当たりの 年間利用日数 B/A	61.1	62.0	63.6	49.3	45.8	44.5

## 今後の方策

本サービスを利用するためには医師の指示が必要なため、医療と介護の機能分担と連携強化が必要になります。

地域の主治医とケアマネジャーが連携してサービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

## ■介護予防訪問看護の見込み

(単位：人、日)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	23	25	26
年間利用延べ人数 B	1,072	1,116	1,154
一人当たりの 年間利用日数 B/A	46.6	44.6	44.4

## (エ) 介護予防訪問リハビリテーション

## 現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用量は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

## ■介護予防訪問リハビリテーションの実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	14	14	15	10	16	18
年間利用延べ人数 B	830	913	963	507	956	1,002
一人当たりの 年間利用日数 B/A	59.3	65.2	64.2	50.7	59.8	55.7

**今後の方策**

本サービスを利用するためには医師の指示が必要なため、医療と介護の機能分担と連携強化が必要になります。

地域の主治医とケアマネジャーが連携してサービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

■介護予防訪問リハビリテーションの見込み（単位：人、日）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	17	18	19
年間利用延べ人数 B	941	1,020	1,097
一人当たりの年間利用日数 B/A	55.4	56.7	57.7

（オ）介護予防通所介護

**現状と評価**

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用人数は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防通所介護の実績（単位：人）

	第3期に予定した計画値			第3期実績（20年度は見込値）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	653	683	704	317	412	393

**今後の方策**

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

■介護予防通所介護の見込み（単位：人）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	392	407	419

## (カ) 介護予防通所リハビリテーション

## 現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用人数は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

## ■介護予防通所リハビリテーションの実績 (単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	161	168	171	78	127	120

## 今後の方策

今後、後期高齢者数の増加とともに、要支援認定者の需要が高まると考えられますので、必要な利用量の確保に努めます。

## ■介護予防通所リハビリテーションの見込み (単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	118	124	129

## (キ) 介護予防福祉用具貸与

## 現状と評価

福祉用具貸与では、平成18年4月から、軽度者(要支援1, 2及び要介護1)について、一定の状態にある人を除いて、特殊寝台等の種目は、保険給付対象外とされています。

平成19年4月には例外要件が見直しされ、利用者の状況に応じた必要なサービス提供が可能になりました。

## ■介護予防福祉用具貸与の実績 (単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	3,143	3,290	3,333	56	41	51

## 今後の方策

要支援者であっても、病気等の症状により、特殊寝台等を貸与できる場合があるので、必要なサービス提供が行われるよう、例外要件等制度内容についてケアマネジャーに周知を図ります。

■介護予防福祉用具貸与の見込み (単位：人)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	49	51	52

(ク) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護

現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用量は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の実績 (単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	402	420	424	48	116	132
年間利用延べ人数 B	3,606	3,848	3,978	269	752	759
一人当たりの 年間利用日数 B/A	9.0	9.2	9.4	5.6	6.5	5.8

今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

■介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の見込み(単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	144	156	168
年間利用延べ人数 B	716	792	869
一人当たりの 年間利用日数 B/A	5.0	5.1	5.2

(ケ) 介護予防特定施設入居者生活介護

現状と評価

第3期の実績は、市外の介護予防特定施設においてサービスを利用したものです。

## ■介護予防特定施設入居者生活介護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	0	0	0	1	2	3
年間利用延べ人数 B	0	0	0	332	403	840
一人当たりの 年間利用日数 B/A	0	0	0	332.0	201.5	280.0

## 今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

## ■介護予防特定施設入居者生活介護の見込み (単位：人、日)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	3	3	3
年間利用延べ人数 B	1,095	1,095	1,095
一人当たりの 年間利用日数 B/A	365.0	365.0	365.0

## (コ) 介護予防居宅療養管理指導

## 現状と評価

第3期では利用量は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

## ■介護予防居宅療養管理指導の実績

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	27	29	28	24	33	39

## 今後の方策

利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

## ■介護予防居宅療養管理指導の見込み

(単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	39	39	39

### (サ) 特定介護予防福祉用具販売

#### 現状と評価

第3期では利用実人数は計画値を下回っている状況ですが、給付費は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

#### ■特定介護予防福祉用具販売の実績

(単位：人, 万円)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	93	102	111	52	93	77
給付費	168	186	204	113	207	371

#### 今後の方策

利用者のニーズに見合う、適正な福祉用具の購入となるよう周知に努めます。

#### ■特定介護予防福祉用具販売の見込み (単位：人, 万円)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	81	85	89
給付費	390	409	430

### (シ) 介護予防住宅改修

#### 現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、利用人数は堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

#### ■住宅改修の実績

(単位：人, 万円)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	172	187	202	54	63	68
給付費 B	1,962	2,142	2,322	576	677	841

#### 今後の方策

要介護 (要支援) 者の自立支援と在宅福祉の増進のための周知に努めます。

### ■住宅改修の見込み (単位：人, 万円)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	74	79	84
給付費	1,006	1,170	1,334

### (ス) 介護予防支援 (介護予防サービス計画)

#### 現状と評価

第3期では、要支援者数が計画値を大きく下回ったため、ケアプラン作成件数も少ない状況ですが、堅調な増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

### ■介護予防支援の実績 (単位：件)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用件数	15,228	15,888	16,080	5,966	9,893	9,595
月当たり作成件数	1,269	1,324	1,340	497	824	800

#### 今後の方策

利用者がサービス内容に満足し、要介護度の改善につながるケアプランが作成されるように、ケアマネジャー対象の研修会の開催や個別ケアプラン指導・点検等を実施します。

### ■介護予防支援の見込 (単位：件)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用件数	9,569	9,925	10,227
月当たり作成件数	797	827	852

## エ 地域密着型介護予防サービス見込み

### (ア) 介護予防認知症対応型通所介護

#### 現状と評価

第3期では計画値を大きく下回っている状況ですが、認知症高齢者は増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■介護予防認知症対応型通所介護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	0	0	9	0	1	1
年間利用延べ人数 B	0	0	345	0	39	52
一人当たりの年間利用日数 B/A	0	0	38.3	0	39.0	52.0

今後の方策

認知症高齢者の方が利用できるように、サービス提供事業者の確保を図り、地域に密着したサービス提供に努めます。

■介護予防認知症対応型通所介護の見込み (単位：人、日)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	3	3	4
年間利用延べ人数 B	109	158	210
一人当たりの年間利用日数 B/A	36.3	52.7	52.5

(イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護

現状と評価

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するものです。平成19年度からサービス提供できる態勢をとっていましたが、平成19年度には利用者がなく、平成20年度からのサービス提供となっています。

■介護予防小規模多機能型居宅介護の実績

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	0	2	2	0	0	15

今後の方策

平成18年度に創設された新しいサービスなので、「出前講座」等において周知を図るとともに、ケアマネジャー等を通じ、このサービスが必要な潜在需要の掘り起こしに努めます。また、必要とする要介護者に対して、サービス提供できるように供給の確保に努めます。

## ■介護予防小規模多機能型居宅介護の見込み（単位：人、日）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	16	17	18

## (ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護

## 現状と評価

介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の認知症の方を対象としたサービスですが、第3期には利用がありませんでした。要支援1の方は利用できない規定となっています。

## ■介護予防認知症対応型共同生活介護の実績（単位：人）

	第3期に予定した計画値			第3期実績（20年度は見込値）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	9	10	11	0	0	0

## 今後の方策

入所者の介護度が重度化とならないように供給の確保に努めます。

## ■介護予防認知症対応型共同生活介護の見込み（単位：人）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	2	2	2

## (5) 介護サービス事業の推進

## ア 介護サービス実績及び見込み

## (ア) 訪問介護

## 現状と評価

訪問介護の実利用人数は平成18年度に急増したのち、維持、微増傾向を継続しています。一人当たりの年間利用日数の増加もあり、サービス量は増加していくと推計されます。

■訪問介護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	1,660	1,694	1,723	2,322	2,338	2,347
年間利用延べ人数 B	211,947	222,265	226,047	311,544	326,736	364,359
一人当たりの 年間利用日数 B/A	127.7	131.2	131.2	134.2	139.8	155.2

今後の方策

要介護度が悪化しないように本人の意欲を引き出し、自立支援に資する適正なサービス提供が行われるように、地域ケア会議等の機会を利用しながら、事業者への指導に努めます。

また、訪問介護を含む全ての在宅系サービスにおける平成23年度の利用者数については、計画上、当該年度に施設の定床数が増大するため、要介護者が入所することによる減少傾向を加味した推計となっています。

■訪問介護の見込み

(単位：人、日)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	2,318	2,384	2,355
年間利用延べ人数 B	357,455	366,914	358,279
一人当たりの 年間利用日数 B/A	154.2	153.9	152.1

(イ) 訪問入浴介護

現状と評価

訪問入浴介護は実利用人数、利用延べ人数とも堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■訪問入浴介護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	148	146	144	161	177	181
年間利用延べ人数 B	7,372	7,453	7,523	8,300	9,425	9,848
一人当たりの 年間利用日数 B/A	49.8	51.0	52.2	51.6	53.2	54.4

### 今後の方策

サービスの性質上、要介護者の増加がこのサービスの利用増とはならないことから、ケアマネジャーを通じ、介護度の重い対象者で、このサービスが必要な潜在需要の掘り起こしに努めます。

平成23年度の利用者数については、当該年度に計画される施設の定床数増大が、本サービスの対象となる重度の在宅要介護者数の減少に大きく影響することが反映されています。

#### ■訪問入浴介護の見込み

(単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	185	183	158
年間利用延べ人数 B	10,104	9,979	8,589
一人当たりの年間利用日数 B/A	54.6	54.5	54.4

#### (ウ) 訪問看護

##### 現状と評価

訪問看護は第3期では、実利用人数、利用延べ人数とも計画値を上回り、年々増加の傾向にあります。医療的見地からの判断に基づく医師の指示が必要なため、利用量の見込み、見極めが非常に難しくなっています。

#### ■訪問看護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	534	538	543	723	738	782
年間利用延べ人数 B	32,440	33,252	34,219	46,224	45,069	50,580
一人当たりの年間利用日数 B/A	60.7	61.8	63.0	63.9	61.1	64.7

### 今後の方策

本サービスを利用するためには医師の指示が必要なため、医療と介護の機能分担と連携強化が必要になります。かかりつけ医とケアマネジャーの連携により円滑なサービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

■訪問看護の見込み (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	770	784	744
年間利用延べ人数 B	50,471	51,547	48,648
一人当たりの年間利用日数 B/A	65.5	65.7	65.4

(エ) 訪問リハビリテーション

現状と評価

訪問リハビリテーションは第3期では、実利用人数、利用延べ人数とも計画値を大きく上回り、年々増加の傾向にあります。

訪問看護と同様に医療的見地からの判断に基づく医師の指示が必要なため、利用量の見込み、見極めが非常に難しくなっています。

■訪問リハビリテーションの実績 (単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	89	90	89	201	331	335
年間利用延べ人数 B	5,350	5,635	5,877	12,290	20,757	21,078
一人当たりの年間利用日数 B/A	60.1	62.6	66.0	61.1	62.7	62.9

今後の方策

本サービスを利用するためには医師の指示が必要なため、医療と介護の機能分担と連携強化が必要になります。要介護者の機能の維持・増進を図るため、地域の主治医とケアマネジャーが連携して、サービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

■訪問リハビリテーションの見込み (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	335	346	335
年間利用延べ人数 B	21,117	21,821	21,022
一人当たりの年間利用日数 B/A	63.0	63.1	62.8

## (オ) 居宅療養管理指導

## 現状と評価

居宅療養管理指導は年々増加しており、今後も需要が増えていくものと考えられます。

## ■居宅療養管理指導の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	275	277	276	381	483	571

## 今後の方策

要介護者が自宅で安心して生活を送れるように、地域の主治医とケアマネジャーが連携してサービス提供が行われるよう、支援体制の確立に努めます。

## ■居宅療養管理指導の見込み

(単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	693	842	990

## (カ) 通所介護

## 現状と評価

通所介護は、制度改正により要支援者を対象とする給付が介護予防へ移行したことにより、利用者は横ばいの状態ですが、一人当たりの年間利用日数は増加の傾向にあります。高齢化の進行による認定者数の増加が見込まれるため、今後も需要が増えていくものと考えられます。

## ■通所介護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	1,684	1,715	1,743	2,229	2,374	2,435
年間利用延べ人数 B	135,473	139,930	146,150	193,349	214,790	237,122
一人当たりの 年間利用日数 B/A	80.4	81.6	83.8	86.7	90.5	97.4

## 今後の方策

今後もサービス利用は増えることが見込まれるため、提供量の確保に努めます。

■通所介護の見込み (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	2,391	2,472	2,462
年間利用延べ人数 B	233,384	243,372	243,600
一人当たりの年間利用日数 B/A	97.6	98.5	98.9

(キ) 通所リハビリテーション

現状と評価

通所リハビリテーションは、堅調な増加傾向にあり、今後の需要が見込まれます。

■通所リハビリテーションの実績 (単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	759	766	769	890	981	1,014
年間利用延べ人数 B	60,886	62,911	64,842	69,629	78,053	84,580
一人当たりの年間利用日数 B/A	80.2	82.1	84.3	78.2	79.6	83.4

今後の方策

今後、後期高齢者数の増加とともに、要介護認定者の需要が高まると考えられることから、必要な利用量の確保に努めます。

■通所リハビリテーションの見込み (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	990	1,026	1,021
年間利用延べ人数 B	83,394	87,648	88,573
一人当たりの年間利用日数 B/A	84.2	85.4	86.8

(ク) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護

現状と評価

平成18年度に介護老人福祉施設が市内に2か所開設され短期入所用のベッド数が増床となったため、利用実人数、利用延べ人数ともに増加しています。

■短期入所生活介護及び短期入所療養介護の実績 (単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	446	446	443	559	592	658
年間利用延べ人数 B	48,503	49,249	50,176	64,117	79,650	81,987
一人当たりの 年間利用日数 B/A	108.8	110.4	113.3	114.7	134.5	124.6

今後の方策

介護老人福祉施設や介護老人保健施設の整備計画との整合性を図りながら、サービス量の確保に努めます。

■短期入所生活介護及び短期入所療養介護の見込み (単位：人、日)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	637	657	633
年間利用延べ人数 B	79,166	81,464	77,656
一人当たりの 年間利用日数 B/A	124.3	124.0	122.7

(ケ) 特定施設入居者生活介護

現状と評価

有料老人ホームやケアハウスなどで、一定の計画に基づいて提供される日常生活の世話や介護等の居宅サービスで、介護専用型特定施設や混合型特定施設が平成20年に新たに整備されています。また、平成18年4月の制度改正により養護老人ホームも特定施設となっています。

■特定施設入居者生活介護の実績 (単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	3	63	63	58	55	110
年間利用延べ人数 B	850	18,049	18,154	7,926	14,320	37,170
一人当たりの 年間利用日数 B/A	283.3	286.5	288.2	360.2	349.3	354.0

今後の方策

有料老人ホームやケアハウスへ既に入所している方に対しての、日常生活の世話や介護等の居宅サービスが増えていることから、混合型特定施設としてのサービス量の増加が見込まれます。

なお、混合型特定施設は参酌標準の対象外となっています。

■特定施設入居者生活介護の見込み (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	425	433	438
年間利用延べ人数 B	155,125	158,045	159,870
一人当たりの年間利用日数 B/A	365.0	365.0	365.0

(コ) 福祉用具貸与

現状と評価

福祉用具貸与では、平成18年4月から、軽度者(要支援1,2及び要介護1)について、一定の状態にある人を除いて、特殊寝台等の種目は、保険給付対象外とされたため、増加幅が小さくなっています。なお、平成19年4月には例外要件が見直しされ、利用者の状況に応じた必要なサービス提供が可能になりました。

■福祉用具貸与の実績

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	1,509	1,523	1,531	1,850	1,823	2,034

今後の方策

福祉用具貸与のサービスについては、要介護度が悪化しないように自立支援に資するサービスとするために、ケアマネジャーに対する研修指導を引き続き実施します。

要介護1であっても、病気等の症状によっては、特殊寝台等を貸与できる場合があるので、必要なサービス提供が行われるよう、例外要件等制度内容について、ケアマネジャーに周知を図ります。

■福祉用具貸与の見込み

(単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	1,968	2,019	1,939

## (サ) 居宅介護支援

## 現状と評価

高齢化の進行と要介護認定者の増加により、毎年給付が伸びています。高齢化による認定者数の増加が見込まれるため、利用も増えていくと考えられます。

## ■居宅介護支援の実績

(単位:件)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用延べ人数	43,828	44,528	45,228	55,816	57,368	60,332
月当たり作成件数	3,652	3,711	3,769	4,651	4,781	5,028

## 今後の方策

利用者がサービス内容に満足し、要介護度の改善につながるケアプランが作成されるように、ケアマネジャー対象の研修会の開催や個別ケアプラン指導・点検等を実施します。

## ■居宅介護支援の見込み

(単位:件)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	59,242	61,029	60,359
月当たり作成件数	4,937	5,086	5,030

## (シ) 特定福祉用具販売

## 現状と評価

高齢化の進行と要介護認定者の増加により、毎年給付が伸びています。高齢化による認定者数の増加に伴い、今後も給付は伸びていくものと見込まれます。

## ■特定福祉用具販売の実績

(単位:件,万円)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用件数	874	955	1,045	878	899	996
給付費	2,082	2,285	2,510	2,166	2,178	2,296

**今後の方策**

要介護者が、身体状況や環境に適した特定福祉用具を選定、購入することにより、居宅で自立した日常生活を送ることができるようになるとともに、介護者の負担軽減も図られるように支援します。

■特定福祉用具販売の見込み (単位：件, 万円)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用件数	1,070	1,150	1,196
給付費	2,376	2,459	2,431

(ス) 住宅改修

**現状と評価**

住宅改修費の支給申請は、保険給付の適正化を図るため、平成18年度から事前申請と事後申請の2段階で行うこととされ、要介護者の心身の状況や住宅の状況から必要な改修が行われるよう徹底されています。

高齢化の進行と要介護認定者の増加により、毎年給付が伸びています。高齢化による認定者数の増加が見込まれるため、利用も増えていくと考えられます。

■住宅改修の実績 (単位：件, 万円)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用件数	398	428	468	504	514	526
給付費	4,482	4,842	5,322	5,258	4,704	5,630

**今後の方策**

要介護者の身体状況に適し、介護者の負担軽減が図られるように支援します。

■住宅改修の見込み (単位：件, 万円)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用件数	538	550	563
給付費	6,058	6,518	7,013

## イ 地域密着型サービス見込み

### (ア) 夜間対応型訪問介護

#### 現状と評価

夜間における定期的な巡回訪問等のサービス需要がなかったため、平成18年度に1事業所開設していましたが、平成19年度に事業廃止しています。早朝や深夜のサービスについては、24時間対応の訪問介護事業所で対応している状況です。

#### 今後の方策

要介護者の転倒等の緊急時、体調の不安・不眠等の精神的な不安に対する支援や夜間の排泄介助など、ニーズが多様化しています。夜間における定期的な巡回訪問や利用者の求めに応じて、随時対応する訪問介護サービスの需要について把握するよう努めます。

### (イ) 認知症対応型通所介護

#### 現状と評価

平成18年度、平成19年度の利用者数は横ばいの状態でしたが、平成20年度に市内に1事業所開設したことにより、利用量の増加が見込まれます。

#### ■認知症対応型通所介護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	0	0	15	117	116	129
年間利用延べ人数 B	0	0	912	15,298	15,961	16,651
一人当たりの 年間利用日数 B/A	0	0	60.8	130.8	137.6	129.1

#### 今後の方策

高齢化が進み、認知症高齢者の方も増加することが見込まれことから、必要とする要介護者に対して、サービス提供できるように供給の確保に努めます。

■認知症対応型通所介護の見込み (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	125	130	137
年間利用延べ人数 B	16,212	16,790	19,933
一人当たりの 年間利用日数 B/A	129.7	129.2	145.5

(ウ) 小規模多機能型居宅介護

現状と評価

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するもので、平成19年度から1事業所においてサービス提供が行われています。

■小規模多機能型居宅介護の実績 (単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	0	30	34	0	5	12

今後の方策

平成18年度に創設された新しいサービスなので、「出前講座」等において周知を図るとともに、ケアマネジャーを通じ、このサービスが必要な潜在需要の掘り起こしに努めます。  
また、必要とする要介護者に対して、サービス提供できるように供給の確保に努めます。

■小規模多機能型居宅介護の見込み (単位：人)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	12	48	48

(エ) 認知症対応型共同生活介護

現状と評価

本サービスは、施設サービスと同様に家族介護の負担が軽減されることもあって利用希望者が多く、計画値を上回った給付となっています。

■ 認知症対応型共同生活介護の実績

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数	179	182	185	161	179	169

今後の方策

今後も需要は伸ると考えられることから、供給の確保に努めます。

■ 認知症対応型共同生活介護の見込み

(単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	169	196	277

(オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

現状と評価

有料老人ホームやケアハウスなどの、介護専用型特定施設や混合型特定施設において、サービス提供を実施している状況です。

今後の方策

有料老人ホームやケアハウスなどの、介護専用型特定施設や混合型特定施設のサービス需要について利用者のニーズを把握し、適正なサービス提供に努めます。

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

現状と評価

平成20年10月から1施設(25人定員)においてサービス提供が行われています。

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	0	0	0	0	0	25
年間利用延べ人数 B	0	0	0	0	0	3,775
一人当たりの 年間利用日数 B/A	0	0	0	0	0	151

**今後の方策**

住み慣れた地域から離れずに生活を営んでいくことを望む要介護者に対して、サービス提供ができるように供給の確保に努めます。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み (単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	25	25	58
年間利用延べ人数 B	9,125	9,125	21,170
一人当たりの年間利用日数 B/A	365	365	365

ウ 施設サービス実績及び見込み

(ア) 介護老人福祉施設

**現状と評価**

平成20年度に2施設、150床の新設を見込んでおり、市内の介護老人福祉施設のベッド数は14施設、954床の予定となっております。また、他市町村の施設にも入所している状況です。

入所希望者数は平成20年3月末現在で1,205人となっており、入所待機者が増加傾向にあることから、今後は地域密着型サービス施設の整備促進も必要となってきます。

■介護老人福祉施設の実績 (単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	834	902	988	731	784	848
年間利用延べ人数 B	273,453	295,766	323,965	262,137	281,613	309,520
一人当たりの年間利用日数 B/A	333.1	341.7	341.3	358.6	359.2	365.0

**今後の方策**

在宅と施設の利用者負担の公平性の確保の方策を考慮しながら、入所待機者の早期解消など、施設整備の促進を図りながら、地域密着型サービス施設の早期整備にも努めていきます。

## ■介護老人福祉施設の見込み

(単位：人，日)

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	988	988	1,108
年間利用延べ人数 B	331,420	331,420	404,420
一人当たりの 年間利用日数 B/A	365.0	365.0	365.0

## (イ) 介護老人保健施設

## 現状と評価

平成17年度に1施設、100床が新設となっており、市内の介護老人福祉施設のベッド数は7施設、631床となっております。また、他市町村の施設にも入所している状況です。

入所希望者数は平成20年3月末現在で193人となっており、入所待機者が依然としてあることから、今後は療養病床からの転換整備と併せ、地域密着型サービス施設の整備促進も必要となってきます。

## ■介護老人保健施設の実績

(単位：人，日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績（20年度は見込値）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	754	741	739	761	746	752
年間利用延べ人数 B	237,011	232,896	232,268	274,801	263,203	274,480
一人当たりの 年間利用日数 B/A	314.3	314.3	314.3	361.1	352.8	365.0

## 今後の方策

在宅と施設の利用者負担の公平性の確保の方策を考慮しながら、入所待機者が、地域密着型サービスなどの居宅介護サービスの提供が受けられるように努めます。

## ■介護老人保健施設の見込

(単位：人，日)

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	752	800	800
年間利用延べ人数 B	274,480	292,000	292,000
一人当たりの 年間利用日数 B/A	365.0	365.0	365.0

## (ウ) 介護療養型医療施設

### 現状と評価

市内のベッド数は10施設、334床となっております。医療制度改革との関係から平成23年度末までに廃止されることから、円滑な転換に努めます。

### ■介護療養型医療施設の実績

(単位：人、日)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用実人数 A	368	368	367	355	302	302
年間利用延べ人数 B	125,530	125,684	124,736	121,624	108,418	110,230
一人当たりの年間利用日数 B/A	341.1	341.5	339.9	342.6	359.0	365.0

### 今後の方策

#### a 入院患者の状態に応じたサービス提供体制の整備として

高齢者等の状態に応じて、医療療養病床による医療サービスの提供や、介護保険施設等による介護サービス等を提供していくなど、その状態に応じたサービスを提供していく体制を県と調整を図り整えます。

#### b 介護療養病床の転換の支援として

医療機関の意向に配慮しながら、老人保健施設等の施設・居宅介護サービス等への転換を中心に、情報提供や転換のための財政的支援措置を講じます。

#### c 入院患者への支援として

介護療養病床に入院している患者の行き場がなくなることはないよう、医療機関の意向を踏まえながら、受け皿となる施設の整備を促進し、患者や家族への相談・支援体制を整備します。

### ■介護療養型医療施設の見込み

(単位：人、日)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数 A	319	271	271
年間利用延べ人数 B	116,435	98,915	98,915
一人当たりの年間利用日数 B/A	365.0	365.0	365.0

## (エ) 特定入所者介護サービス費

## 現状と評価

平成17年10月から制度改正により、居住費及び食費は利用者負担となりましたが、低所得者の負担を軽減するための制度として、利用者負担金額に限度額を設け、負担限度額を超えた分について補足給付しています。

## ■特定入所者介護サービス費の実績

(単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績(20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成20年度
年間利用実人数	860	880	930	1,193	1,239	1,339

## 今後の方策

給付対象となる施設の整備を行うことから、対象者は増えると見込まれます。給付を受けるためには申請が必要なことから、関係施設及び居宅介護支援事業所等と連携を取り、制度の周知に努めます。

## ■特定入所者介護サービス費の見込み

(単位：人)

	第4期(計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間利用実人数	1,369	1,437	1,622

## エ 介護老人福祉施設等及び地域密着型サービス施設の整備目標

## (ア) 介護老人福祉施設等

施設名	項目	平成20年度見込	平成23年度目標
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	14 施設	(増築含む) 15 施設
	定員	954 人	1,074 人
介護老人保健施設 (老人保健施設)	施設数	7 施設	7 施設
	定員	631 人	631 人
介護療養型医療施設 (療養型病床群)	施設数	10 施設	0 施設
	定員	334 人	0 人
養護老人ホーム (1施設の建て替え)	施設数	2 施設	2 施設
	定員	100 人	100 人

(イ) 地域密着型サービス施設

施設名	項目	平成20年度見込	平成23年度目標
介護老人福祉施設入所者生活介護施設 (29人以下特別養護老人ホーム)	施設数	1 施設	(増築含む) 2 施設
	定員	25 人	58 人
認知症対応型共同生活介護施設	施設数	12 施設	18 施設
	定員	149 人	257 人
認知症対応型通所介護施設	施設数	7 施設	8 施設
小規模多機能型居宅介護施設	施設数	1 施設	3 施設

(ウ) 混合型特定施設入居者等生活介護施設

施設名	項目	平成20年度見込	平成23年度目標
軽費老人ホーム・有料老人ホームの既存施設等の一部を対象	施設数	1 施設	6 施設
	定員	20 人	130 人

(エ) 療養病床再編成施設

施設名	項目	平成20年度見込	平成23年度目標
医療療養病床から老人保健施設等への 転換施設	施設数	— 施設	6 施設
	定員	— 人	354 人
介護療養病床から老人保健施設等への 転換施設	施設数	— 施設	8 施設
	定員	— 人	318 人

(6) 支え合い活動の推進

これからの高齢社会を支えていくためには、公的なサービスや民間のサービスの提供とともに、身近な地域において、高齢者を支える地域福祉の推進が重要になってきます。

地域福祉は、近隣での住民同士の「助け合い、支え合い」が不可欠です。地域での支え合いや地域福祉の活動を推進するためには、地域住民が主体となって取り組むことが必要であり、各地域の民生委員・児童委員をはじめ、地区福祉推進会などの住民団体の活躍が期待されます。

また、ボランティア、NPOなどの団体が地域住民と協働して地域福祉に取り組むことにより、地域住民の負担を軽減し、より一層の活動の充実や活性化が期待されます。ボランティア団体の支援や育成はもとより、地域ニーズとボランティア団体等を結びつけるため、各種団体への情報提供などのネットワークづくりに取り組んでいきます。

## ア 災害時要援護者対策の推進

### 現状と評価

災害時要援護者（必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるために支援を要する人々をいいます。）の対策については、これまでも市の地域防災計画や地域住民の協力のもとに進めてきたところですが、近年の地震や豪雨等における災害時要援護者の被災状況と、今後、災害時要援護者の増加が予想されることを踏まえると、災害時要援護者の避難支援計画づくりが急務となっています。

### 今後の方策

新たに、災害時要援護者の避難支援計画を作成するとともに、要援護者の住所、氏名などの個人情報をもとにした避難支援活動を地域で積極的に行うことのできる仕組みづくりに取り組みます。

また、介護のノウハウを持つ、社会福祉施設や介護サービス事業者と連携した避難支援体制の構築を進めます。

## イ 一人暮らし高齢者等対策推進事業

### （ア） シルバーメイト事業

#### 現状と評価

地域の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等が、安心して生活できるよう、地域の方々が訪問するなどして、安否確認や緊急通報などを行っています。この活動は、隣近所のつながりが希薄になっている中で、従来、地域に根付いていた相互の見守りを再び活性化させ、地域全体で高齢者を支え合う暮らしの実現を目指しています。

見守りを行うメイトは、地域住民でチームを組織し、適宜交代で見守りが必要な高齢者の住まいを訪問したり、声かけを行う等の方法で行っています。

市内 32 地区の福祉推進会で、急病人の緊急通報などによる救助や声かけによる高齢者の不安や孤独感の解消等の成果をあげています。

ただし、引きこもりや、人を寄せ付けない等で、見守られることを拒んだり、見守りを行うメイトが高齢化している現状もあり、見守り体制の構築の難しさも指摘されています。

（メイト：見守る人，シルバー：見守られる人）

■シルバーメイト事業の実施状況 (単位：人)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
メイト数 (見守る人)	858	875	893	876	1,001	953
シルバー数 (見守られる人)	245	250	255	312	490	560

今後の方策

一人暮らし高齢者対策のひとつとして、対象者の安否確認や状況（認知症など）把握などを通じた、人と人との支え合いによる地域での見守り体制の構築を目指していくため、今後もシルバーとメイトとの人数を増加させていくよう盛岡市社会福祉協議会と連携して取り組んでいきます。

また、認知症の高齢者やその家族を支援する「認知症支援ネットワーク事業」の推進と並行して地域包括支援センターや地区福祉推進会などの関係団体と連携しながら、支え合いによるまちづくりに向けた地域住民の意識を醸成するため、事業内容を説明したカードを作成して配布したり、さまざまな機会をとらえて、事業の周知を図っていきます。

■シルバーメイト事業の実施目標 (単位：人)

	第4期 (計画値)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
メイト数 (見守る人)	1,200	1,300	1,400
シルバー数 (見守られる人)	600	650	700

※見込み値の求め方：微増が見込まれる。シルバー1人につき、メイト2人（20年度実績）で算定。

(イ) 介護教室・医療保健講座事業

現状と評価

この事業は、高齢者の健康を保持するため、自らの健康管理及び在宅介護に関する技術の習得を図ることを目的として、地区福祉推進会単位で実施しています。

「介護教室」は、在宅介護を希望する高齢者が多いことから、家族が介護することを想定し、在宅介護の知識習得の機会として設けています。「医療・保健講座」は、内科、外科、歯科、眼科など広い医療知識や、介護予防のための口腔機能向上や栄養改善、認知症予防などの情報を習得し、自らの健康管理を促す機会として設けています。

■介護教室・医療保健講座の開催状況 (単位：人、回)

	第3期に予定した計画値			第3期実績 (20年度は見込値)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
参加者数	2,600	2,700	2,800	3,003	3,144	3,300
開催回数	52	54	56	60	58	60

### 今後の方策

認知症高齢者の増加が見込まれることから、市が行っている「認知症支援ネットワーク事業」とさらに連携しながら、講座内容を充実し、認知症に対する理解の促進や本人・家族への支援を図っていきます。

#### ■介護教室・医療保健講座の開催目標（単位：人，回）

	第4期（計画値）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	3,600	3,600	3,600
開催回数	60	60	60

### (ウ) ふれあいシルバーサロン事業

#### 現状と評価

この事業は、高齢者が地域住民とのふれあい活動を通じて、健康保持や生きがいを高めることを目的として、盛岡市社会福祉協議会が実施しており、市ではこの事業に補助するなどの支援を行っています。

事業の実施主体は各地区福祉推進会で、内容は、一人暮らし高齢者を対象にした給食会や座談会を行う「高齢者ふれあい事業」、地域ボランティアの組織化や高齢者の日常生活の支援を行う「ボランティア活動事業」、伝承遊びやスポーツ交流会を行う「世代間交流事業」などがあります。

これらの事業は、高齢者の暮らしを地域全体で支えていくという意識の醸成を図ることに効果を上げており、世代間交流や地域住民とふれあう貴重な機会として、各地区福祉推進会では毎年定例的に実施しています。

### 今後の方策

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を、ふれあい活動やボランティア活動を通じて地域住民で支え合う取り組みについては、今後もそれらの世帯が増加することが見込まれることから、引き続き支援していきます。

また、サロン事業は、高齢者の不安や孤独の解消、地域の見守り活動などに効果を上げていることから、地域でのサロン活動への取り組みを、関係団体等と連携してさらに推進していきます。

### (工) 友愛訪問推進事業

盛岡市社会福祉協議会では、民生委員・児童委員が、婦人会、青年会、子ども会等の協力を得て、一人暮らし高齢者、在宅要介護高齢者や心身障がい児(者)の家庭を訪問し、孤独感を癒し、精神的援助に努め、その他緊急時の関係機関への通報等援助を行う、友愛訪問を実施しています。この活動は、高齢者の引きこもりに対応できるものであり、市は今後も、この活動を支援していきます。

### ウ 認知症高齢者サポーター養成事業

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すため、地域で認知症の方とその家族を支える仕組みづくりとして、厚生労働省が全国に展開している「認知症サポーター100万人キャラバン」の一環である「認知症サポーター養成講座」の開催を関係機関と連携し、積極的に実施していきます。

また、サポーターが地域や関係団体と連携し、認知症高齢者を支援できる体制づくりに取り組んでいきます。

### エ 地域福祉ボランティア

福祉ボランティア活動は、盛岡市社会福祉協議会が行う「福祉ボランティアのまちづくり」事業が主体となっており、ボランティア団体連絡協議会には、平成20年9月末現在、111団体(会員数10,664人)が登録し、その構成は、高齢者をはじめ、高校生から各年代にわたっています。

市では、各種ボランティア団体、町内会、老人クラブ、その他の地域団体による、地域福祉ボランティア活動の支援を行っていきます。

また、中学校区の範囲で地域福祉を推進する「地区福祉推進会」は、それぞれの地域の特性を生かした、きめ細かな活動を行っていきます。中でも、民生委員・児童委員は、地区福祉推進会の福祉事業を実施する際の実践的なメンバーであり、社会福祉の増進を任務とし、市内各地で活動を展開しております。市では、その活動に助成しており、今後も地区の特色を生かしたそれぞれの福祉活動の支援を行っていきます。

#### 〔主な地域福祉ボランティア活動〕

老人ホーム訪問、おむつ洗濯、外出や入浴の介助、世代間交流、一人暮らし高齢者への訪問・手伝い、老人クラブ会員による清掃奉仕活動、茶道協会茶会への高齢者の招待、一人暮らし高齢者との小旅行、高校生の市老人スポーツ祭典協力、給食サービス、シルバーメイト等

---

## 第4章 介護保険サービスの事業費 及び介護保険料

---

## 第4章 介護保険サービスの事業費及び 介護保険料

介護保険料は、第4期介護保険事業計画期間の3年間（平成21年度～23年度）の介護保険サービス量の見込み等から目標量を定め、事業費用を算定し、また、地域支援事業費の推計を行い、第1号被保険者の保険料を設定します。

これらの目標量、事業費用及び保険料の算出に当たっては、平成18年度及び19年度の利用実績をベースに国から配布されたワークシートを用いて推計しています。

なお、第4期の保険料額の設定については、これまでの6段階から8段階にするなど、第1号被保険者の所得実態に合わせた段階区分とするほか、平成21年度からの介護報酬改定の影響による保険料増額抑制を目的とした国からの特例交付金等を充当し、適正で均衡のある保険料となるよう配慮します。

### 1 介護保険料の算出方法

#### ◆ 被保険者数の推計

盛岡市及び旧玉山村の平成18年及び平成19年の65歳以上人口を基準にして、平成12年及び平成17年の国勢調査における人口の推移を基に、コーホート要因法により、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者数を推計します。

#### ◆ 要介護（要支援）認定者数の推計

平成18年及び平成19年の要介護（要支援）認定者数を基に、要介護（要支援）度別に認定者数を推計します。

#### ◆ サービス利用量の推計

介護及び介護予防サービスの利用量については、平成18年及び平成19年の利用実績を基にし、各サービスごとに介護度別の利用率、利用回数、単価等を積み上げて推計しました。

また、施設サービス利用量については、上記の方法に加え施設整備見込みを反映させて推計しています。

#### ◆ サービス事業費の推計

サービス利用量の推計値を基に国から配布されたワークシートを利用して、平成21年度から平成23年度のサービス事業費を推計します。

#### ◆ 地域支援事業費の推計

地域支援事業の費用額は、介護保険事業計画において定める各年度の標準給付費見込額に、各年度の範囲内の割合を乗じた額を上限として、当該事業に必要な額を推計します。

#### ◆ 介護保険料の算定

①被保険者数の推計 ②要介護認定者数の推計 ③サービス事業費の推計 ④地域支援事業費の推計 ⑤財政安定化基金拠出金の算定 ⑥調整交付金見込額の算定⑦世帯の収入・課税状況等により設定される各負担段階該当者数の推計 ⑧介護従事者処遇改善臨時特例交付金

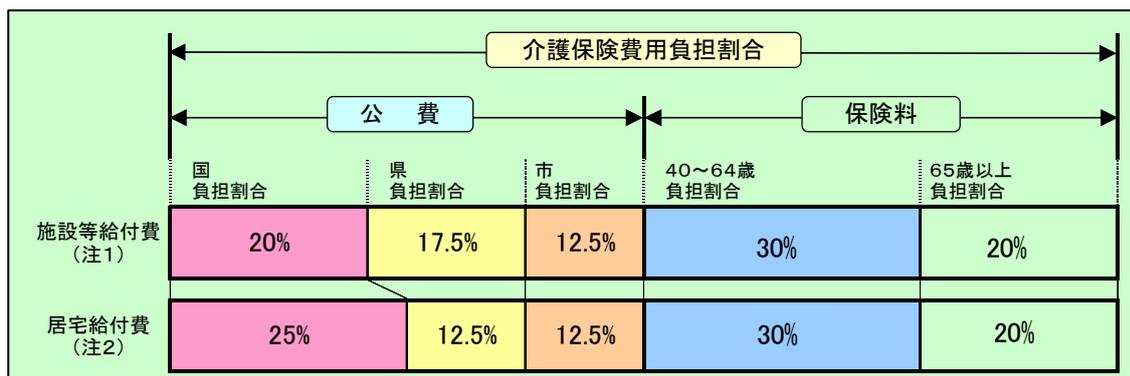
交付額の算定等を行い、これらから第1号被保険者の負担となるべき標準給付費を算定します。

## 2 介護保険サービスの事業費用

### (1) 介護費用の負担区分

介護サービスの費用は、利用者の自己負担を除いた費用（標準給付費）を公費負担（国・県・市）で半分、40歳以上の加入者が納める保険料で残り半分を負担します。

#### ■標準給付費における負担割合



(注1) 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

(注2) 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

### (2) 地域支援事業費用の負担区分

介護予防事業の費用は、居宅給付費の負担割合と同じになっていますが、包括的支援事業、任意事業は、公費と第1号被保険者で負担します。

#### ア 地域支援事業費における負担割合

(単位：%)

	国	県	市	第1号 被保険者	第2号 被保険者
介護予防事業	25.0	12.5	12.5	20.0	30.0
包括的支援事業・任意事業	40.0	20.0	20.0	20.0	

※ 現行（平成18年度～平成20年度）の第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、それぞれ19%と31%です。政令の改正により、平成21年度からそれぞれ20%と30%に変更となります。

※ 国の調整交付金は、標準給付費見込額の5%を基準に各市町村の高齢者の所得水準及び後期高齢者数（75歳以上）によって調整されて交付されます。

第1号被保険者の保険料算定に当たっては、第1号被保険者の保険料と調整交付金の合計が標準給付費見込額の25%（20%+5%）に設定することになります。

盛岡市の調整交付金見込額の割合は、5.04%であり、標準の5%より高いため第1号被保険者の保険料の負担割合を19.96%に設定することになります。

## (3) 介護サービスの総費用額

介護サービス事業の費用は、サービスの種類ごとの提供量見込みと第3期事業計画の事業実績から利用額を推計し、積算しています。それぞれの費用額は以下のように見込まれます。

## ○介護サービス事業

■ 居宅サービス事業費 (単位：千円)			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	1,627,056	1,661,670	1,591,835
訪問入浴介護	122,371	120,880	103,885
訪問看護	410,363	418,565	392,834
訪問リハビリテーション	103,106	106,523	102,564
居宅療養管理指導	64,644	77,776	89,379
通所介護	1,998,684	2,082,172	2,069,906
通所リハビリテーション	798,902	837,042	837,371
短期入所生活介護	587,440	603,450	571,784
短期入所療養介護	113,080	115,738	108,365
特定施設入居者生活介護	895,470	902,327	909,550
福祉用具貸与	345,544	352,436	332,153
特定福祉用具販売	27,142	28,087	27,762
住宅改修費	69,195	74,452	80,109
居宅サービス総費用額	7,162,997	7,381,118	7,217,497
■ 地域密着型サービス事業費 (単位：千円)			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
夜間対応型訪問介護	0	0	1,702
認知症対応型通所介護	167,301	173,043	204,057
小規模多機能型居宅介護	31,800	127,201	127,201
認知症対応型共同生活介護	533,125	618,299	872,232
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	89,093	89,093	206,697
地域密着型サービス総費用額	821,319	1,007,636	1,411,889
■ 施設サービス事業費 (単位：千円)			
施設の種別	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	3,186,723	3,186,723	3,574,089
介護老人保健施設	2,608,748	3,244,674	3,995,114
介護療養型医療施設	1,463,007	1,243,160	1,243,160
施設サービス総費用額	7,258,478	7,674,557	8,812,363
■ その他の費用 (単位：千円)			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援	644,017	662,550	651,433
特定入所者介護 サービス費給付額	581,002	670,946	823,837
高額費等給付額	242,893	266,697	293,074
審査支払手数料	22,513	23,864	25,295
その他の費用 合計	1,490,425	1,624,057	1,793,639
◆ 介護サービス費用額 (単位：千円)			
介護サービス 総費用額	16,733,219	17,687,368	19,235,388

○介護予防サービス事業

■ 居宅サービス事業費 (単位：千円)			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防訪問介護	76,846	79,699	82,134
介護予防訪問入浴介護	211	211	211
介護予防訪問看護	7,932	8,264	8,555
介護予防訪問 リハビリテーション	4,179	4,509	4,830
介護予防居宅療養管理指導	440	440	440
介護予防通所介護	181,664	188,422	194,167
介護予防通所 リハビリテーション	64,302	67,457	70,349
介護予防短期入所生活介護	3,927	4,332	4,737
介護予防短期入所療養介護	1,046	1,266	1,497
介護予防特定施設 入居者生活介護	1,809	1,809	1,809
介護予防福祉用具貸与	3,954	4,102	4,230
特定介護予防福祉用具販売	4,453	4,676	4,910
介護予防住宅改修費	11,487	13,363	15,240
居宅サービス総費用額	362,250	378,550	393,109
■ 地域密着型サービス事業費 (単位：千円)			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防認知症対応型 通所介護	907	1,123	1,350
介護予防小規模多機能型 居宅介護	1,471	1,560	1,653
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0
地域密着型サービス総費用額	2,378	2,683	3,003
■ その他の費用 (単位：千円)			
介護予防支援	46,046	47,759	49,210
その他の費用 合計	46,046	47,759	49,210
◆ 介護予防サービス費用額 (単位：千円)			
介護予防サービス 総費用額	410,674	428,992	445,322

○介護保険事業総費用額

(単位：千円)		
総費用額 (第4期合計額) (54,940,963 千円)	17,143,893	18,116,360
		19,680,710

3 第1号被保険者の介護保険料

(1) 標準給付費見込額

前項で算出された費用のうち、居宅サービス、施設サービスについては、総費用の1割が利用者本人の自己負担分となりますことから、給付費は総費用の9割分となります。

また、その他の費用については、算出された費用がそのまま給付費となります。

この給付費の合計額が「標準給付費見込額」となります。

## ■標準給付費見込額

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス総費用	7,525,247	7,759,668	7,610,606
居宅介護サービス費用	7,162,997	7,381,118	7,217,497
居宅介護予防サービス費用	362,250	378,550	393,109
実効給付率	90.00%		
居宅サービス標準給付見込額	6,772,722	6,983,702	6,849,545
地域密着型サービス総費用	823,697	1,010,319	1,414,892
地域密着型介護サービス費用	821,319	1,007,636	1,411,889
地域密着型介護予防サービス費用	2,378	2,683	3,003
実効給付率	90.00%		
地域密着型サービス標準給付見込額	741,327	909,287	1,273,403
施設サービス総費用	7,258,478	7,674,557	8,812,363
施設介護サービス費用	7,258,478	7,674,557	8,812,363
実効給付率	90.00%		
施設サービス標準給付見込額	6,532,630	6,907,101	7,931,127
その他の給付見込額	1,536,471	1,671,816	1,842,849
その他のサービス介護給付見込額	1,490,425	1,624,057	1,793,639
その他のサービス介護予防給付見込額	46,046	47,759	49,210
標準給付費見込額	15,583,150	16,471,906	17,896,924
介護サービス標準給付費見込額	15,208,940	16,081,037	17,491,213
介護予防サービス標準給付費見込額	374,210	390,869	405,711
<b>標準給付費見込額合計</b>	<b>49,951,980</b>		

## (2) 地域支援事業費見込額

地域支援事業は、要支援状態にならないように介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から、第3期に創設されました。

この地域支援事業費は標準給付費見込額に各年度毎に定められた割合を乗じた額を上限とし、当該事業に必要な額を計画して算出されます。

## ■地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域支援事業費見込額	338,446	346,490	355,480
標準給付費見込額合計	15,583,150	16,471,906	17,896,924
標準給付費見込額合計に対する割合	2.2%	2.1%	2.0%
<b>地域支援事業費見込額合計</b>	<b>1,040,416</b>		

## (3) 第1号被保険者保険料の算出

第1号被保険者の保険料については、次の手順で算出します。

- ① 標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額のうち、第1号被保険者の負担分(20%×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別加入者補正係数)と、標準給付費見込額の調整交付金の合計額を算出します。

#### 第4章 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

- ② 上記で求めた額に財政安定化基金拠出金（第4期は拠出なし）を加え、準備基金取崩額を控除し、第1号被保険者保険料の収納必要額を算出します。
- ③ 第1号被保険者保険料収納必要額を予定収納率で割り、第1号被保険者保険料の賦課総額を算出します。
- ④ 第1号被保険者保険料の賦課総額を、所得段階別の加入者割合を考慮して補正した被保険者数で割り、さらに12ヶ月で割ることにより、第1号被保険者の保険料基準額月額を算出します。
- ⑤ 介護報酬改定に伴う第1号被保険者保険料への負担影響分について、国が交付する「介護従事者処遇改善特例交付金」を充当し、その影響分の半額相当額を3年間軽減します。
- ⑥ 第1号被保険者の基準月額保険料を「第4段階」の保険料とし、世帯に係る住民税課税状況及び本人の所得状況の区分に応じ、保険料を8段階（特例第4段階を含む実質9段階）に設定します。

以上の方法により求められた第1号被保険者の保険料基準額月額は4,312円となり、第3期（平成18年度～平成20年度）の3,676円より636円が上昇となります。

#### ■第1号被保険者の保険料基準額月額

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
介護サービス総費用額	17,143,893千円	18,116,360千円	19,680,710千円	54,940,963千円
標準給付費見込額 ①	15,583,150千円	16,471,906千円	17,896,924千円	49,951,980千円
地域支援事業見込額 ②	338,446千円	346,490千円	355,480千円	1,040,416千円
合計額（①+②） ③	15,921,596千円	16,818,396千円	18,252,404千円	50,992,396千円
第1号被保険者負担分（③×20%） ④	3,184,319千円	3,363,679千円	3,650,481千円	10,198,479千円
調整交付金勘案後額 ⑤	④ + (① × 5%) - (① × 5.04%)			10,178,498千円
財政安定化基金拠出金 (A)				0円
介護給付費準備基金取崩額 (B)				350,000千円
保険料収納必要額 ⑥	⑤ + (A) - (B)			9,828,498千円
予定保険料収納率 ⑦				98.70%
第1号被保険者保険料賦課総額 ⑧	⑥ / ⑦			9,957,951千円
所得段階別補正後被保険者数（人） ⑨	61,875人	63,170人	64,891人	189,935人
第1号被保険者保険料基準月額 ⑩	⑧ / ⑨ / 12月			4,369円
特例交付金交付額 (C)				128,185千円
保険料基準額月額 （特例交付金による軽減後の額） ⑪	(⑥ - C) / ⑦ / ⑨ / 12月			4,312円

■所得段階ごとの第1号被保険者保険料

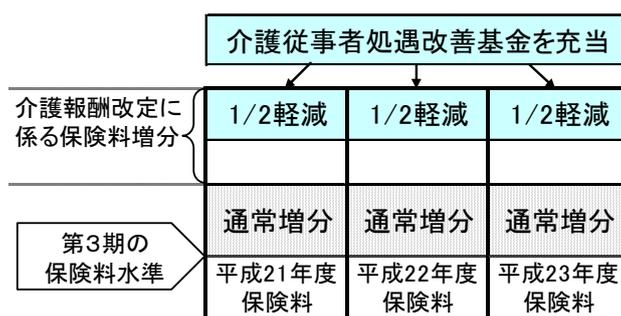
段階区分	対象者	保険料 基準額 月額	料率	月額	年額
第1段階	・生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている人 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人	4,312円	0.50	2,156円	25,900円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人（第1段階の人を除く）		0.50	2,156円	25,900円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階以外の人		0.75	3,234円	38,800円
特例 第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人		0.90	3,881円	46,600円
第4段階 (基準額)	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者がいる人で、特例第4段階以外の人		1.00	4,312円	51,700円
第5段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が125万円未満の人		1.15	4,959円	59,500円
第6段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が125万円以上200万円未満の人		1.25	5,390円	64,700円
第7段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が200万円以上400万円未満の人		1.50	6,468円	77,600円
第8段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得が400万円以上の人	1.65	7,115円	85,400円	

※実際に賦課される保険料基準額及び所得段階ごとの保険料は、盛岡市介護保険条例で定められます。

■介護従事者処遇改善特例交付金による第1号被保険者保険料の軽減

平成21年度4月からの介護報酬改定による第1号被保険者の保険料上昇を抑制するため、第4期計画期間においては、国の介護従事者処遇改善特例交付金によって創設した盛岡市介護従事者処遇改善基金を充当し、その影響上昇分の2分の1相当額を軽減します。

第1号被保険者保険料軽減のイメージ図



---

## 第5章 計画の推進と評価

---

## 第5章 計画の推進と評価

本計画の推進に当たっては、市民、地域、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力しあう必要があります。

盛岡市行政評価システムの活用を図りながら、盛岡市介護保険運営協議会、社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会等の意見を伺い、計画目標の着実な達成と円滑な運営を図ります。また、計画の評価については、パブリックコメント、意識調査等の実施によって、高齢者のニーズやサービス提供に対する利用者の希望などの意向を把握するなど、評価材料として取り入れています。

### 1 計画の点検・評価体制

#### (1) 盛岡市行政評価システム

毎年度実施する盛岡市行政評価システムによって行う事務事業評価において、事業の進捗状況を把握するほか、利用者の声やニーズを把握し、事業の改善を図りながら計画の推進に努めます。

#### (2) 盛岡市介護保険運営協議会

盛岡市の介護保険事業の運営が円滑に推進されているかを評価する機関として設置しており、この協議会は、被保険者やサービス提供者、公益などを代表する方々により構成されています。この協議会では、以下の項目について評価等を行うものです。

- ◆ 介護保険の保険者としての制度運営についての評価
- ◆ 介護保険対象サービスの提供の状況についての質的・量的な評価
- ◆ 市とサービス提供事業者との連携や提供事業者間の連携についての評価
- ◆ 住民、利用者の満足度、意向から見た評価

#### (3) 社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会

盛岡市の高齢者福祉に関する事項について、調査審議し、市長の諮問に答え、または市長に意見を具申することを目的として設置しています。この分科会では以下の項目について審議を行うものです。

- ◆ 市の高齢者福祉施策について
- ◆ 市の提供する高齢者福祉サービスについて
- ◆ その他高齢者福祉に関すること

#### (4) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの包括的支援事業の円滑な実施，センターの中立性・公正性，人材の確保が図られるようにすること等を協議する機関として設置しています。介護保険サービス事業者，関係団体（介護保険以外の地域資源も含む），利用者，被保険者等の代表者で構成し，以下の機能を有します。

- ◆ 地域包括支援センターの設置・変更等に関する事項
- ◆ 地域包括支援センターの運営・評価に関する事項
- ◆ 地域における多機能ネットワークの形成に関する事項
- ◆ 地域包括支援センターの職員の人材確保に関する事項

#### (5) 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの指定を行い，又は行わないこととしようとするとき，指定基準及び介護報酬を設定するときや，地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から，必要であると判断した事項について協議するものです。

構成員については，介護保険サービス事業者，関係団体（介護保険以外の地域資源も含む），利用者，被保険者等の代表者となっています。

---

資 料 編

---

## 1 介護保険サービスの事業費用と第1号被保険者保険料の算出根拠

第4期介護保険事業計画は、平成26年度の目標年度に向けての中間期間として平成21年度から平成23年度までの3年間の計画を策定します。

このため、平成21年度からの各年度ごとの①被保険者数②要介護（要支援）認定者数③介護（介護予防）サービス利用量④介護（介護予防）サービス事業費用の目標量を定めます。

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険サービス事業費用を基に算定される標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計により設定します。第4期においては特に、介護報酬の改定と対応する臨時特例給付金の影響も見込んでいます。

### (1) 介護保険サービス等の算出根拠

介護保険サービスの事業費用及び第1号被保険者保険料は、以下の数値を算出根拠に推計を行っています。

#### ① 人口推計

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	298,286人	297,664人	296,500人
40歳未満	133,935人	131,936人	129,488人
40歳～64歳	102,434人	102,515人	102,076人
65歳以上人口	61,917人	63,213人	64,936人
前期高齢者数（65歳～74歳）	31,636人	31,740人	32,761人
後期高齢者数（75歳以上）	30,281人	31,473人	32,175人
高齢化率（65歳以上人口/総人口）	20.76%	21.24%	21.90%

#### ② 要介護（要支援）認定者数の見込み

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	515人	534人	550人
要支援2	900人	934人	963人
要介護1	2,232人	2,269人	2,298人
要介護2	2,285人	2,415人	2,543人
要介護3	1,791人	1,858人	1,926人
要介護4	1,491人	1,550人	1,610人
要介護5	1,388人	1,441人	1,494人
合計	10,602人	11,001人	11,384人
認定率 （要介護（要支援）認定者/65歳以上人口）	17.1%	17.4%	17.5%

## ③ 介護サービス等の量の見込み

介護サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	訪問介護	2,318 人	2,384 人	2,355 人
	訪問入浴介護	185 人	183 人	158 人
	訪問看護	770 人	784 人	744 人
	訪問リハビリテーション	335 人	346 人	335 人
	居宅療養管理指導	693 人	842 人	990 人
	通所介護	2,391 人	2,472 人	2,462 人
	通所リハビリテーション	990 人	1,026 人	1,021 人
	短期入所生活介護 (年間利用延べ日数)	65,370 日	67,205 日	64,284 日
	短期入所療養介護 (年間利用延べ日数)	13,796 日	14,259 日	13,372 日
	特定施設入居者生活介護	425 人	433 人	438 人
	福祉用具貸与	1,968 人	2,019 人	1,939 人
	特定福祉用具販売 (年間利用件数)	1,070 件	1,150 件	1,196 件
	住宅改修	538 人	550 人	563 人
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0 人	0 人	24 人
	認知症対応型通所介護	125 人	130 人	137 人
	小規模多機能型居宅介護	12 人	48 人	48 人
	認知症対応型共同生活介護	169 人	196 人	277 人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人
※2	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	25 人	25 人	58 人
施設サービス	介護老人福祉施設	988 人	988 人	1,108 人
	介護老人保健施設	752 人	800 人	800 人
	介護療養型医療施設	319 人	271 人	271 人
	合計	2,084 人	2,084 人	2,237 人

※、表中、単位「人」の付されている数値は年間利用実人数を表す。

※2、施設サービス利用者合計には地域密着型老人福祉施設利用者をも加算する。

介護予防サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
居 宅 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	321 人	333 人	343 人	※
	介護予防訪問入浴介護	2 人	2 人	2 人	
	介護予防訪問看護	23 人	25 人	26 人	
	介護予防訪問リハビリテーション	17 人	18 人	19 人	
	介護予防在宅療養管理指導	39 人	39 人	39 人	
	介護予防通所介護	392 人	407 人	419 人	
	介護予防通所リハビリテーション	118 人	124 人	129 人	
	介護予防短期入所生活介護 (年間利用延べ日数)	648 日	715 日	782 日	
	介護予防短期入所療養介護 (年間利用延べ日数)	68 日	77 日	87 日	
	介護予防特定施設入居者生活介護	3 人	3 人	3 人	
	介護予防福祉用具貸与	49 人	51 人	52 人	
	介護予防特定福祉用具販売 (年間利用件数)	81 件	85 件	89 件	
	介護予防住宅改修	74 人	79 人	84 人	
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	介護予防認知症対応型通所介護	3 人	3 人	4 人	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	16 人	17 人	18 人	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2 人	2 人	2 人	

※、表中、単位「人」の付されている数値は年間利用実人数を表す。

## ④ 総費用額の見込み

介護サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	訪問介護	1,627,056 千円	1,661,670 千円	1,591,835 千円
	訪問入浴介護	122,371 千円	120,880 千円	103,885 千円
	訪問看護	410,363 千円	418,565 千円	392,834 千円
	訪問リハビリテーション	103,106 千円	106,523 千円	102,564 千円
	居宅療養管理指導	64,644 千円	77,776 千円	89,379 千円
	通所介護	1,998,684 千円	2,082,172 千円	2,069,906 千円
	通所リハビリテーション	798,902 千円	837,042 千円	837,371 千円
	短期入所生活介護	587,440 千円	603,450 千円	571,784 千円
	短期入所療養介護	113,080 千円	115,738 千円	108,365 千円
	特定施設入居者生活介護	895,470 千円	902,327 千円	909,550 千円
	福祉用具貸与	345,544 千円	352,436 千円	332,153 千円
	特定福祉用具販売	27,142 千円	28,087 千円	27,762 千円
	住宅改修	69,195 千円	74,452 千円	80,109 千円
	(A) 合計	7,162,997 千円	7,381,118 千円	7,217,497 千円
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	1,702 千円
	認知症対応型通所介護	167,301 千円	173,043 千円	204,057 千円
	小規模多機能型居宅介護	31,800 千円	127,201 千円	127,201 千円
	認知症対応型共同生活介護	533,125 千円	618,299 千円	872,232 千円
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89,093 千円	89,093 千円	206,697 千円
	(B) 合計	821,319 千円	1,007,636 千円	1,411,889 千円
施設サービス	介護老人福祉施設	3,186,723 千円	3,186,723 千円	3,574,089 千円
	介護老人保健施設	2,608,748 千円	3,244,674 千円	3,995,114 千円
	介護療養型医療施設	1,463,007 千円	1,243,160 千円	1,243,160 千円
	(C) 合計	7,258,478 千円	7,674,557 千円	8,812,363 千円

介護サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
その他	居宅介護支援	644,017 千円	662,550 千円	651,433 千円
	特定入所者介護サービス費（全）	581,002 千円	670,946 千円	823,837 千円
	高額介護サービス費（全）	242,893 千円	266,697 千円	293,074 千円
	算定対象審査支払手数料（全）	22,513 千円	23,864 千円	25,295 千円
	(D) 合計	1,490,425 千円	1,624,057 千円	1,793,639 千円
(E) 総費用額合計 (A+B+C+D)		16,733,219 千円	17,687,368 千円	19,235,388 千円

介護予防サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	介護予防訪問介護	76,846 千円	79,699 千円	82,134 千円
	介護予防訪問入浴介護	211 千円	211 千円	211 千円
	介護予防訪問看護	7,932 千円	8,264 千円	8,555 千円
	介護予防訪問リハビリテーション	4,179 千円	4,509 千円	4,830 千円
	介護予防居宅療養管理指導	440 千円	440 千円	440 千円
	介護予防通所介護	181,664 千円	188,422 千円	194,167 千円
	介護予防通所リハビリテーション	64,302 千円	67,457 千円	70,349 千円
	介護予防短期入所生活介護	3,927 千円	4,332 千円	4,737 千円
	介護予防短期入所療養介護	1,046 千円	1,266 千円	1,497 千円
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,809 千円	1,809 千円	1,809 千円
	介護予防福祉用具貸与	3,954 千円	4,102 千円	4,230 千円
	介護予防特定福祉用具販売	4,453 千円	4,676 千円	4,910 千円
	介護予防住宅改修	11,487 千円	13,363 千円	15,240 千円
	(F) 合計	362,250 千円	378,550 千円	393,109 千円

介護予防サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域 密着 型	介護予防認知症対応型通所介護	907 千円	1,123 千円	1,350 千円
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,471 千円	1,560 千円	1,653 千円
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
	(G) 合計	2,378 千円	2,683 千円	3,003 千円
その他	介護予防支援	46,046 千円	47,759 千円	49,210 千円
	(H) 合計	46,046 千円	47,759 千円	49,210 千円
(I) 総費用額合計 (F+G+H)		410,674 千円	428,992 千円	405,711 千円

## ⑤ 給付費用額の見込み (=総費用額×90%)

介護サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅 サ ー ビ ス	訪問介護	1,464,351 千円	1,495,503 千円	1,432,651 千円
	訪問入浴介護	110,134 千円	108,792 千円	93,497 千円
	訪問看護	369,326 千円	376,708 千円	353,551 千円
	訪問リハビリテーション	92,796 千円	95,871 千円	92,308 千円
	居宅療養管理指導	58,179 千円	69,999 千円	80,441 千円
	通所介護	1,798,815 千円	1,873,955 千円	1,862,915 千円
	通所リハビリテーション	719,012 千円	753,338 千円	753,634 千円
	短期入所生活介護	528,696 千円	543,105 千円	514,606 千円
	短期入所療養介護	101,772 千円	104,164 千円	97,528 千円
	特定施設入居者生活介護	805,923 千円	812,094 千円	818,595 千円
	福祉用具貸与	310,990 千円	317,192 千円	298,938 千円
	特定福祉用具販売	24,428 千円	25,279 千円	24,986 千円
	住宅改修	62,276 千円	67,007 千円	72,098 千円
	(J) 合計	6,446,698 千円	6,643,007 千円	6,495,748 千円

介護サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	1,532 千円
	認知症対応型通所介護	150,571 千円	155,738 千円	183,651 千円
	小規模多機能型居宅介護	28,620 千円	114,481 千円	114,481 千円
	認知症対応型共同生活介護	479,812 千円	556,469 千円	785,009 千円
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	80,184 千円	80,184 千円	186,027 千円
	(K) 合計	739,187 千円	906,872 千円	1,270,700 千円
施設サービス	介護老人福祉施設	2,868,050 千円	2,868,051 千円	3,216,680 千円
	介護老人保健施設	2,347,874 千円	2,920,206 千円	3,595,602 千円
	介護療養型医療施設	1,316,706 千円	1,118,844 千円	1,118,844 千円
	(L) 合計	6,532,630 千円	6,907,101 千円	7,931,126 千円
その他	居宅介護支援	644,017 千円	662,550 千円	651,433 千円
	特定入所者介護サービス費（全）	581,002 千円	670,946 千円	823,837 千円
	高額介護サービス費（全）	242,893 千円	266,697 千円	293,074 千円
	算定対象審査支払手数料（全）	22,513 千円	23,864 千円	25,295 千円
	(D) 合計	1,490,425 千円	1,624,057 千円	1,793,639 千円
(M) 総費用額合計 (J+K+L+D)	15,208,940 千円	16,081,037 千円	17,491,213 千円	

※その他の給付費は総費用と等しい（90%を乗じない）

介護予防サービス		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居 宅 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	69,162 千円	71,729 千円	73,921 千円
	介護予防訪問入浴介護	190 千円	190 千円	190 千円
	介護予防訪問看護	7,138 千円	7,438 千円	7,699 千円
	介護予防訪問リハビリテーション	3,761 千円	4,058 千円	4,347 千円
	介護予防居宅療養管理指導	396 千円	396 千円	396 千円
	介護予防通所介護	163,497 千円	169,580 千円	174,750 千円
	介護予防通所リハビリテーション	57,872 千円	60,712 千円	63,314 千円
	介護予防短期入所生活介護	3,534 千円	3,899 千円	4,264 千円
	介護予防短期入所療養介護	941 千円	1,139 千円	1,347 千円
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,628 千円	1,628 千円	1,628 千円
	介護予防福祉用具貸与	3,559 千円	3,692 千円	3,807 千円
	介護予防特定福祉用具販売	4,008 千円	4,208 千円	4,419 千円
	介護予防住宅改修	10,338 千円	12,027 千円	13,716 千円
	(N) 合計	326,024 千円	340,696 千円	353,798 千円
地 域 密 着 型	介護予防認知症対応型通所介護	816 千円	1,011 千円	1,215 千円
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,324 千円	1,404 千円	1,488 千円
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
	(O) 合計	2,141 千円	2,415 千円	2,703 千円
そ の 他	介護予防支援	46,046 千円	47,759 千円	49,210 千円
	(H) 合計	46,046 千円	47,759 千円	49,210 千円
(P) 総費用額合計 (N+O+H)	374,210 千円	390,869 千円	405,711 千円	

※その他の給付費は総費用と等しい (90%を乗じない)

## ⑥ 標準給付費見込額

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス総費用	7,525,247 千円	8,138,218 千円	7,610,606 千円
居宅介護サービス費用	7,162,997 千円	7,759,668 千円	7,217,497 千円
居宅介護予防サービス費用	362,250 千円	378,550 千円	393,109 千円
実効給付率	90%		
居宅サービス標準給付費見込額 (Q)	6,772,722 千円	6,983,702 千円	6,849,545 千円
地域密着型サービス総費用	823,697 千円	1,010,319 千円	1,414,892 千円
地域密着型介護サービス費用	821,319 千円	1,007,636 千円	1,411,889 千円
地域密着型予防サービス費用	2,378 千円	2,683 千円	3,003 千円
実効給付率	90%		
地域密着型サービス標準給付費見込額 (R)	741,327 千円	909,287 千円	1,273,403 千円
施設サービス総費用	7,258,478 千円	7,674,557 千円	8,812,363 千円
地域密着型介護サービス費用	7,258,478 千円	7,674,557 千円	8,812,363 千円
実効給付率	90%		
施設サービス標準給付費見込額 (S)	6,532,630 千円	6,907,101 千円	7,931,127 千円
その他のサービス給付見込額 (T)	1,536,471 千円	1,671,816 千円	1,842,849 千円
その他の介護サービス費用	1,490,425 千円	1,624,057 千円	1,793,639 千円
その他の介護予防サービス費用	46,046 千円	47,759 千円	49,210 千円
(U) 標準給付費見込額 (Q+R+S+T)	15,583,150 千円	16,471,906 千円	17,896,924 千円
	49,951,980 千円		

## ⑦ 地域支援事業費見込額

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
地域支援事業費見込額	338,446 千円	346,490 千円	355,480 千円	1,040,416 千円
(介護予防事業)	(140,125 千円)	(143,753 千円)	(148,201 千円)	(432,079 千円)
(包括的支援事業・任意事業)	(198,321 千円)	(202,737 千円)	(207,279 千円)	(608,337 千円)
標準給付費見込額合計	15,583,150 千円	16,471,905 千円	17,896,924 千円	49,951,980 千円
標準給付費見込額に対する割合	2.2%	2.1%	2.0%	2.1%

## (2) 介護保険料の求め方

介護保険料は次の算式により算定します。

$$\begin{aligned}
 & \left\{ \begin{array}{l} \text{標準給付費見込額} \\ 49,951,980 \text{千円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域支援事業費見込額} \\ 1,040,416 \text{千円} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者負担率} \\ 20\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{調整交付金相当額} \\ 2,497,599 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整交付金見込額} \\ 2,517,580 \text{千円} \end{array} \\
 & + \begin{array}{l} \text{財政安定化基金拠出金見込額} \\ 0 \end{array} + \begin{array}{l} \text{財政安定化基金償還金} \\ 0 \end{array} - \begin{array}{l} \text{介護給付費準備基金取崩額} \\ 350,000 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{介護従事者処遇改善臨時特例交付金} \\ 128,185 \text{千円} \end{array} \Bigg\} \div \begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ 0.987 \end{array} \\
 & \div \begin{array}{l} \text{所得段階別補正後の被保険者数} \\ 189,935 \text{人} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{12か月} \end{array} = \begin{array}{l} \text{第1号被保険者介護保険料額} \\ \text{(基準額)月額} \\ 4,312 \text{円} \end{array}
 \end{aligned}$$

### ア 標準給付費見込額

介護サービス費用の内、自己負担分を除いた介護保険で負担する費用。

盛岡市の平成21年度から平成23年度までの3年間の標準給付費見込額は49,951,980千円。

### イ 地域支援事業費見込額

特定高齢者を対象とした介護予防事業費で、標準給付費見込額に各年度毎に定められた割合の範囲内で実施する。盛岡市の平成21年度から平成23年度までの3年間の地域支援事業費見込額は1,040,416千円。

### ウ 後期高齢者補正係数

平成21年度から平成23年度までの3年間の全国と各市町村の後期高齢者の加入状況を比較し、その差を調整するもの。

$$\text{算式} = \frac{(\text{全国平均の前期高齢者割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の補正要介護等発生率}) + (\text{全国平均の後期高齢者割合} \times \text{全国平均の後期高齢者の要介護等発生率})}{(\text{盛岡市の前期高齢者割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の要介護等発生率}) + (\text{盛岡市の後期高齢者割合} \times \text{全国平均の後期高齢者の要介護等発生率})}$$

	全国平均	盛岡市
前期高齢者割合	0.5213	0.5058
後期高齢者割合	0.4787	0.4942
前期高齢者の補正要介護等発生率	0.0469	—
後期高齢者の補正要介護等発生率	0.3007	—

$$\begin{aligned} \text{後期高齢者補正係数} &= \frac{0.5213 \times 0.0469 + 0.4787 \times 0.3007}{0.5058 \times 0.0469 + 0.4942 \times 0.3007} = \frac{0.16839406}{0.17232796} \\ &= \boxed{0.9772} \end{aligned}$$

## 工 所得段階別補正係数

介護保険料の所得段階別の被保険者割合を全国平均と比較しその差を調整するもの。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= 1 - [ \{ (\text{盛岡市の第1段階被保険者割合} - \text{全国平均の第1段階被保険者割合}) \\ &\quad + (\text{盛岡市の第2段階被保険者割合} - \text{全国平均の第2段階被保険者割合}) \} \times 0.5 \\ &\quad + (\text{盛岡市の第3段階被保険者割合} - \text{全国平均の第3段階被保険者割合}) \times 0.25 \\ &\quad - (\text{盛岡市の第5段階被保険者割合} - \text{全国平均の第5段階被保険者割合}) \times 0.25 \\ &\quad - (\text{盛岡市の第6段階被保険者割合} - \text{全国平均の第6段階被保険者割合}) \times 0.5 ] \end{aligned}$$

所得段階別加入割合補正係数	盛岡市	全国平均
第1段階	0.0193	0.024
第2段階	0.1487	0.168
第3段階	0.1059	0.115
標準第4段階（特例第4段階を含む）	0.3317	0.323
標準第5段階（新第5段階・新第6段階）	0.2427	0.222
標準第6段階（新第7段階・新第8段階）	0.1517	0.148

$$\begin{aligned} \text{所得段階別補正係数} &= 1 - [ \{ (0.0193 - 0.024) + (0.1487 - 0.168) \} \times 0.5 + (0.1059 - 0.115) \times 0.25 \\ &\quad - (0.2427 - 0.222) \times 0.25 - (0.1517 - 0.148) \times 0.5 ] \\ &= \boxed{1.0213} \end{aligned}$$

## 才 調整交付金見込交付割合及び第1号被保険者負担割合

$$\begin{aligned} \text{交付割合(\%)} &= 25\% - (20\% \times \text{後期高齢者補正係数} \times \text{所得段階別補正係数}) \\ &= 25\% - (20\% \times 0.9772 \times 1.0215) = 25\% - 19.96\% \\ &= \boxed{5.04\%} \\ \text{※ 第1号被保険者の負担割合は、20.0\%} \end{aligned}$$

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
標準給付費見込額 (a)	15,583,150 千円	16,471,906 千円	17,896,924 千円	49,951,980 千円
調整交付金交付割合 (b)	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
調整交付金相当額 (a×b)	779,158 千円	823,595 千円	894,846 千円	2,497,599 千円
調整交付金交付見込割合 (c)	5.04%	5.04%	5.04%	5.04%
調整交付金見込額 (a×c)	785,391 千円	830,184 千円	902,005 千円	2,517,580 千円

## カ 財政安定化基金拠出金

市町村の介護保険財政の安定のため、県が設置している基金。

この基金の財源は、国、県、市町村が三分の一ずつ負担している。

市町村の拠出率は省令で定められ、これまで標準給付費と地域支援事業費合計額の千分の一 (0.1%) とされていたが、岩手県の介護保険財政安定化基金条例改正により、21 年度以降は各保険者の拠出金負担額は「0」となった。

## キ 予定保険料収納率

平成 21 年度から 23 年度の第 1 号被保険者介護保険料の収納率を推計するもの。

平成 19 年度収納実績の 98.7%を予定収納率としている。

## ク 所得段階別加入割合補正後被保険者数

介護保険料の所得段階別の人数を、負担割合をかけて第 4 段階 (基準額) 該当の被保険者数に調整するもの。

所得段階別被保険者数	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
第 1 段階	1,193 人	1,218 人	1,252 人	3,663 人
第 2 段階	9,211 人	9,404 人	9,660 人	28,275 人
第 3 段階	6,559 人	6,696 人	6,880 人	20,135 人
第 4 段階	20,534 人	20,964 人	21,534 人	63,032 人
特例第 4 段階	13,860 人	14,150 人	14,535 人	42,545 人
上記を除く見込み数	6,674 人	6,814 人	6,999 人	20,487 人
第 5 段階	6,392 人	6,525 人	6,703 人	19,620 人
第 6 段階	8,636 人	8,817 人	9,057 人	26,510 人
第 7 段階	6,915 人	7,060 人	7,253 人	21,228 人
第 8 段階	2,477 人	2,529 人	2,597 人	7,603 人
合 計	61,917 人	63,213 人	64,936 人	190,066 人
補正後被保険者数	61,875 人	63,170 人	64,891 人	189,936 人

※端数処理の関係で、他の表と数値が合わない場合があります。

## ケ 介護給付費準備基金

保険料と介護保険給付の収支の均衡を図るために設置されている基金。

余剰金が生じたときに基金に積立て、保険給付に不足が生じたときに取り崩す。

第4期事業計画では基金を350,000千円取り崩すこととしている。

## コ 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、標準給付費見込額を基に第1号被保険者負担分及び調整交付金合計額から調整交付金見込額を引き、財政安定化基金拠出金を加え、第3期準備基金取崩金を引いて算出する。

さらに、平成21年4月からの介護報酬単価の改定に伴う保険料の上昇を抑制するため、国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金を充当することによって、各段階の保険料からその上昇分に係る半額相当額を軽減する。

① 標準給付費見込額(平成21年度～平成23年度)	49,951,980千円
② 地域支援事業費見込額(平成21年度～平成23年度)	1,040,416千円
③ 第1号被保険者保険料負担分及び調整交付金合計額((①+②)×20%+①×5%)	12,696,078千円
④ 調整交付金見込額(①×5.04%)	2,517,580千円
⑤ 標準給付費分の第1号被保険者保険料収納必要額(③-④)	10,178,498千円
⑥ 財政安定化基金拠出金見込額((①+②)×0.04%) ただし、第4期は拠出金なし。	0
⑦ 財政安定化基金償還金	0
⑧ 第4期準備基金取崩額	350,000千円
⑨ 介護従事者処遇改善臨時特例交付金	128,185千円
保険料収納必要額(⑤+⑥+⑦-⑧-⑨)	9,700,313千円

## サ 保険料賦課総額

第1号被保険者に対する保険料賦課総額は、滞納による収納額低下を考慮し、保険料収納必要額を予定保険料収納率の98.70%で除し費用額を算出します。

$$\begin{aligned} \text{保険料賦課総額} &= \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{予定保険料収納率}} = \frac{9,700,313\text{千円}}{98.70\%} \\ &= 9,828,078\text{千円} \end{aligned}$$

## シ 第1号被保険者の保険料の算出

## ① 所得段階補正後第1号被保険者数

所得段階	3年間の被保険者数累計		被保険者割合		加重係数		合計	
第1段階	190,066人	×	1.927%	×	0.50	=	1,831	
第2段階		×	14.874%	×	0.50	=	14,135	
第3段階		×	10.593%	×	0.75	=	15,100	
特例第4段階		×	22.381%	×	0.90	=	38,285	
第4段階		×	10.789%	×	1.00	=	20,506	
第5段階		×	10.322%	×	1.15	=	22,561	
第6段階		×	13.946%	×	1.25	=	33,133	
第7段階		×	11.170%	×	1.50	=	31,846	
第8段階	×	3.998%	×	1.65	=	12,538		
所得段階を加重した第1号被保険者合計								189,935

## ② 第1号被保険者の保険料基準額月額

$$\begin{aligned}
 \text{保険基準額月額} &= \text{保険料賦課総額} \div \text{所得段階補正後第1号被保険者数} \div 12\text{月} \\
 &= 9,828,078\text{千円} \div 189,935\text{人} \div 12\text{月} \\
 &= 4,312\text{円}
 \end{aligned}$$

## ③ 所得段階ごとの保険料月額及び年額

所得段階	保険料基準額月額		加重係数		所得段階ごとの保険料月額	所得段階ごとの保険料年額
第1段階	4,312円	×	0.50	=	2,156円	25,900円
第2段階		×	0.50	=	2,156円	25,900円
第3段階		×	0.75	=	3,234円	38,800円
特例第4段階		×	0.90	=	3,881円	46,600円
第4段階		×	1.00	=	4,312円	51,700円
第5段階		×	1.15	=	4,959円	59,500円
第6段階		×	1.25	=	5,390円	64,700円
第7段階		×	1.50	=	6,468円	77,600円
第8段階	×	1.65	=	7,115円	85,400円	

## ④ 第3期事業計画期間との比較

所得段階	第四期年間保険料 (平成21年度～平成23年度)	第三期年間保険料 (平成18年度～平成20年度)
第1段階	25,900円	22,100円
第2段階	25,900円	22,100円
第3段階	38,800円	33,100円
特例第4段階	46,600円	44,100円
第4段階	51,700円	
第5段階	59,500円	55,100円
第6段階	64,700円	
第7段階	77,600円	66,200円
第8段階	85,400円	

## 2 保健福祉・介護サービス利用意向調査の結果(抜粋)

### ○盛岡市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画意向調査

- ①調査時期 平成20年7月
- ②調査期間 平成20年7月9日～平成20年7月31日
- ③調査方法 郵送による配布・回収
- ④調査対象 下表のとおり

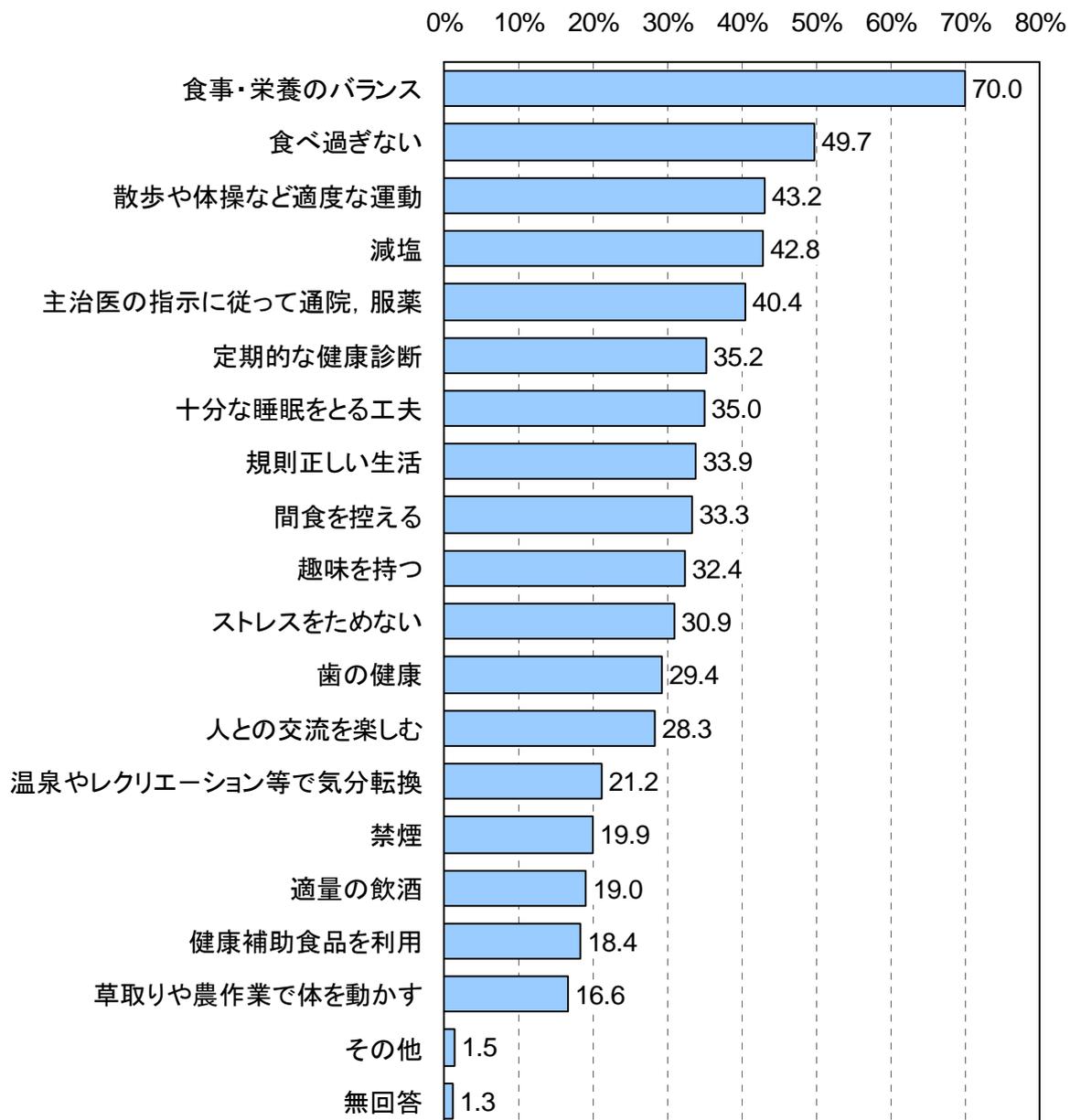
項番	調査対象	調査数	回収数	有効回答数	回収率
1	40歳以上の方で要介護認定を受けていない方	1,000	524	524	52.4%
2	40歳以上の方で要介護認定を受けている方	1,000	568	568	56.8%
3	40歳以上の要介護認定を受けている方で、施設に入所している方	500	250	250	50.0%
合 計		2,500	1,342	1,342	53.68%

## 要介護認定を受けていない方の調査結果より

## ■ 健康に気をつけていること

健康に気をつけていることを尋ねたところ、「食事・栄養のバランス」と回答した割合が最も多く、次いで「食べ過ぎない」、第3位には、「散歩や体操など適度な運動」(43.2%)、次いで「減塩」(42.8%)、「主治医の指示に従って通院, 服薬」(40.4%)と続いている。

## ■健康に気をつけていること（複数回答）

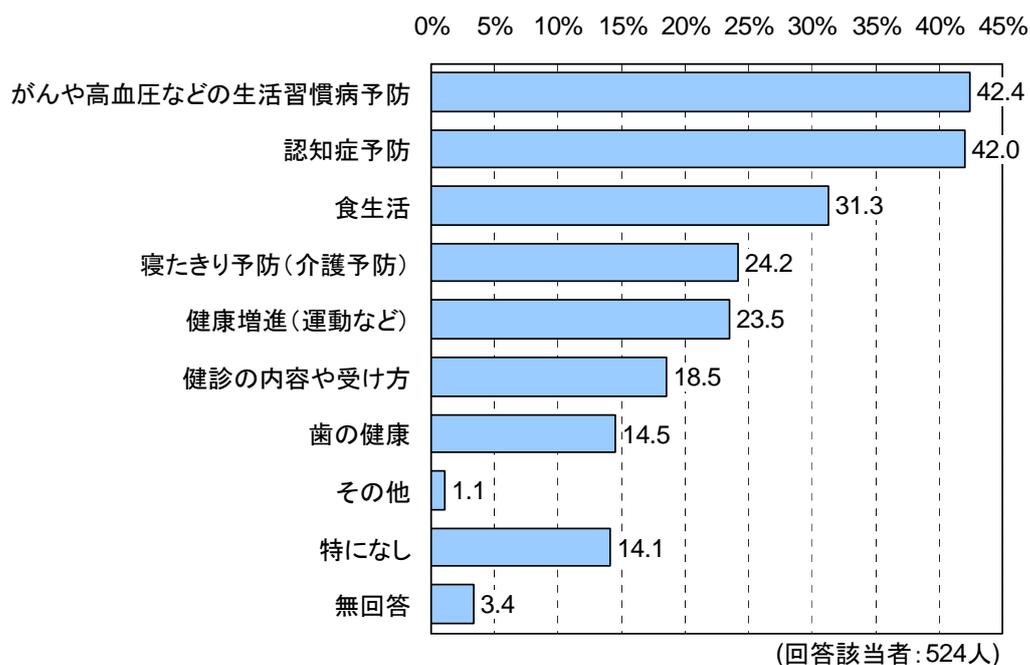


(回答該当者: 463人)

## ■ 健康に過ごすために知りたいこと

健康に過ごすためにどのようなことを知りたいか尋ねたところ、「がんや「がんや高血圧などの生活習慣病予防」が 42.4%と最も多く、次いで、「認知症予防」(42.0%)、「食生活」(31.3%)、「寝たきり予防(介護予防)」(24.2%)、「健康増進(運動など)」(23.5%)と続いている。

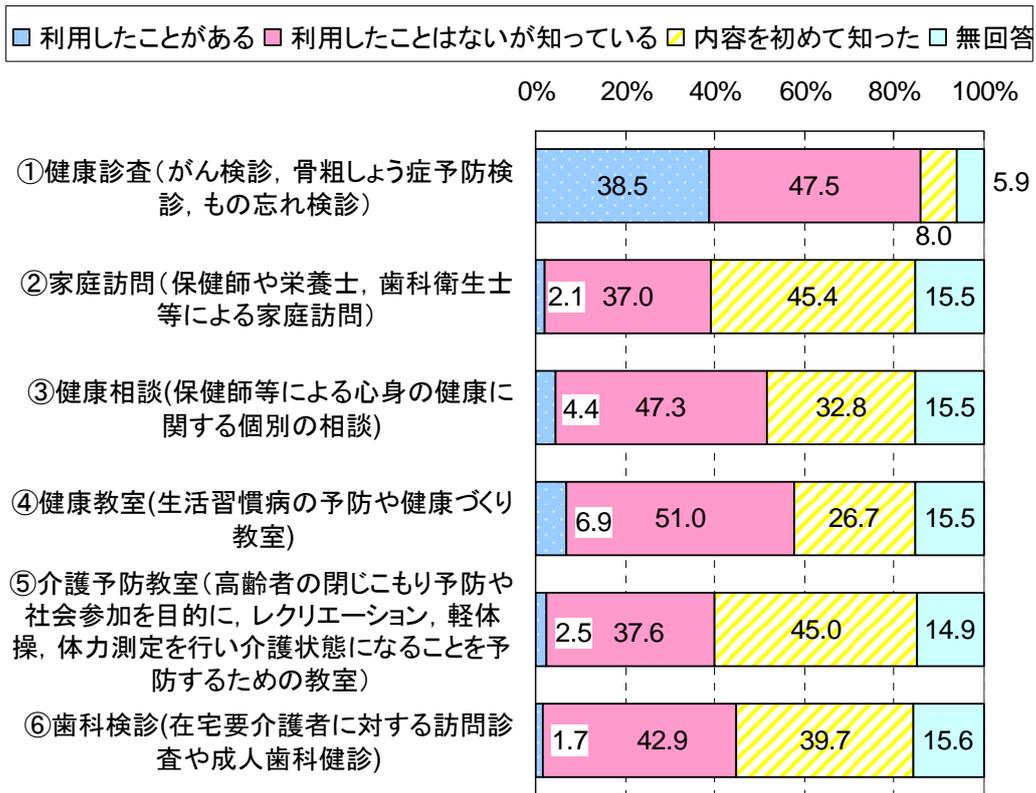
## ■健康に過ごすために知りたいこと(複数回答)



■ 市が実施している保健サービスについて

市が実施している保健サービスで、「利用したことがある」と回答した割合が最も多いのは「①健康診査」で、38.5%となっている。また、「②家庭訪問」と「⑤介護予防教室」において「内容を初めて知った」と回答した割合が4割を超えている。

■ 市が実施している保健サービスについて

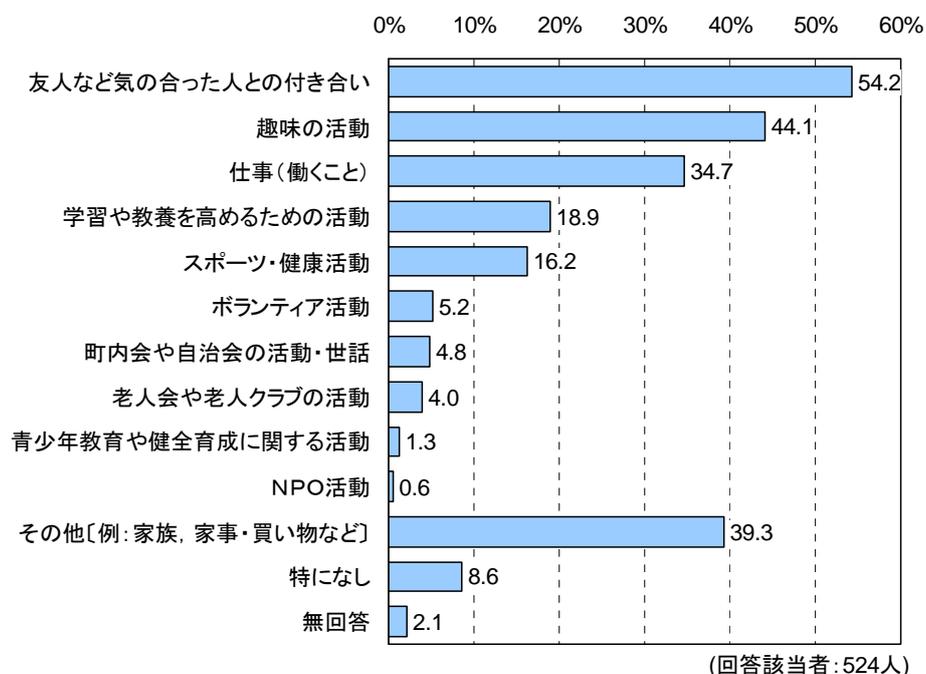


市が実施している保健サービスで、「利用したことがある」と回答した割合が最も多いのは「①健康診査」で、38.5%となっている。また、「②家庭訪問」と「⑤介護予防教室」において「内容を初めて知った」と回答した割合が4割を超えている。

## ■ 生きがいとしていること

生きがいとしていることを尋ねたところ、「友人など気の合った人との付き合い」が54.2%と最も多く、次いで「趣味の活動」(44.1%)、「仕事(働くこと)」(34.7%)、「学習や教養を高めるための活動」(18.9%)、「スポーツ・健康活動」(16.2%)と続いている。

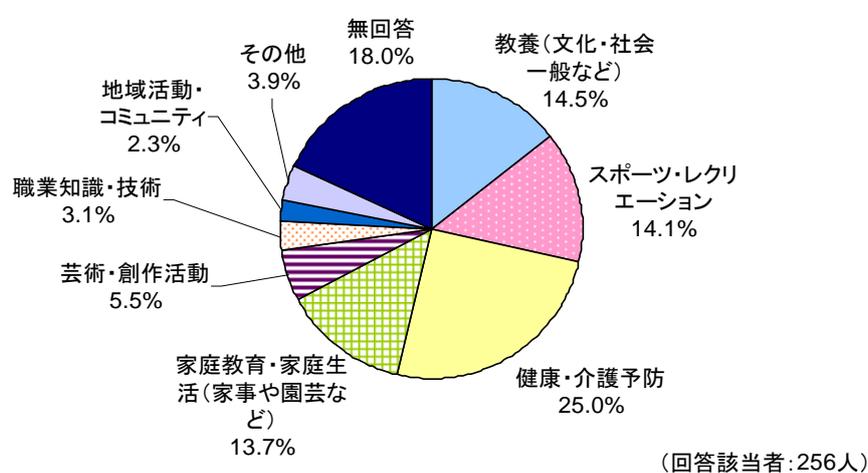
### ■ 生きがいとしていること(複数回答)



## ■ 生きがいを高めるために学びたいことについて

60歳以上の方に今後の生きがいを高めるために、特に学びたいこと尋ねたところ、「健康・介護予防」が25.0%と最も多く、次いで、「教養(文化・社会一般など)」(14.5%)、「スポーツ・レクリエーション」(14.1%)、「家庭教育・家庭生活(家事や園芸など)」(13.7%)と続いている。

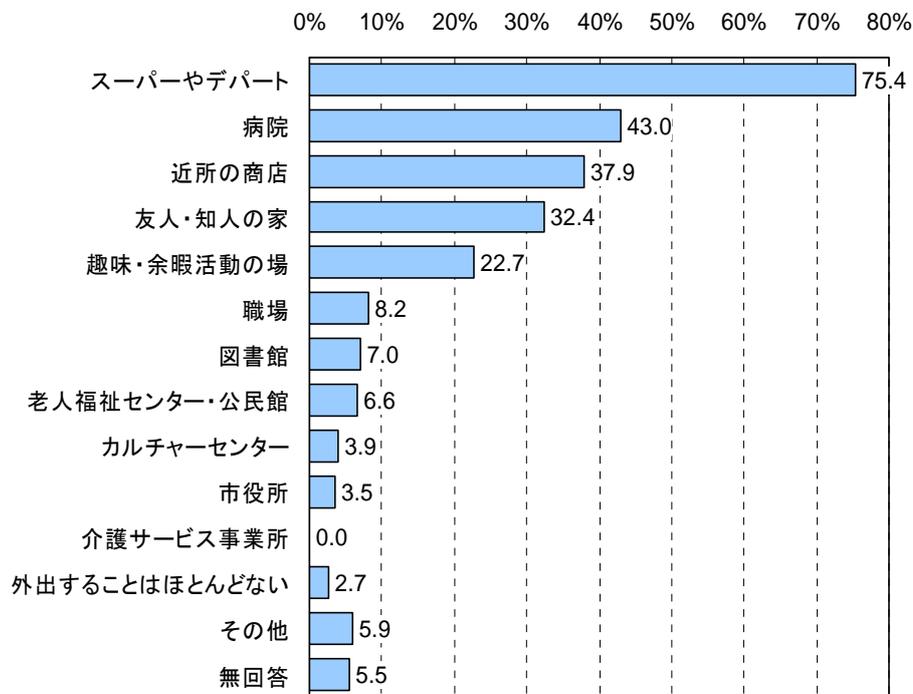
### ■ 生きがいを高めるために学びたいことについて



## ■ よく出かける外出先について

60歳以上の方がよく出かける外出先は、「スーパーやデパート」が75.4%で圧倒的に多くなっている。

### ■よく出かける外出先について（複数回答）

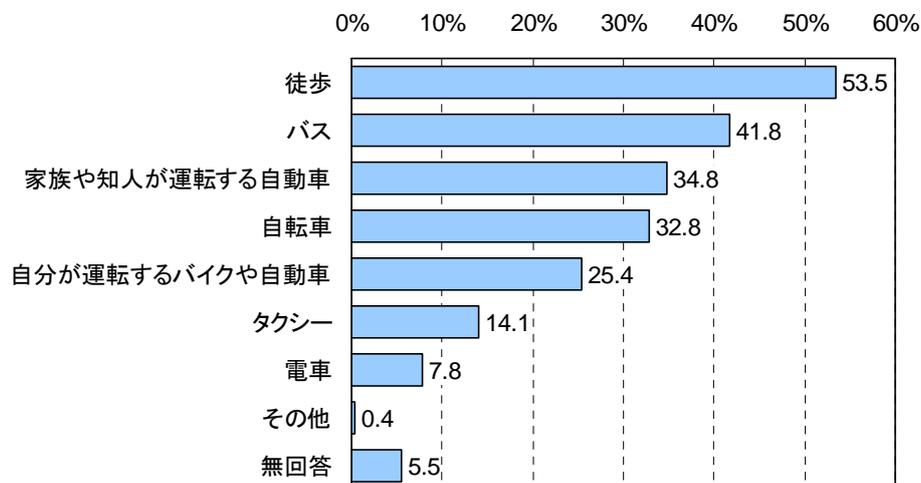


(回答該当者: 256人)

## ■ 外出する際の手段について

60歳以上の方に外出する際の手段を尋ねたところ、「徒歩」が53.5%と最も多く、次いで、「バス」(41.8%)、「家族や知人が運転する自動車」(34.8%)、「自転車」(32.8%)と続いている。

### ■外出する際の手段について（複数回答）



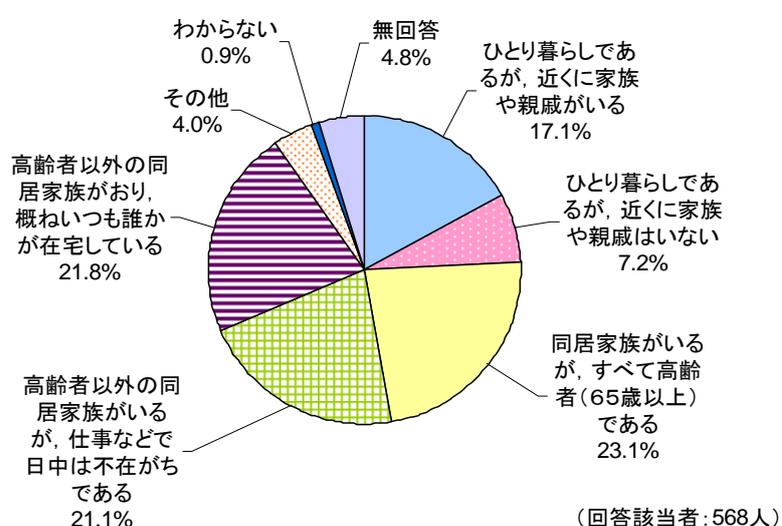
(回答該当者: 256人)

## 要介護認定を受けている方の調査結果より

## ■ 同居家族の状況について

同居されているご家族の状況について尋ねたところ、「同居家族がいるが、すべて高齢者（65歳以上）である」が23.1%で最も多く、次いで、「高齢者以外の同居家族がおり、概ねいつも誰かが在宅している」（21.8%）、「高齢者以外の同居家族がいるが、仕事などで日中は不在がちである」（21.8%）、と続いている。

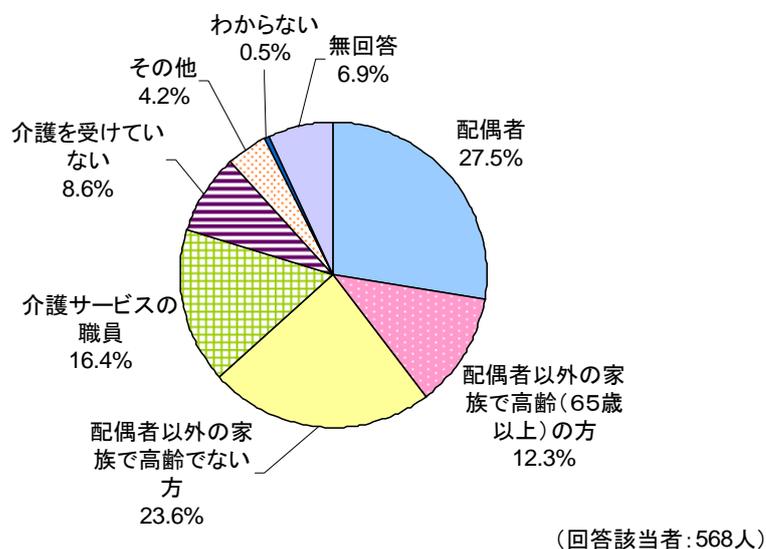
## ■ 同居家族の状況について



## ■ 介護を担当する方について

主に介護を担当されるはどなたか尋ねたところ、「配偶者」が27.5%で最も多く、次いで、「配偶者以外の家族で高齢でない方」（23.6%）、「介護サービスの職員」（16.4%）と続いている。

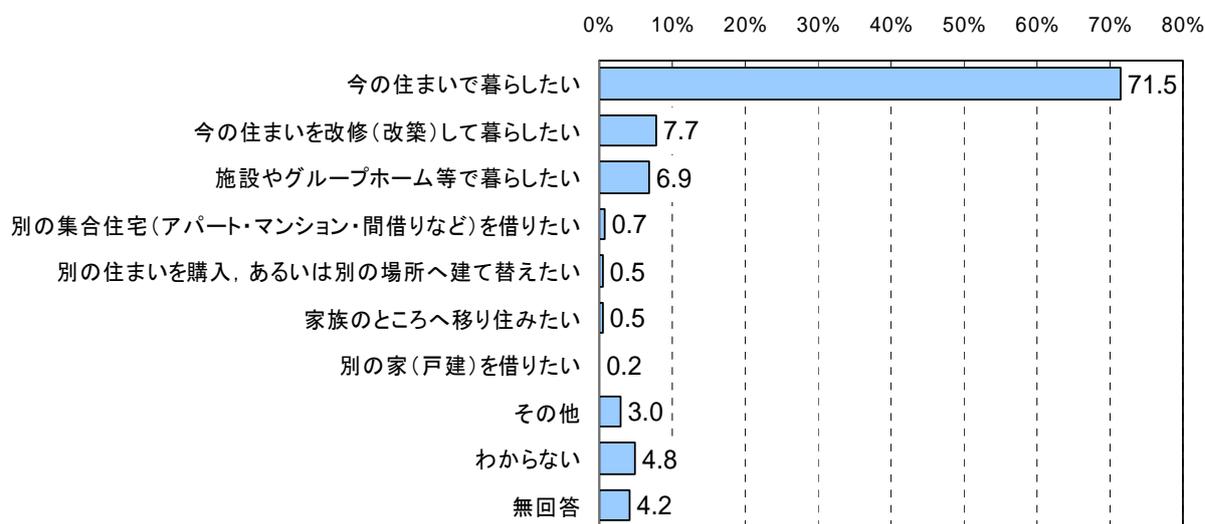
## ■ 介護を担当する方について



## ■ 今後の生活の場について

今後の生活の場について尋ねたところ、「今の住まいで暮らしたい」が71.5%と圧倒的に多くなっている。

### ■ 今後の生活の場について

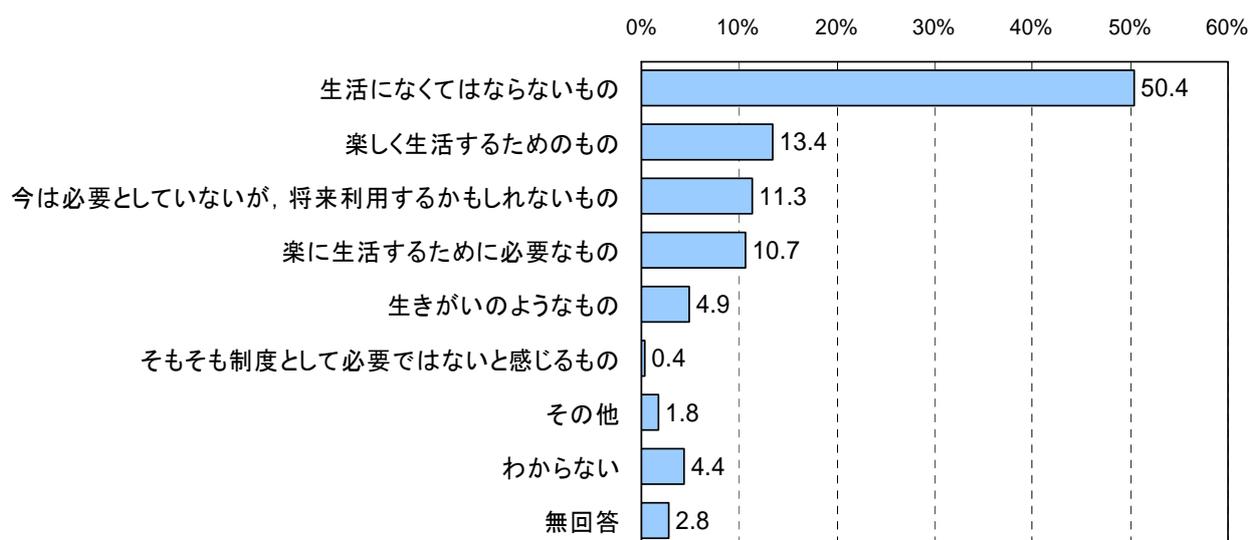


(回答該当者: 568人)

## ■ 回答者にとって介護サービスとはどのようなものか

回答者にとって介護サービスとは何か尋ねたところ、「生活になくてはならないもの」が50.4%と圧倒的に多くなっている。

### ■ 回答者にとって介護サービスとはどのようなものか



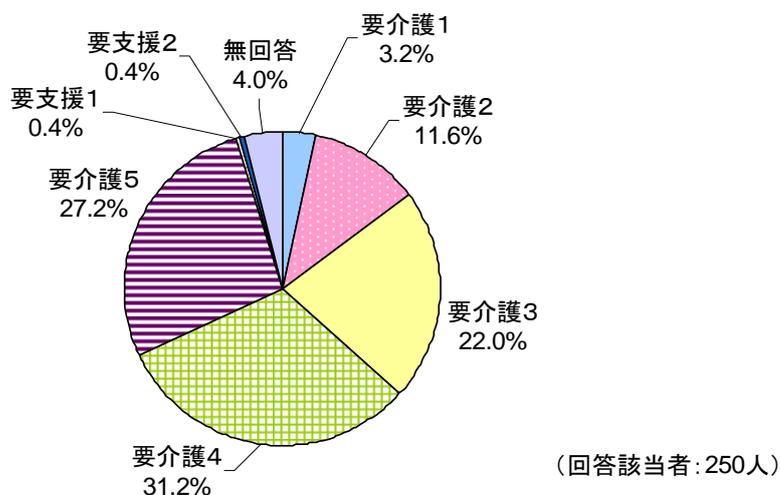
(回答該当者: 568人)

## 施設に入所している方の調査結果より

## ■ 現在の要介護度について

現在の要介護度は、「要介護4」が最も多く 31.2%を占めている。以下、「要介護5」(27.2%)、「要介護3」(22.0%)、「要介護2」(11.6%)、「要介護1」(3.2%)、「要支援1」(0.4%)、「要支援2」(0.4%)と続いている。

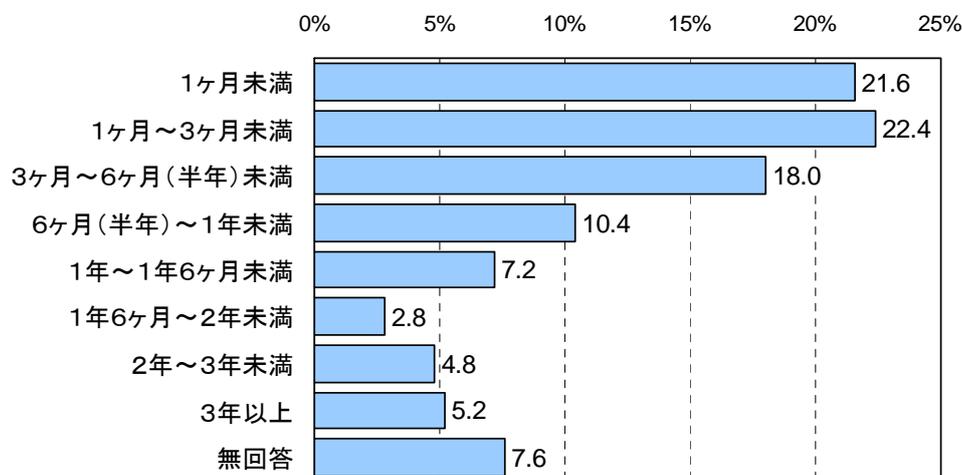
## ■ 現在の要介護度について



## ■ 申込から入所までに要した期間について

入所申込から入所まで要した期間は、「1ヶ月～3ヶ月未満」が 22.4%と最も多く、次いで、「1ヶ月未満」(21.6%)、「3ヶ月～6ヶ月(半年)未満」(18.0%)と続いております。全体の6割以上が6ヶ月(半年)未満で入所している。

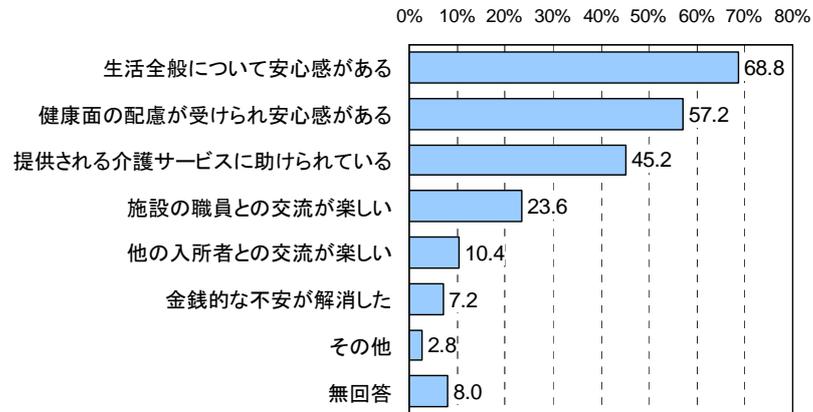
## ■ 申込から入所までに要した期間について



(回答該当者: 250人)

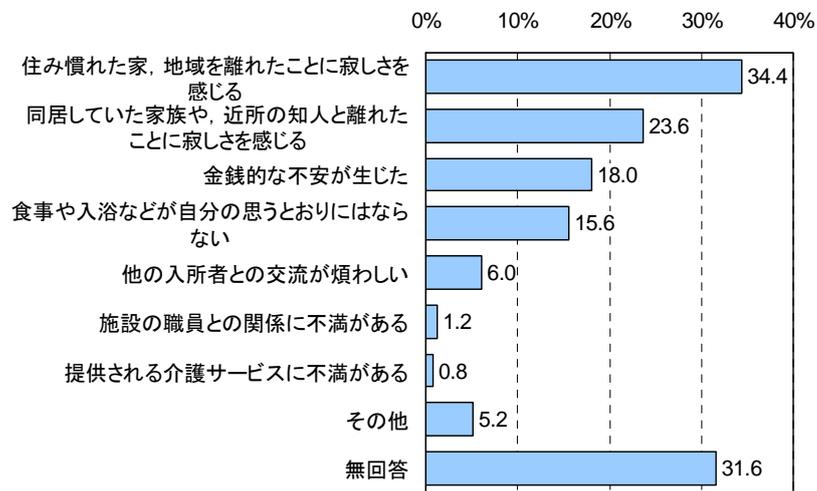
■ 入所後の生活について

■ よかった点



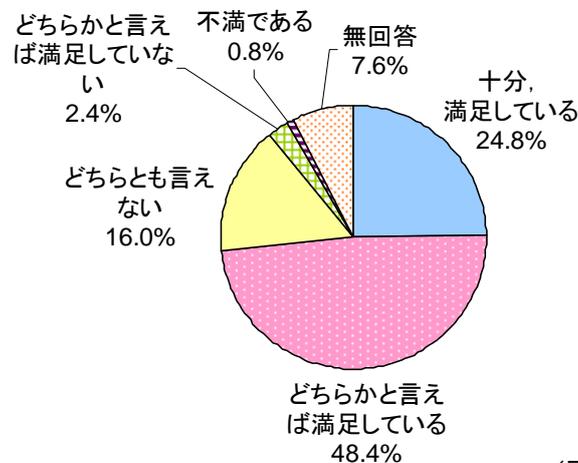
(回答該当者: 250人)

■ 不満を感じる点



(回答該当者: 250人)

■ 施設での生活の総合的な満足度



(回答該当者: 250人)

### 3 盛岡市介護保険運営協議会

#### (1) 盛岡市介護保険条例（抜粋）

(平成12年3月30日 条例第26号)

##### 第4章 運営協議会

###### (設置)

第13条 介護保険事業の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

###### (所掌事務)

第14条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業の費用に関すること。
- (2) サービスの提供状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が介護保険事業の運営上必要と認める事項に関すること。

###### (組織)

第15条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する委員6人
- (2) 事業者及び施設を代表する委員6人
- (3) 公益を代表する委員5人

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

###### (会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ公益を代表する委員のうちから委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

###### (会議)

第17条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、第15条第1項各号に掲げるそれぞれの委員の1人以上が出席し、かつ、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

###### (庶務)

第18条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

###### (委任)

第19条 第13条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## (2) 審議経過

	開催月日	審議内容
第一回	平成20年7月30日(木)	計画策定スケジュールについて 市民の利用意向調査について
第二回	平成20年10月2日(木)	計画のたたき台について 市民の利用意向調査結果の概要について
第三回	平成21年2月12日(木)	計画の案について

## 4 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会

### (1) 盛岡市社会福祉審議会条例

(平成19年12月25日 条例第60号)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会が法第8条第2項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(専門分科会)

第6条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項(同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。)を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。

- 2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあつては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあつては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。
- 4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 第4条第2項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第4条及び第5条の規定に準じて審議会で定める。

(審議会の議決の特例)

第8条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)又は社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## (2) 審議経過

	開 催 月 日	審 議 内 容
第 一 回	平成20年5月26日(月)	計画策定スケジュールについて 市民の利用意向調査について
第 二 回	平成21年2月12日(木)	計画の案について

## 5 盛岡市地域包括支援センター運営協議会

### (1) 盛岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(平成 18 年 2 月 15 日 市長決裁)

(設置)

第 1 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 1 1 5 条の 3 9 に規定する地域包括支援センター(以下「包括センター」という。)の適切、公正、かつ中立な運営の確保その他包括センターの運営支援に関し意見を聞くため、盛岡市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 運営協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 包括センターの設置等に関すること。

ア 包括センターが担当する圏域の設定。

イ 包括センターの設置、変更及び廃止。

(2) 包括センターの設置者による、予防給付に関する事業の実施に関すること。

(3) 包括センターが、予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業に関すること。

(4) その他運営協議会が包括センターの公正及び中立性を確保するために必要と認める事項。

(組織)

第 3 運営協議会は、次に掲げる団体等の代表者による委員 1 0 人以内をもって組織する。

(1) 介護保険サービス事業者及び職能団体。

(2) 利用者及び被保険者。

(3) 介護保険以外の地域・福祉組織及び地域における権利擁護・相談事業等を担う団体。

(任期)

第 4 委員の任期は、委嘱の日から 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 この要綱の施行後最初の委員の任期は、前項条文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 運営協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 運営協議会は、市長が招集する。

(意見の具申)

第7 運営協議会は、第2の所掌事務に関し協議した内容について、必要がある場合は市長に対し意見を具申することができる。

(意見の聴取)

第8 運営協議会は、専門的な見地から有識者等の意見を聴取するため、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9 運営協議会の庶務は、保健福祉部介護高齢福祉課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

## (2) 審議経過

	開催月日	審議内容
第一回	平成20年10月9日(火)	計画のたたき台について 市民の利用意向調査結果の概要について 計画のスケジュールについて
第二回	平成21年1月29日(木)	計画の案について

## 6 盛岡市地域密着型サービス運営委員会

### (1) 盛岡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(平成18年2月15日 市長決裁)

(設置)

第1 介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する地域密着型サービスの適正な運営を図るため、盛岡市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 運営委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域密着型サービスに係る事業者の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの運営・評価に関すること。

(組織)

第3 運営委員会は、次に掲げる団体等の代表者による委員10人以内をもって組織する。

- (1) 介護保険サービス事業者及び職能団体。
  - (2) 利用者及び被保険者。
  - (3) 介護保険以外の地域・福祉組織及び地域における権利擁護・相談事業等を担う団体。
- (任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 この要綱の施行後最初の委員の任期は、前項条文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5 運営委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 運営委員会は、市長が招集する。

(意見の具申)

第7 運営委員会は、第2の所掌事務に関し協議した内容について、必要がある場合は市長に対し意見を具申することができる。

(意見の聴取)

第8 運営委員会は、専門的な見地から有識者等の意見を聴取するため、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9 運営委員会の庶務は、保健福祉部介護高齢福祉課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

## (2) 審議経過

	開催月日	審議内容
第一回	平成20年10月9日(火)	計画の施設整備計画のたたき台について
第二回	平成21年1月29日(木)	計画の案について(事業者募集について)

**盛岡市 高齢者保健福祉計画  
第4期介護保険事業計画  
(平成21年度～平成23年度)**

---

**発行** 盛岡市 平成21年3月  
**電話** 019(651)4111  
**事務局** 保健福祉部介護高齢福祉課